

平成21年知立市議会 3月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成21年3月13日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

山崎りょうじ	川合 正彦	永田 起也	村上 直規
三浦 康司	高橋 憲二	嶋崎 康治	

4. 欠席委員

神谷ひさ子

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長 (会計管理者事務取扱)	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	今井 尚	市 民 協 働 課 長	成田 春夫
総 務 部 長	近藤 鈴俊	総 務 課 長	加古 和希
防 災 対 策 室 長	佐藤 勇二	税 務 課 長	山口 修
監査委員事務局長	村井 賢一	教 育 長	石原 克己
教 育 部 長	蟹江 芳和	教 育 庶 務 課 長	加藤 育雄
学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一	生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦
ス ポ ー ツ 課 長	杉山 月男		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	坂田 広	議 事 係 長	池田 立志
担 当 係 長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第1号	知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第2号	平成21年度における固定資産税等の納期の特例に関する条例	〃
議案第3号	知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第8号	愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃
議案第10号	平成20年度知立市一般会計補正予算（第5号）	〃
議案第17号	平成21年度知立市一般会計予算	〃
議案第20号	平成21年度知立市土地取得特別会計予算	〃
議案第25号	知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
議案第27号	平成20年度知立市一般会計補正予算（第6号）	〃

午前10時00分開会

○川合委員長

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は9件、すなわち議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第8号、議案第10号、議案第17号、議案第20号、議案第25号、議案第27号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第1号 知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号について、挙手により採決します。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第1号 知立市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第2号 平成21年度における固定資産税等の納期の特例に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号について、挙手により採決します。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第2号 平成21年度における固定資産税等の納期の特例に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第3号 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号について、挙手により採決します。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第3号 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号について、挙手により採決します。

議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第8号 愛知県市町村職員退職手当組規約の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○三浦委員

おはようございます。

それでは、一件だけお願いします。

83ページの生涯学習のまちづくり事業費補助金であります。マイナスの28万8,000円、この件について御説明をお願いします。

○生涯学習課長

生涯学習のまちづくり事業補助金につきましては、当初31町内で全部の町内で補助金の算定をしておりましたが、27町内からの補助申請ということで、この部分につきましては減額させていただいております。

○三浦委員

31町内のうち、27町内ということで、これも町内の方で推進委員をつかって生涯学習の講座を行っているということですね。これは、もう何年になりますかちょっと忘れましたが、ここ何年かたちまして、ふえてるのか減ってるのか、その辺の統計がわかりましたらお願いいたします。

○生涯学習課長

平成13年度から始まりまして、平成13年度は24町内、平成14年度が27、その後、平成17年度まで27町内会、平成18年度が26町内、平成19年度が24で、ことしは27というようなぼさぼさという推移で進んでおりますけども。

○三浦委員

町内としては27町内全部ということで変ってな

いということですけど、内容面において何回とかありますよね、4回だとか。その辺の数の推移をお願いします。

○生涯学習課長

各町内会からいろんな講座等が出ておりまして、この町内が幾つというわけではなくて、いろんな数を言えばよろしかったでしょうかね。いろんな町内会がメニューを持ってまして、それをまた研修会等では発表させていただいておりますけども、各町内会のメニューがいろいろあります。

○三浦委員

例えば私の町内の中山ですと、年に4回の講座やってると思うんですね。そういった回数のことを言ってるんですけど。

○生涯学習課長

中山は4回やっておりますけども、町内会によっては3回、4回、5回いろんな出前講座等も含めてやっておられますので、その町内会が幾つかというのは把握しておりますけど、今ちょっと資料ありませんけども、そんな感じでやっています。

○三浦委員

この町内の生涯学習の講座、前から私も言ってるんですけど、担当が把握していないといいますか、町内が何をやってるか申請というのは出してくると思うんですけど、把握の関係が余りはっきりしない。前も言ったと思うんですけど、町内が何年度、例えば今年度はどここの町内が4回やって、その内容はどれだということを広報とかそういうので情報といいますか、そういった情報を出したらどうかと前も言ったことがあると思うんですけど、そういった面が今されてるのかどうか。

○生涯学習課長

以前こういった御指摘がありまして、市のホームページの方に載せていった経緯がありますけども、現在ちょっとそれがやっておりますので、今後またそういったものをホームページ等でお知らせしていきたいというふうには思っております。

○三浦委員

やっぱりこれを推進していくに当たれば、やはり町内がどのようなことやってるかというのでそ

れを見てまたほかの町内もいろんな講座がわかると思うんですよね、どういうことをやってるかというのを。そういうことをしていかないと、だんだん私は面倒くさくてといたしますかね、町内の方の推進委員の方もね、数的には減ってるんじゃないかと思うんですよね、今。

そんなことで、これを推進して生涯学習宣言の知立市としてこれをやっていくということでしたら、そういったのをもうちょっと毎年といたしますか、確率的に広報なりホームページなりに町内に実績みたいな形を私は載せるべきじゃないかなと思うんですけど、それによってまた励みになりますし、そういったことで、また数がふえてくればまたこの事業費の補助金もまたお話になるか、いろんなことをまた考えていくと思うんですけど、そういったのがないもんですからね、なかなかほかの町内の実態というのがわからないということで、ぜひそれをしてほしいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○生涯学習課長

委員が言われましたように、講座等も今ちょっと資料が出てきましたけども、やはり少なくなっております。私ども職員が出向いて、各町内会がどんなことをやっているかということを生涯学習委員会の方にお話等、写真等撮りまして、またホームページの方に載せていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○三浦委員

そうですね。最初のころ、私も指摘したんですけど、町内で講座やってるときに、市の担当が出向いてないと。全然内容を知らないということで、担当とか教育長にも言ったと思うんですけど、そういった形で現場が何やってるかというのをやはり把握をしなければできないということで、ぜひそういった現場に行って実際の講座を見ていただいて、そういうのをまた推進するようにお願いします。

今、言ったように、広報なりホームページで情報をまた出していただくようによろしくお願いします。

それで、市長にお伺いしたいんですけど、知立市が生涯学習都市宣言をしております。市長の意見も一般質問か何かで聞きましたけど、この知立市の生涯学習都市宣言について、市長はどのように考えているのか、どういった形で進めていこうと思っているのか、そういった市長の思いをお聞かせをいただきたいと思います。

○林市長

知立市は生涯学習都市宣言をしております。これは当時、今もそうかもしれないんですけども、愛知県でただ一つです。市の中では知立市だけが生涯学習都市宣言しているというふうに思っております。そうした中で、この生涯学習のための補助金もつけさせていただいて、その各地域で生涯学習の芽生えというものを期待をさせていただいておるところでございます。

生涯学習の活動のメリットは、この一般質問で申し上げました私が標榜させていただいております市民参加のメリットと全く重なるわけでございまして、やはりまず一点は、1人1人の生きがい活動であります。これから高齢社会を迎えるに当たって、ますますこうしたお1人お1人がいろいろな生涯学習活動をされることによって、生きがいを持てる。

二つ目が、やはり趣味とか好みが同じにされた方々が集うことによって仲間ができる、コミュニティができる、そうしたメリットもあるわけでございます。

三つ目が、そうした仲間ができ、そしてコミュニティができるそうした中で、このまちに対する問題意識というのがより深まって、このまちを何とかしよう、こういうふうにしようというそうした前向きなまちをよくしようという心というか、そういうのも生まれやすくなっていくというそういうこと私、期待をしているわけでございまして、そうした中で、この生涯学習活動をどういうふうに進めていくかということでございます。やはり一番は、地域の芽生えというのを促進をしていく。ですから、何とかこの地域の推進員の方々を中心といたしまして、何とか地域の方々が、これ

もやろう、あれもやろうというそういうエネルギーがどんどん出てくるようなそうしたことをしていきたいなど。そうした中で、今、三浦委員御指摘のように、生涯学習活動をされている方が励みになるようなそうしたPRとかホームページ等で紹介等もさせていただきたいなという思いがあります。

また、あわせて、やりたいときに何か興味があったときに何でもチャレンジできるそうした場づくり、そんなものを何かあればやっていきたいいな。再三議会の中でも出ております生涯学習の拠点施設ですね、そうしたこともこれからいろいろな形で考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○三浦委員

市長の今、思い聞きましたけど、一つ生涯学習の拠点づくり、今ちょうど中央公民館がリニューアルして、この4月にオープンしますけども、私はこれの機会が一番いい機会だと思って、施設ですね、生涯学習センターという形で私は一番いいのかなど。金がかからず生涯学習センターができるということで提案してきたんですけど、名称は中央公民館という形ですということ、せっかくこういったすばらしいといいますが、リニューアルして公民館の方も変わりました。私もあの中をちょっと見させてもらいました。この間、御案内させてもらって、大分変わりました。一番変わっていいと思ったのは、前の茶室、あそこが普通の教室になって広がって、それから窓もついて明るい教室できたということですばらしいなと思っています。

それからまた、2階の円卓の部屋も広がって使い勝手がまたよくなってきたということ、そういったこと。それと、1階のオープンの受付、エレベーターができたということですね。そういったので使いやすい生涯学習の拠点になるべき施設ができたと思っています。これを有効に使って、やはり中央公民館のよさは、パティオと違って町なかにあって、歩いてなり自転車で行けるという

利点があって、やはり中央公民館が使いやすいと
いいですか、人が集まりやすい中央公民館になって
ます。そんな意味で、中央公民館はこれからも
また拠点ということでやっていただきたいと思っ
ております。

それと、この間聞いたのが、ボランティア活動
センター、手狭だということを開きましたけど、
それもまたこの中にも入れていってもらおうとい
うこともまた考えていってもらいたいなと思っ
ております。

そして今、市長が言った中で、いろいろ生涯学
習のことを言いましたが、一つは、この生涯学習
都市宣言ということで県下なり全国的に県内でも
一つしかありませんし、そういった意味にアピー
ルできる何か市長として形として思っているよ
うなことはないのか、その辺のことがもしあれば御
披露をいただきたいと思います。

○林市長

今、拠点の施設の話でございます。やはり今、
中央公民館ですね、一様に私も見させてもらいま
したが、非常によくなってきているなという思い
があります。そうした中で、この市民活動センタ
ーとのすみ分けというか、連携というか、そうい
うことも視野に入れながら考えていきたい。市民
活動も大きくとらえれば生涯学習活動であろうと
いうふうに私は思っております。そうした中で、
そうしたことも連携等々をちょっと考えていき
たいなと思っております。

あわせて、今、生涯学習宣言をしていること
についてのPRと申しますか、アピールでございま
す。まだまだ私、どういうふうに応用していき
くかなんてなかなか今は申し上げられませんがや
はり大事なことは、先ほど申し上げましたが、地
域のうねりと申しますか、盛り上がりと申しま
すか、各町内が、これもやろう、あれもやろうとい
うそういったエネルギーがわくことによって自然
とこの知立市の外に向けてアピールしていけるも
のではないかなというふうに思っております。

以上です。

○三浦委員

わかりました。

私たちもよく視察に行くわけですよ、全国へ。そういった場合に、例えば生涯学習の都市宣言をしてるとかそういうところをまず特徴を見ていくんですけど、知立の場合、多分、生涯学習の都市宣言していますけど、それ目当てに視察というのは余りないんじゃないかなと思うんですけど、そういった意味において、県下で一つ自慢できる、みんなが注目するような知立の都市宣言都市ということであつていてもらいたいなと思ってます。

以上です。

○永田委員

少しだけ教えてください。

予算書の81ページと83ページでありますけども、特色ある学校づくりの推進委託事業、これマイナス3万円と3万円ずつ小学校、中学校となっておりますけども、この詳細についてお教えてください。

○教育庶務課長

まず、81ページの小学校の部分の特色ある学校づくりにつきましては、予算で1クラス1万円ということで当初予算を作成させていただいております。今回149クラスから146クラスということで、3クラスの減ということでクラス減による3万円の減額をさせていただいております。

中学校費の83ページにつきましても、当初予算編成時は65クラスを見込ませていただいております。62クラスということで3クラス分の3万円ということで減額させていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○永田委員

これはたしか県の事業だったかな。ちょっと思いつけなかったけども。

○教育庶務課長

これは市の単独事業ということで行っております。

○永田委員

大変失礼しました。

1クラス1万円分という形で65クラスにという

ことでマイナス3クラス分ということでマイナス減3万円ということになってるというふうに御披露をいただきました。

この1クラス1万円ですね、特色ある学校づくりということで、具体的にどういった内容が行われたのか、御披露いただけますでしょうか。

○教育庶務課長

各学校によって取り組む内容はおのおのであります。総合学習等の中で、各クラスによっていろんな調査とか調べごとをやります。そのための消耗品がほとんどのものになります。

以上です。

○永田委員

この総合学習のもろもろの費用かかる消耗品ということで、例えばそういった冊子だとかね、そういうことで多分使われたと思うんですけども、この中で、総合学習という形でやってらっしゃると思うんですけど、この費用対効果といいますかね、どういったものができたというか、その中では、先ほど総合学習の形で一応職場体験だとかそういったことを多分やってるんじゃないかなというふうに御想像するわけでございますけども、これは個々にそういった生徒の体験談というような感じなのかという、ちょっとその内容がはっきりまだわからないもんですから、その辺について。これ名目上では特色ある学校づくりというふういうたつてあるもんですから、特色ある1クラス1万円ということは、何か特色あるクラスをつくるのかなというような想像にもとらえられるんですけども、その辺についていまいよくわからないので教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長

今、特色ある学校づくりの具体的な成果というようなお尋ねだと思います。先ほど庶務課長の方、消耗品が主なものという話もありました。学習を進めていく上での地域の方とか専門的な知識を持った方の講師を依頼する場合にも講師料という形でも使わせていただいております。

大きな年間として、この学年ではこういうことを行っていこうというもちろん大きな計画を立て

ておるんですけども、子供たちの学習の進み方によっては、急遽このような方をといった場合に、こういっては失礼ですけども、お金があるともちろん年間計画で立てていくわけですけど、そういう使い方ができるということであります。

先ほど委員が言われた職場体験につきましては、これは県のあいち・出会いと体験の道場ですね、これはまたちょっと別に予算があります。

以上です。

○永田委員

特色ある学校づくりというのは、つね日ごろから多分学校一つであればそういったものを目標なんか、教訓も全部違いますしね、そういった特色ある学校を目指すということを日々やっているとしゃると思われましてけれども、その点、いつも市長が言われる最少の経費で最大の効果をあげるといふようなこともあります。ぜひともまたこれからこういったもので特色ある学校をいのように使っていただければというふうに思います。

また教えてほしいんですけども、同じ81ページで上の方で校舎耐震補強工事1億2,000万円減額となっておりますけれども、施設整備費1億4,700万円、この金額について詳細を教えてくださいませんか。

○教育庶務課長

これにつきましては、東小学校、八ツ田小学校、南小学校の校舎の耐震補強工事によるものであります。予算対しまして入札差益の3校の減額ということでまとめて1億2,000万円余ということで減額を計上させていただいております。よろしくお願いたします。

○永田委員

余りにもちょっと金額が多かったものですから、1校どこかやめちゃったのかなというようなそんなふうにもみえたもんですから、済みません。

東小学校と八ツ田小学校と南小学校、この3校舎の補強工事の三つの残だというようなことで御披露をいただきました。

この上の校舎の増築工事2,400万円ということになっておりますけども、これはどこになるんで

すかね。これも三つ、何かその辺も教えてください。

○教育庶務課長

校舎の増築工事費ということで2,400万円余の減額をさせていただいております。これにつきましては、来迎寺小学校の増築工事の入札差益残ということで出させていただいております。1校であります。よろしくお願いたします。

○高橋委員

今回の補正予算は、16億8,456万9,000円の減額補正で、一般会計の総額を200億円余という全体的内容ですね。今、質疑があったように、年度の不用額に相当する財源の減額、歳出の減額をそれぞれ計上されまして、財政調整基金への積み立て、あるいは財調繰り入れの減額、市債の減額というようなことで先ほど言ったような減額になっていきますが、来年度は来年度でまた審議したいんですがね、最終この決算見込みを現時点でどのような方向として見出していらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○総務課長

今の御質問でございます。ちょっと回答になるかどうかわかりませんが、一応財調として取り崩しを予定しておった額は、そのままゼロにしました。また、なおかつそれ以上の剰余金が出るということで、新たに積み立てとして1億2,700万円ほど予定をしております。したがって、今年度末の財調の残高といたしましては、19億400万円余という形の残高となります。財調の今金額を申し上げただけでございますが、それ以外の決算見込みにつきましては、今回の3月補正の方であげさせていただいたという形になっております。

以上です。

○高橋委員

それは決算見込みといわないんですよ。3月補正の概要を説明してくれたんでしょ。3月補正予算の内容を説明してくださったんだわ。それは予算書を見ればわかるわけ。この最終補正予算を調定されて以降、激しい金融危機が襲い、今ここで補正予算審議しておる過程の中でも次々と事態

は変化しておるわけでしょう。だから現時点でまだ調定されていない決算について、どういう見込みをしているのか。例えば歳入、市税についてまだ留保されているのか。予算というのは入りと出があって初めてゼロになるんでね、だから入りと出の関係で調定していくわけだから、例えば歳入を留保していても歳出がなければその歳入は決算まで留保するということになるじゃないですか。そういう点で、この補正予算はわかりました。今のお話は説明をされたわけですが、最終的に決算に向けて、どういう見通しをもってみえるのか。いわば決算見込みというのはそういう意味なんです、どうですか。

○総務部長

委員の御質問の繰越決算の見込みですけれども、12月で市税の方を出ささせていただきます、そのときに法人税並びに個人市民税出させていただきます。その中身は、それ以降のいわゆる同時不況に伴う部分は、ある程度予算の中で何とかクリアできるのではないかなという数字をもっております。

そして、常にございます繰越金の中身になりますけれども、去年は8億数千万ということで、これは駅周とそういった問題で大きな財源が繰り越されている中身がございましたけれども、今年度今回の補正予算見ていただいてもおわかりかと思いますが、歳入と歳出もかなり細かいところまで各部署の方で行ってきておりますので、恐らく繰越金については、私としては5億円から6億円の程度ではないかと思えます。

ただ、予算規模が大きくなってきておりますので、基本的にはちょっといかもしれません、そんな感触でみております。

○高橋委員

繰り越しが5億円から6億円見込めるんじゃないか。当初予算で2億円繰り越しは既に食ってみえますので、残りが3億円とか4億円出てくる可能性があれば、それは来年度の財源に回ってくるということですが、大体しかし、この補正予算の流れの中で推移していくという趣旨の答弁ではな

かったかと思うんです。

それで、私、本会議でも申し上げましたし、昨日の建設水道委員会でも意見出たんですが、鉄道高架事業の財源として4,130万円が一般財源からよっこされる形になってると。これは本来そういう一般財源の充当を必要としないことになっているんですが、4,130万円よっこする。その理由は、土地整備基金で充当すべきお金のうち、8億円は土地でもってると、お金を土地に転換したと。そのうち5億円は鉄道があがってもなおかつ換金できない。つまり売却できない高架直近に土地を求めているので、高架ができてしまわないとそこが売却できない。それが5億円あるというわけですね。だから連立事業を進める部としては、何とか5億円に相当する額を一般財源で充当してもらわないとこの鉄道高架事業が進まないということから、比較的この今言われたように、年度の最終調整の補正予算としてお金がぐっと余っているとか、瞬間的には、で、こういうときにひとつ一般財源を鉄道の方に入れてほしいということで4,130万円、ちょっと説明が長くなったんですが、入れようという補正予算になっているんです。

私は、これに異議を申し上げました。こんなことやっていいのかといいことです。昨日の建設水道委員会では、総務と協議して、こうした一般財源の充当については土地を一般財源に買って一般会計で買っていただいて普通財産に置き換えることによって財源の置きかえをやるんじゃないかと、こういうふうに総務と話ができていたという趣旨の答弁がありました。そこはよろしいですか。ずくずくでそういうことをやってほしくないんですよ、私はね。そこはきちっと会計処理上明確な形で対応できるのかどうか明らかにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長

本会議でもございまして、その件につきまして、都市整備部の方で答弁をさせていただきましたけれども、内部的にごちゃごちゃとするわけじゃございませんけれども、私は、都市計画施設整備基金という特定目的基金、いわゆるその内容からす

ると、本来は現金で行っていくというのが基本のスタンスだと思っております。したがって、事業の形態上、土地に一定の事業上でこれが土地に変わるけれども現実的には最終の終わっていくときにはそれが現金に振りかわって事業費に充当されるんだというのが基本のスタンスだと思うんですが、その事業の中で、委員の御指摘のように、8億円並びに5億円という話がありましたが、そこら辺はもう少し土地をむやみやたらに買って、それが普通財産の切りかわってきたら基本的には普通財産でも売却できないものを塩漬けとして扱っていくということになりますので、ちょっと大変なものをお預かりしてくという中身になるんですが、が、しかし、それは事業の中でどうしても5億円とかそういうものが出てくる場合は、それが普通財産の中できちっとこれがこれに変わってきておるんだというものを明確にしながら、また今後、都市整備基金そこで買われる場合には、何らかの形で総務としてもこれはどういう理由なんだということをしっかり見きわめてやっていくことが大事だというふうに思っております。

したがって、長くなりましたけれども、財源的にですね、今こういう状況だと財源的に最後の3月のときに出てきた場合は、できるだけ本来の趣旨に沿って都市計画施設整備基金の方に戻して基金と起債で連立事業をやっていくという形に都市計画施設整備基金内の売却が非常に難しい土地を処理していきたいと、このように考えております。

○高橋委員

私、本会議でも申し上げたんですが、鉄道高架のために長年の市税を貯金してきたんだよね。基金として積み上げてきた。その基金の一部を鉄道高架のために用地が必要だからということで、この基金を使って用地を買ってきた。必要な用地はもちろん買わなきゃいかんけれども、付随する用地があって、それが鉄道が高架されるまでその土地が売れないということになって、結局鉄道のために積んできたお金を土地に変えたけども、その土地が売れないために鉄道資金にそのお金が充当できないというこういう極めて自己矛盾に今、陥

つとるんだね。それをしかも役所の中では、牽制をされたのかどうかしらんけども、それがごく当たり前に続いていったと。その結果、8億円の土地に変わった基金があり、そのうち5億円は、もうはっきり鉄道高架が上がっても上がるまでは売れないということがわかった。

今回の補正予算でもね、公共用地を取得された。3,500万円で取得されたけども、基金を使ってね。これも高架が上がるまでは売れないということになった。またこれも新たに買ってござるわけだわ。こういうことが続いていくとどうということが起きるかという、結局鉄道高架のために積み立ててきた基金が鉄道高架のために使えずに、その不足分を一般財源、市の税金を入れて対応するということになれば、一般財源がますます厳しくなって一般会計をおかすことになる。この関係ですね。今回そのことを私ども明確にして、しかし、入れなきゃいかんお金を入れないと鉄道が前へ進んでいかないとすれば、これ入れなきゃいかんけども、かといって今、総務部長答弁のように、売れるか売れんかわからんような土地を一般財源を入れて、つまり税金を入れて買いこんで、その税を土地に転嫁してみてもいかほどの値打ちがあるのかということになるんだわね。そんな土地を買うということについては、逆に市民から批判があるんじゃないのかということなんです、それはいたしかえしの話でね、かといって、その土地を名義も変えずに、それはいいじゃないかといって一般財源を次々とつぎ込んでいく。4,130万円今回つぎ込むんですよ。そんなお金を一々覚えとれへんがね、私たちも。だけど、ずくずくと入っていくと。土地は引き続き基金が持ったままというようなことでは、極めて不明瞭きわまりない。この関係をどうするかという私の問いかけなんですよね。これどうするんですか。

かといって5億円全部一気にやるなんてことは困難だし、そんなことをする必要はありません。しかし、備蓄しながら基金のための備蓄をまたやらないかと、一般財源で、こういう因果な話に今なつとるわけで、しかも金融危機でますます財

政が厳しくなる。だから、もうちょっとわかるような説明してもらえませんか。4,130万円今回そういうことにするんだが、4,130万円というのはどこの土地と置き変えるのか。そういう称号がないとそんなものは土地を担保に一般会計から金を貸すと、いわば一時的に基金にね、こういうことになるわけでしょう、実際問題。だから、その担保になる土地がどういうものであるかということをごどこかで明記し、わかるように管理しておかなかったら、そんなものはくしゃくしゃになっちゃうわね。かといって5億円踏み込めるのかということならノーですよ、そんなことは。

だから、その点を地方自治体のさっき出しましたかね、最少の経費で最大の効果をあげるというこの理念をも満たせるような形でどう処理するのかということ。これが皆さんの今、知恵の出どころだと思うのですが、方向性について明らかにしてください。

○総務部長

まず、4,130万円につきましては、これは査定段階において、基本的に連立事業の事業費10億円に対する市の負担金の2億5,000万円の中身が最終的に8億2,600万になったということで、その部分のいわゆる2億650万円、そのうちの80%が市債なんだと。その裏が、いわゆる基金の落とし込みと、これが原則的な増でありました。

その部分について、前の9,000万円という話もありまして、私もそれを是正をさせていただきましたが、今回はそういった中身を踏まえて認識をされているよねと、大丈夫なんだね、こちらに時代に振りかえてと、この議論でやったわけですが、論旨であります土地の問題については、やはり今後は処理の仕方というものも本会議の中で土地開発基金というなお話もございましたが、もう少し内部で調整をしていきたいと思っておりますが、少なくとも連立にかかわって連立の事業で土地が振りかわって、そして、それは後には処理されていくという以外の附属部分については、できるだけ精査をしていかざるを得んという思いであります。もう少しお時間をいただきました

と思いますが、基本的には、そういった財産が余剰の中で何らかの形で一般会計で買ってあげて事業費という形に戻ると、こういう形を考えていかざるを得んではないかなというように思っております。

○高橋委員

建設水道委員会ではね、非常に不合理な歳出なんだけども、そういう対応を一般財源、一般会計でやろうということをやとして一応賛成したんだわね、その4,130万円についてね。極めて変則的なんだけど。だから、

これはひとつ会計の処理としてよくわかるような内容にしておいていただかないと、これはくしゃくしゃになっちゃう可能性がある。どこの土地だったかなと。買った原価と売却原価の間に差ができたときには、ますますこれくしゃくしゃになっちゃう。ちょっと複雑で厳しい処理なんだけど、これはぜひきちっとしておいていただくということをお大前提にしたいと思うんですよ。

こういう形で早くも鉄道のこの売却できない用地の一般財源化の置きかえが始まっているわけで、駅周辺では49億円入れるんですよ、一般財源は。最終的に50億円入れるんですよ、駅周辺は、一般財源を。これから佳境に入りますがね。今まで補助裏のついた一般財源入ったけども、ますます佳境になる。こういうふうにするんでね、ぜひ明確にさせていただいて、また議会の方にひとつきちっと御説明いただかないと困りますので、いつごろまでにこれ明確にはっきりされて御報告いただけますか。

○総務部長

連立に伴いましてそういった土地については、一度基金で持っている土地の未処分となる土地、そういったものをきちっと精査をして、その部分がこれだけあると。これを順次、例えば一般会計の普通財産で買っていったときには、その一般会計の中の普通財産の中での色分けをしてきちっとその処理がどう行われているという形を今後引き続いてやっていきたいと思っております。

また、駅周絡みで申しますと、委員おっしゃい

ましたけども、全体事業費が192億円ということ
で一般財源も多くの60億円余りが出ていくわけ
ですけども、これからの一般財源という大きな事業
になりますので、そこら辺も十分今後の事業の中
身の中で土地の問題はしっかり管理していきたい
と思っております。

○高橋委員

ぜひそういうことでね、嫌な方向の議論なんだ
わね、これ。どっちにしても、心が晴れないんだ
わね。そういう点では、大きな課題を財政的に突
きつけられたということをお互いの実感にしたい
というふうに思うんですね。

85ページ、文化会館の中にできました茶室につ
いてお尋ねをしたいと思えます。

ここに茶室の完成記念茶会委託料、減額の4万
3,000円というのがあるんですが、この中身を
含めて説明してもらえませんか。

○生涯学習課長

当初、文化協会の方に記念茶会ということで2
日間ほどお願いしとったんですけども、1日目は
記念式典やって、その後に市民の方に来ていただ
いてお茶を振るまいました。それで、2日目につ
きましては、内覧会という形で皆さんに見ていた
だこうということで、見ていただく形でやりました
ので、その2日目の分については文化協会の方
にも委託分がやりませんでしたので、その分が減
ったということでございます。

○高橋委員

鳴り物入りで茶室ができてね、オープンし
てるんですが、今回で記念茶会が今おっしゃるよ
うに2日間だけでも1日で減額になったと。この
茶室を使われる市民の方々の感想や反応はつかん
でみえますか。

○生涯学習課長

直接は聞いておりませんが、茶室の利用率
等はわかっておりますので、それをお示して、
こんなぐあいに使っとるぞということだけはいえ
ると思えますけども。

茶室の稼働率ですけども、日にち稼働でいま
すと、11月が54%、12月が35%、1月が69%とい

うふうになっております。区分稼働ということで
午前、午後、夜間というような形で区分をしてき
ますと、11月が24%、12月が21%、1月が41%と
いうふうなパーセンテージになっております。

○高橋委員

これは中央公民館の茶室のときと比べて利用率
はどうですか。

○生涯学習課長

当時の中央公民館の茶室の場合は、30%から
40%だというふうに記憶しておりますけども、ほ
ぼ同じかそれ以上だとは思っておりますけども。

以上でございます。

○高橋委員

中央公民館の茶室とほぼ同じかそれ以上使われ
てると、新しい茶室が、そういう答弁ですか。

○生涯学習課長

この区分のリストを見ますと、11月34%、12月
ちょっと下がりましたが21%、1月が41%とい
うふうに、これは中央公民館との区分の表示の仕
方と同じレベルでありましたので、まだ3カ月しか
パーセンテージとっておりませんが、12月は
ちょっと低かったですけども、ほぼ一緒かなとい
うぐらいは今、思っております。

○高橋委員

だから中央公民館のときの区分の利用率を言っ
てくだされば、それは私たちが判断しますがね。
中央公民館のときの茶室の区分の利用率はどうい
うふうですか。

○生涯学習課長

ちょっと今、平成19年度の資料を持っておりま
せんので、今ここで何%だというのはちょっと。
記憶の中では30%だというふうには思っておりま
した。

○高橋委員

所管の課長としては、かなりの議論があつて、
中央公民館残した方がいいじゃないかと。何で新
しいところに茶室つくるんだというような議論が
あつて、しかし、賛成多数で向こうへいきました
がね、茶室が。その茶室が、どの程度の利用率だ
ったのかというのは説明していただきましたが、

中央公民館の茶室と比べてどうなのかということは、あなた一番大事な所管の課長としてね、一番大事なポイントではないかというぐあいに思うんですよね。それいろいろあなた総括することも大事だけでも、我々議会に利用率はかくのごときでございますと。したがって、新しい茶室は市民に極めて広く受け入れられて、茶室をつくった効果は抜群でございますと、本来こうやらないかとこじやないですか。

ところが、残念ながら中央公民館の朝、昼、晩の区分の利用率を今持っていらっしゃらないと。大体とんとんかちよこつといいじやないですかというレベルの話では、これは別にあなたを責めるつもりはないけども、行政評価なり、鳴り物入りでつくったんだから、それぐらいの思慮はお持ちになって、議会で明確にするということが大事なお仕事ではないかというふうにちょっと申し上げておきます。やらしい話して申しわけないけどね。

それでね、今のお話だと、とんとんかちよこつといいぞという話なんだが、新しくできてとんとんかちよこつといいというレベルではね、これはいかがですか。中央公民館の茶室はかなり古かった、暗かった、使いにくかったというのが向こうへいく理由だったでしょう。古くて暗くて使いにくい。今度は明るくて新しくて使いやすいというキャッチフレーズやったけども、利用率は伸びてないということになれば、これはそれなりの総括というかね、今後どうやって利用率上げるかと。ことしはまた八橋もつくるじやないですか、耐震補強入れて。あのかきつばたの中の茶室ね。茶室いいですよ。文化の一つの水準として茶室たくさんつくられるのはいいけども、一体全体、市民のニーズと納得と財源との関係でよかったのかということは何、やっぱりきちっと評価しておかなければいけないと思うんです。市民の反応は聞いてみえませんか、新しい茶室の。

○生涯学習課長

直接文化会館におれば聞くこともできますし、ちょっとこちらにありませんので、聞いてません。

○高橋委員

文化会館は指定管理者でね、会館の管理をしていくもんだから、あなたはちょっとわからんかもしれんけど、私の聞ってる範囲ではね、中央公民館の方が使い勝手がよかったなという声が大分あるんですよ。教育部長、昔あそこで、明るいとこで非常にすばらしいと言ったけど、茶室が明るければいいというもんじやないですよ。ロケーションは民家が見えておってね、どうなんだと一体全体ということを考えますと、この施策は既にできちゃったわけだから、それについて後悔云々ということだけでは議論としてまずいわけですが、やはりこれはせつかくつくられてんたから、そういう状況ならもっと利用率を上げていただくような努力をね、投資したものがちゃんと市民にきちっと使われて、いろいろあったけども、それはそれなりに役割を果たしてるという流れをつくられないと、これは調子が悪いんじゃないかと思うんです。

林市長、この茶室の利用について、あなた何か聞いてみえたり、いよいよ市長になられたんだから、この茶室についての所見なりどうなんですか。
○林市長

このパティオの茶室については、いろいろな議論の中でこうしてつくられたわけでございます。そういった中で、私このパティオの茶室、実際にここで飲んだことはないんですけども、足を運んだことはあるんですが、そうした中で、利用率等は詳しくは知らないんですけども、しかしながら、つくられたわけでございます、このパティオについては文化会館ということで、文化のここから発信をさせていただくわけでございます。ぜひともこのパティオの茶室が皆さん方に知っていただいて、多くの方がここで茶をたしなんでいたようなPRをどどんとしてまいりたいなと、そんなふうに思っております。

○高橋委員

PRはいいけどね、あなた選挙中は、いわば行政のむだの典型のように茶室をえがかれましてね、こんな茶室でいいのかと。これからお金がかかるのという、こういう切り口。それは私たちも茶

室は反対しましたからね、その切り口については同感できるんだけど、その切り口で、しかし、茶室はできたと、あなたは市長になったということですから、単にPRをするというだけじゃなくて、茶室のあり方を含めてもう少し深めた論議がそこには必要ではないか。それはあることは、できたことは事実なんだからね、これは今から壊すというわけにいきませんので、もう少し深めた議論が、単にPRしますというだけじゃなくて深めた議論、茶室の使い道を含めた深めた議論がやっぱり開陳されないといけないような気がいたします。どうでしょうか。

○林市長

このパティオのPRというと、いかにも軽々しく思うわけでございます。しかしながら、この茶室、やはり今、高橋委員御指摘いただきました。例えば子供たちに茶をもっと親しんでいただけるようにあそこで茶の活動というかですね、そういったことをやっていただけるようにもっていくとか、積極的にこの茶の文化を発信していくと申しますか、そんなことにも考えてみたいという思いはあります。

いずれにしましても、やはりこの茶室があるということで、これをむだにしないためにも稼働率、今御披露させていただきました54%ですね、11月等々あるわけでございます。数字的にはこれを伸ばしていくということを目的に、また、この西尾が茶において有名であるわけでございますけれども、例えば売茶流では知立が発祥というか、結構有名であるわけでございますから、あそこは抹茶が今あれなんですけれども、やはり茶というものをせっかくでございますから広めていく。先ほど生涯学習という視点もあったわけでございます。この生涯学習の中の大きな位置づけの一つにこの茶というものを取り上げていく、そんな前向きな姿勢もこれから必要ではないかというふうに思っております。

○高橋委員

生涯学習課長ね、中央公民館の茶室のところの利用率を一度紙に書いてお出しいただきたい。

売茶もいいけども、抹茶とは違うんですよ、あれはね。お茶には間違いはないけども、抹茶ではないわけだから、そこはひとつごちゃごちゃにしないようにしていただいた方がいいんじゃないかと。

もう一つ伺いますが、81ページ、小学校学校管理費の配膳室工事費2万7,000円の減額、説明してくださいませんか。

○教育庶務課長

配膳室の工事費2万7,000円の減額につきましては、当初予算で配膳室工事費という名称になっておりますが、名称が悪くて申しわけないんですが、配膳室と職員等の改修工事ということで予算を当初1,000万円計上させていただきました。

南小学校につきましては、建築後増築を2回繰り返しております、職員室、配膳室が市内で一番狭いというか手狭になっておりますので、今回この1,000万円のうちの約120万円ほどですが、配膳室の改修ということに当てさせていただきました。

面積を29平方メートル従来ありましたが、拡大しまして、45平方メートルということでやらせていただいた予算と室内改修も含めました入札差益の結果を減額させていただいた次第であります。よろしく願いいたします。

○高橋委員

南小学校の配膳室を29平方メートルの広さを45平方メートルにしたと。120万円の予算だったと今度それが減額になったということですか、2万7,000円。ということは117万3,000円使って配膳室を29平方メートルから45平方メートルに改修したと、こういう意味ですか。

○教育庶務課長

先ほどの配膳室120万円といいますのは、落札金額を室内改修と配膳室と割り振った金額でありますので、予算につきましては120万円に2万7,000円を足した122万7,000円が120万円ということで2万7,000円の減ということになります。

○高橋委員

120万円かけて配膳室を広くしたということですね、今の話は。何で配膳室を広くする必要があ

ったんですか。

○教育庶務課長

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、南小学校は建設以後、2回増築を繰り返しております中で、市内で配膳室が一番手狭ということで、29平方メートルしかありませんでしたので、廊下に従来からコンテナがあふれているという現状がありました。今回、平成20年度で予算をいただきまして、職員室の拡張をあわせて配膳室も拡張したと、そういう原因であります。

○高橋委員

それは平面的な説明ということなんだが、今年度の新しい給食センターとの関係があつて配膳室を変えたんじゃないですか。

○教育庶務課長

きっかけにつきましては、今、高橋委員がおっしゃったことがあります。新しく給食センターの中で、食器を変更していくコンテナも大きくなるということもあつて、昨年の中で配膳室の大きさ等々学校の方にも調査させていただきました。そういうこともありました。

ただ、それだけが原因ではなくて、先ほども申し上げましたが、もともと従来の形でも手狭ということでコンテナが廊下にあふれておりましたので、少しでも衛生的な観点で収納できるようにということで拡張が学校からも出ておりましたので、あわせてやらせていただいたということです。

○高橋委員

そんな不衛生な状況なら、もっと早く直さないかんのではないの。給食の配膳が配膳室に入らずに廊下に長期に放棄されてるということですか、現状は。そんなものは直ちに直さないかんじゃないですか。南小ができて昭和54年ですね、開校はもう25周年、30周年。そして確かに児童がふえるからね、その間に給食の食数もふえる、配膳の機器もふえるということはあるにしたら、配膳室に入らずに給食が廊下に放置されたという今、実態になつるとということですか。いつからそういう実態なんですか。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時18分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

説明が足らずに申しわけなく思っております。

今、過去の状況わかる範囲で調査させていただきましたら、平成17年度の最終増築時に学校の方から、配膳室が狭いということで、子供たちの数がふえておりますので狭いということで要望があつたそうです。

ただ、その段階では、施工上のいろんな問題がありまして、そのまま見送りとなった経緯があると聞いております。

それから、先ほどのコンテナが廊下に出てしまうという件につきましては、私の説明が少し足りませんでした。配膳室にコンテナは収納が全部可能なんです。ダムエーターで2階、3階に運ぶときの作業時に人が動きにくいということで一時的に廊下へ出るということで、そういうことで今回拡張させていただくものであります。

平成17年度にその当時にやらなかったことにつきましては、担当課長としては非常に申しわけなく思っております。よろしく願いいたします。

○高橋委員

給食の配送車が学校の配膳室に横づけになりませよ。南小ですと、玄関からちょっといった体育館の角にありますよ。あそこへ配送車が入るわけでしょう。そこで中で給食を入れるわけがね。そこからエレベーターがついてまして、そこから各階へ配送するわけでしょう。この受け取る現場、これが配膳室ということですか。配膳室とおっしゃってるのは、どこにある施設を配膳室というんですか。

○教育庶務課長

1階の今、委員がお話のありました配送車が着いて下ろす1階のその配膳室のことを申し上げさせていただきます。

○高橋委員

だから、配送車が入ってくる、シャッターがついてますがね、入っているとシャッターが上がって、そこで給食を受けるわけでしょう。それが配膳室なわけだね。それが狭いと。最終平成17年度で増築して子供がふえたので狭くなったから今回直すんだと、こうおっしゃった。

それで、これは当初予算の審議のときに言うわないかんわけですが、今度給食センターの食器を強化磁器に変えるという提案がされております。強化磁器に変えることによってかさが大きくなって、今の配膳室ではますます対応できないということになるんじゃないですか。そのことは全然触れていないけども、今回、強化磁器に変らなかったら配膳室はそのままほかってくつもりじゃなかったですか、どうなんですか。

○教育庶務課長

その先ほどの平成17年度のときは、施工上の問題でそのままとなったんですが、今回、強化磁器に変わることが原因で直すということではなくて、一番最初の説明がちょっと不確かな説明をさせていただいて申しわけないんですが、学校からも非常に手狭で、さっき言った配膳人が、作業時に一時的ではありますが廊下に出してしまうということ、それと職員室が手狭ということもありまして、そういうことを重きに受けとめて、おくれて申しわけない、これは担当課長として申しわけないと思っておりますが、今回、平成20年度の中で予算をとらせていただいたのが一番の理由であります。

○高橋委員

強化磁器にすると、今の食器に比べてどれぐらいかさがふえるんですか。

○川合委員長

ここで、しばらく休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

今、ポリプロピレンの食器を使っておりますが、強化磁器に変えることによりまして、コンテナそのものが約40台から60台ぐらい、これは全部の数ですが、20台ぐらいふえるというふうに予定しております。

ただ、これはポリプロピレンの食器から強化磁器にかわったということだけが原因ではなくて、今、ランチ皿というのを使っております。おわんは二つでランチ皿の中であえものとかそういうのをくぼみがあるそういうランチ皿を使っております。これは犬食いの原因になりますので、もう一つ皿をふやして、ランチ皿ではなくてトレーで3種類の強化磁器を載せる形に考えておりますので、そういったことで強化磁器だけの変更ではなくて、そういったランチ皿をトレーに変えるということで、ひとつ皿がふえるということがあります。

それと、もう一つが、今、あえものをプラスチックのタッパに入れて運んでおりますが、保温性ということで問題がありますので、これを二重本食缶、ステンレスの角型食缶に変えるということで新年度予算にあげさせていただいておりますので、そういった意味でコンテナそのものがトータル的にふえるという要因もあります。御理解の方をお願いしたいと思います。

○高橋委員

いろいろおっしゃったけども、私の聞きたいことには的確に答えていただけてないんです。

つまりね、コンテナが40台が60台になると。1.5倍になるわけでしょう、一般的にいうと。1.5倍になるということになると、もし南小学校の配膳室を29平方メートルのままにしておいたとしたら、もうこれでも手狭でいっぱいなんだから、少なくとも1.5倍になるんだからね、相当はみ出しちゃうんじゃないですか、給食が配膳室に入れずに。今より1.5倍になるんでしょ。だからものすごくはみ出しちゃうじゃないですか。そうなったら、もともと手狭だとか何とかかんとかとおっしゃってるけども、配膳室を改善せんかったら新しい食器に移行できないということでしょう。当然そうなるじゃないですか。そのことを聞いてお

るんだ。全く因果関係なしに、もともと狭いから直すんだと、こうおっしゃったけども、新しい食器になるから今の手狭な配膳室でも大変で足場がないためにね、ちょこっと廊下へ出す。それがかさが1.5倍になったらだっと出ざるを得ない。そんな配膳室でいいのかということになるからね、あらかじめ平成20年度の予算で直して、平成21年のこの9月オープンに対応したということじゃないですか。明確にしてください。

○教育庶務課長

今、高橋委員がおっしゃられましたことも含めまして、平成19年度の中で検討させていただきました。平成20年度の予算化をさせていただきました。

○高橋委員

だから最初からね、食器の変更によってこの配膳室が狭くなるんだから、それが主たる要因で変えるんだと。しかし、もともと平成17年度のときから狭くなってきておるといこともつけ加えればいいけども、関係ありませんよとおっしゃるから議論が紛糾しますがね。

そこで聞きたいのは、ということであれば、エレベーターなどは変えなくていいですか。かさが1.5倍になると。だから今度配送車もふやされるでしょう。来年度予算の審議だけでも、配送車もふやされるんでしょう、今度。何台から何台になさるんですか。だとしたらエレベーターも大きめないかんのじゃないですか。いいんですか、せんでも。

○教育庶務課長

南小学校につきましては、ダムエーターという荷物専用の昇降機を使っております。ですから、コンテナそのものではなくて、配膳人がコンテナからワゴン車の方に移しがえして2階、3階の方に持って行っておりますので、ダムエーターそのものを改修する必要はないというふうに聞いております。

配送車につきましては、現行3台で3往復で大体行っておりますが、今度は6台、同じ3往復ぐらいで必要だというふうに考えております。

○高橋委員

だから、私は食器を変えるなどは言ってないですよ。食器を変えることは別に悪いことじゃないし、磁器にして犬食いがないように一つのランチ皿じゃなくて個別の皿を用意すると。私たち、前、先割れスプーンのとときに批判をしてね、先割れスプーンで食わせるとは何事だといって先割れスプーンをやめていただきましたよね。で、今のよう形態になった。それをワンセットのランチ皿ではなくて、個々のうつわを今回やると。で、強化磁器にしていくと。考え方は私は否定してないんですが、それに伴って配送車が3台から6台になる。今、南小学校の配膳室の話をしてますが、配膳室もそのことを含めて直さなければならないということなんですよ。

念のために聞きますが、配膳室は他の学校は1.5倍にふえるけれども、配膳室はそのままでよろしいですか。これはちょっと教えてください。

それから、もう一つは、南小はエレベーターがあるけどエレベーター使っていないというんですか、今の答弁は、荷車に載せかえて配ってみえるの。階段どうやって上がっていくんですか。エレベーター部分は、全校10校とも今のままエレベーターでいいの。かさが1.5倍になるんだから、今のままのエレベーターじゃ効率性が悪くて問題になるんじゃないですかということをお心配しとるんですよ。わかるように説明していただけますか。

○教育庶務課長

他の学校のまず一点目の配膳室につきましては、面積をすべて確認させていただいておりますが、今回の変更に伴っても支障がない面積を確保しております。

それから、2点目の南小につきましては、いわゆる人が載るものがエレベーターで、荷物専用がダムエーターになります。南小学校はダムエーター、荷物専用ですので、コンテナからワゴン車に移しかえて2階、3階ということで、これは問題はありません。他の学校につきましては、エレベーターの学校とダムエーターの学校がありますが、エレベーターの学校につきましては、コンテナを

そのまま大きくなりますが、今のエレベーターの大きさの中で全部収納できることは確認しております。

以上であります。

○高橋委員

そうすると、いわば昇降機ね、ダムエーターというのとエレベーターと二つあるとおっしゃるから、いわば昇降機、上へ上げるやつ。配膳室がへ車が来ます、配送車が。そこから2階、3階、4階と上げなきゃいかんわけでしょう。他の学校は人も載っちゃうと、一緒にということですか、今の説明は。人も載って給食食材も乗ってくると、御飯がね、あるいはお汁が乗ってくると。そして、必要な階で降りて、それはワゴン車で引っ張ってくるんですか。

南小は人は乗れないと。だから物だけ運んでおいて、その階になったら人がそこへ待って配膳へ車でやるということですか。それぞれそういう機能だけでも、昇降機のスペースは十分余裕があるので、1.5倍の大きさがふえても対応できると。それは対応できるんでしょう。何回かやれば。時間的に頻度がふえたり、乗せかえの作業がかかったり、そういうことはありませんか。食器がかわったためにかさがふえて、結果的に配膳に時間がかかるというようなことはないですか。コンテナそのものは新しくなくていいですか、どうですかそのあたり。

○教育庶務課長

落ちがあったらまた指摘をお願いしたいと思うんですが、先ほどのダムエーターとエレベーターの学校によって違いがありますが、エレベーターのところにつきましては、先ほどお話ししましたように、1.5倍というのがコンテナの台数がふえるということで、コンテナの大きさそのものは1.5倍まで大きくなりません。ただ、正確には把握しておりませんので、申しわけありません。

ダムエーターのところについては、ワゴンで行く回数がふえるじゃないかという御指摘が今あったと思うんですが、一応学校の方を現場調べさせていただきまして、ダムエーターに載る形でのワ

ゴン車の修繕ということで、修繕料を取らせていただいて、新しい食器が従来どおり乗るような格好でワゴン車を修繕をして対応したいと思しますので、同じワゴン車を使って回数がふえて作業性が悪くなるということはないように対応を考えております。

以上であります。

○高橋委員

コンテナの大きさは変わらないとおっしゃいましたね、今。コンテナの大きさが変わらないということは、コンテナの数がふえると、結果的にね、1.5倍になると。そうすると、今まではコンテナの大きさは変わらないけども、一回で運んでいた上っていたものが、2回、3回と分けないと上がらないという事態が生まれるんじゃないかということを心配しているんですよ。要するに、作業性が悪くなり、だからお汁が結果的に冷めると、そういう工程ではということにつながるその可能性と実態について伺っとるわけで、全く作業工程も回数も現状のまま十分やれると、ワゴン車を少し修繕すればということなんですか。

○教育庶務課長

私の説明が不適格だったかもわかりませんが、コンテナの大きさにつきましては、高さが少し大きくなります。全く一緒ではありません。新しいコンテナの大きさは把握しておりますが、ちょっと前の大きさが正確に把握しておりません。若干大きさが高くなるということは承知しております。

ただ、エレベーターにつきましても、それで収納ができるということは現場で確認しておりますので、支障はないというふうに聞いております。

○高橋委員

コンテナがエレベーターに入らないなんてことは全然問題ならんじゃないですか。コンテナが立ちが高くなると。その立ちの高くなったこのコンテナがエレベーターに入らないと、こんなことになったら全然あきませんがね。

だから、入るけども40台が60台になるんでしょう。だから配送車を3台から6台にされるんでしょう。だとしたら入ってくるコンテナの数がふえ

るんでしょう。そしたら一つのコンテナへエレベーターやダムエーターに入るかも知れんけど、かさがふえれば回数をふやさないかんということになるでしょう。結局そんなことをやれば冷めたり、そそうが起きたり、そういう事故のもとになることも可能性あるんじゃないですか。そういうことを聞いておるんですよ。食器を変えられることは結構だけでも、それによって学校施設現行のまま使った場合には作業効率が悪くなって、給食事務が煩雑になるんじゃないかと、そのことは一切ないということでもいいですか。なるでしょう、これ、今の答弁でしたら。

○教育庶務課長

ダムエーターに乗せ変えるワゴン車につきましては、従来の数が乗れるようにワゴン車を改修していこうと思っておりますので、時間が長くなるかどうかというのはないように一応考えておりますが、そこでどの程度というのはまだ細かい時間はわかりません。

ただ、今お話ししましたように、ワゴン車も改修してダムエーターに使っているコンテナにつきましても乗れることは確認しておりますので、特段に大きく時間が延びるということはないというふうに現場で全部採寸もしておりますので、そのように確認はさせていただいております。

○高橋委員

それはね、もうちょっと論理的に私たちにわかるように説明してくださいよ。エレベーターの体積はどんだけあるんですか。エレベーターかダムエーターにか知りませんが、体積はどんだけあって、今度のコンテナは体積的にどうなるのか、

それから、学校によっては、今でも1回で運べないから2回、3回に分けて運んでおるのか、それが同じ工程できちっと運べるのかどうかいうことを全部きちっと当たって御報告くださいよ。やってみたら違つとったと。2回、3回運ばなやれんということになったら、これはその時点で問題が起きるんじゃないですか。

私は、改めてきちっと答弁してもらいたい。エレベーター設置の学校とダムエーター設置の学校、

それぞれ明らかにしてください。

それから、ダムエーターの学校についてはワゴン車を修繕するというけども、何台のワゴン車が修繕されるのか、修繕の費用にどれだけかかるのか。

それから、コンテナについては高さが少し大きくなるとおっしゃるけれども、コンテナは変更されると、したがって。コンテナは何台変更されて、その経費は幾らかかるのか、この点、明らかにしてください。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

○川合委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

まず、エレベーターとダムエーターの学校の内訳であります。

まず、エレベーターにつきましては、中学校3校はすべてエレベーターになっております。小学校につきましては、八ツ田小学校のみエレベーターということで、他はダムエーター、荷物専用の昇降機になっております。

それから、ワゴン車の修繕につきましては、112万1,000円ということで予算を計上させていただいております。修理の数といたしましては、小学校分ということで46台のワゴン車の修繕というふうに計上させていただいております。よろしくお願いたします。

コンテナにつきましては、現在の40台を60台にすべて変更ということで対応しております。金額につきましては、1,990万円余ということで当初予算で計上させていただいております。コンテナの金額です。

○高橋委員

これは給食センター費に計上されとるんですか、今おっしゃった総額は、学校ですか。

○教育庶務課長

先ほどのワゴン車の修繕につきましては、学校の方の管理費の方で計上させていただいております。

それから、コンテナの買いかえにつきましては、給食センターの方の備品購入費で計上させていただいております。

○高橋委員

予算的には、これちょっと申しわけない。当初予算に入っちゃって申しわけないですが、予算的にはワゴン車、46台分112万1,000円、修繕費。これは学校管理費で計上と。コンテナが新たに60台1,990万円合わせて2,000万円余と、こういうことになりましたね、今の答弁で。

それで、作業的には全く現在と変わらないと。それは確認していいですか。

○教育庶務課長

変わらないということを想定した形で修繕なりそういう対応、エレベーター、ダムエーターの採寸もしております。

以上です、

○高橋委員

想定したというのは、作業効率が思うようにいっておらんぞと、修繕してみたけどということも可能性として残っていると。断固ありませんと、そういうことは。よういうふうに予算立てがしてありますので、2,000万円ということなのか、いや、やってみないとわからない要素が一部残っているという意味合いを込めていらっしゃるのか、その点、ひとつ改めて答弁を求めます。

○教育庶務課長

ないというふうに思っております。そういうふうに考えて、このような予算を要求させていただいております。それで、あと8月に稼働する前に一回実習という形で、これはセンターだけでなく学校の方も具体的な形で検証する予定で考えております。

○高橋委員

コンテナというのは立ちが高くなるだけですか。体積という言い方はずくずくだもんでね、体積という言い方はおかしいけども、コンテナの体積と

いうのは立ちが高くなって少々ふえるだけですか。少々ふえるだけなら配送車を6台もふやす必要ないじゃないですか。相当ふえるからこそ6台にするんでしょう。コンテナの体積は、従前と新しいこの既製のコンテナでどれだけ違うんですか。

○教育庶務課長

新しいコンテナにつきましては把握しておりますが、今、資料として中の大きさ、若干立ちが高くなるということをお話しましたが、当然体積もふえるということは承知しておりますが、現状なコンテナの正確な体積を、ちょっと今この場では把握しておりません。

○高橋委員

だったら何でコンテナを3台を6台にせないかんの。立ちが少々高くなる、その立ちが高くなったために配送車の後ろから入れるときに、例えば2段入れとったやつが1段しか入れへんと。仮に5センチずつ、立ちが5センチ高くなって2段入れておれば10センチだと。10センチだとぶち当たっちゃうので一つしか入らんと。だから、二つに入れとったやつを一つにせないかんで3を6にするというぐらいのこのは配送力を大幅に変えたわけでしょう。倍にしたわけでしょう、配送力を。倍にしといてエレベーターやダムエーターのは現状のまま結構ですと。作業効率も変わりませんなんていう理屈が何で通るんですか。エレベーターだって箱の中だし、配送車だって箱の中に入れていくんでしょう。同じ箱が片方が倍にし、片方は箱は倍にせんだってやれるなんていう理屈は何で通るんですか。

○教育庶務課長

先ほどお話ししましたように、体積はふえるということですが、今、資料としては正確な資料は持っておりません。

ただ、コンテナが従来のコンテナ、今現状使っているコンテナは、一つのコンテナで6クラス分、これは食器だけでなく食缶すべてのものを入れて6クラス分収納できますが、今度の新しいコンテナにつきましては、4クラス分の収納になりますので、結果として前にお話ししましたように、

コンテナを大きくするのも限度がありますので、40台から60台にコンテナがふえるという結果として、配送車も2時間以内の給食ということを考えておりますと、ふえるということで計算しております。

○高橋委員

だから6クラス分のコンテナが4クラス分しか乗せれんとなったら2クラスははみ出るわけだから、コンテナは配送車でも乗るし、エレベーターにも乗るんでしょう。同じ箱の中に入れるんだわ。エレベーターだけは従来と同じ量が入るなんていう理屈がどこで成り立つんですか。

だからエレベーターも体積を大きくするということになるんじゃないですか、やがて。今と同じ作業効率でやろうと思ったら、4クラスほどしか乗らないんだから6クラス分、2クラス足らなくなっちゃうんじゃないですか。だからもう一回ということに、ワゴン車をもう一回そこへ持って行ってぐるぐるやらないかんでしょうということになるんじゃないの、今の話聞いておると。私よくわからんから聞いておるんですがね。だからきちっと説明してくださいよ。エレベーターも体積はなぶらんでもいいのかどうか。現状のまま作業効率はイコールでやれるのかどうか。そんないいかげんなことで理解できないじゃないですか。体積もきちっとはっきりさせて答弁してくださいよ。

○教育庶務課長

エレベーターの体積等につきましては、しばらくお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○川合委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時03分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

ダムエーターとエレベーターそれぞれの容積というお話がありました。具体的にいきますと、知

立小学校が1.068立方メートル、猿渡小学校が1.888立方メートル、来迎寺小学校が1.225立方メートル、東小学校が2.221立方メートル、西小学校が4.59立方メートル、八ツ田小学校が5.475立方メートル、南小学校が2.805立方メートル、知立中学校が3.825立方メートル、竜北中学校が7.074立方メートル、南中学校が2.954立方メートルということになります。

西小学校、八ツ田小学校、南小学校、知立小学校につきましては、エレベーターとダムエーターの違いがありますが、すべてコンテナで現状も今後の新しいコンテナにつきましても1階から3階まではすべてコンテナで対応が可能という格好で事前調査をしております。あとの学校につきましては、2階、3階の学校につきましては、コンテナからワゴン車に移しかえた形でやっております。

委員から御指摘のありました配送車が学校へ着いてから、これにつきましては、コンテナですべて各階を送っているところにつきましては、御指摘のように、コンテナがふえた分だけその移動時間というか、時間は若干ふえると思います。

それから、他のダムエーターで2階、3階へ移しかえているところも若干時間がふえるものと思います。変わらないということはないかなと思っております。

具体的な時間につきましては、予想が難しいところでありますので、また8月の実施の中で、私の方も学校で立ち会いしながら、今言った形態の違いがありますが、検証していきたいと思います。

ただ、3台から6台ふやしましたので、学校に到着する時間は従来と同様でありますので、あと、学校での配膳がエレベーターとコンテナとワゴン車に移しかえの違いがありますが、若干時間はふえると思いますが、よく検証したいと思います。

○高橋委員

午前中と事実上答弁が変わったということやね。

○教育庶務課長

午前中の方は変わらないと思いますというような発言をさせていただきましたが、コンテナがふえることによって学校での配膳に若干時間はかか

るというふうに答弁変わりました。

○高橋委員

今はエレベーターの容積を紹介してもらいましたね。コンテナの容積は述べられなかったと思うんですが、エレベーターの容積を言われました。

例えば知小が1.6立方メートル、竜北が7.047立方メートル、1.188というのもあったんですね。つまり2立方メートルのものから7立方メートル、5立方メートルぐらいのものまで色とりどりでした、今ね。小さいところはエレベーターも取っ変えるかという議論に発展していくんですか、今後は。

○教育庶務課長

今お話のあった知立小学校、それから猿渡小学校、来迎寺小学校、東小学校につきましては、現在2階以上につきましては、現状のワゴン車でやっております。今の将来エレベーターにという質問があったわけですが、これそのもの躯体の一部になっておりますので、この状況の中で8月に一回検証したいと思っております。ワゴン車も若干改修して、従来どおりの数が載る形でこのダムエーターに載るということは先ほど確認させていただきましたので、あとは、実際数がトータル的にふえた部分は確かに否めないと思いますので、8月の事前の実証の中でよく検証したいと思っております。

○高橋委員

私、ちょっとよくわからんけども、ワゴン車に載せて運んでいるところとエレベーターに載せて運んでいるところとおっしゃるけども、私、ほんと教えてもらいたいんだわ。給食をどうやって配つとるかということだね、給食のおかずやお汁を。南小でいうと配膳室のところへ車が入るわけでしょう。そこに配膳室があって、そこにエレベーターというか昇降機があるわけだわ、人が乗れるかどうかはともかくとして。南小の場合は、そこに2階、3階でそれぞれクラスがあるもんだから乗せていくわけでしょう。さあ今から2階に行きなさいと。次の荷は3階ですとって乗せていくわけ。そこはワゴン車が乗せてあるわけ。で、着く

でしょう、2階なら2階、3階なら3階に着く。ワゴン車を今度はひっぱりに来る人がいるんですか。あるいは、そこへ子供がおけ持って取りに行くんですか。どういうふうになっておるの。それがわからんもんで、説明聞いてもワゴン車の場合とエレベーターの場合があるとおっしゃるけども、階段なんか持って上がれへんわけだから、みんな昇降機でやるんでしょう。横にずっと広がってるもんで、ワゴン車で持って行って部屋の前へ置くておくんじやなの、教室の前へ。だからワゴン車は人が乗っても乗らんでも全部要るんじゃないの。ちょっとそこら辺のやり方がわからへんもんで、さっぱり答弁が理解できない。

○教育庶務課長

方法はいろいろ学校によって形態がありますが、例えば南小の場合ですと、ダムエーターでありませんが、容量があるということで、現状もコンテナで2階も3階も全部配送というんですかね、上げ下ろししております。子供たちがコンテナの方へ来て教室の前に配膳台という重ねてあるテーブルがあります。そこに一たん置いて対応すると。だから各階にすべてコンテナが、南小はダムエーターですが、大きさに乗りますので、コンテナで行ってそこへ子供たちが取りに来て対応ということで聞いてます。

○高橋委員

ワゴン車の場合は。

○教育庶務課長

例えば八ツ田小学校の場合ですと、コンテナでダムエーターでここもコンテナが入りますので、各階へ上げておりますが、各フロアから配膳人が再度ワゴン車に移して、そのワゴン車に対して子供たちが取りに来ると。学校によってちょっとパターンが同じコンテナが2階、3階へいくでも学校の今までやり方もありまして、コンテナの方へ子供が直接それぞれの階へ取りに来る場合と、一たん配膳人がワゴン車に移してそこへ取りに来るというケースの二通りあります。

以上です。

○高橋委員

ちょっとよくわからんけども、エレベーターから降りたって長い廊下に沿って教室があるわけだから、廊下を調理された給食がいくわけでしょう。そのときに、ワゴン車でそのまま教室の前へ行くのか、あるいは病院のように配膳のようなものがある、それが迎えに来て教室の前へ行くのかという違いだということですか。それはそこまでやるとると切りがないけども、よくまだ理解できない、私は。

要するに、このエレベーターやらダムエーターの容積が違うので、1階でやっていたところを2階にしなきゃいかんということが生まれるということをおっしゃった。これはいいことじゃないんだよね、教育長。冷える方向へ転化しとるわけだからいい話じゃない。荷を降ろしたり返したりするうちにトラブルや事故もあるだろうし、そういうことは給食の配膳業務としては好ましいことではないということは明確だと思うんですね。このワゴン車あるなしにかかわらず。

そういう点は教育的な配慮や議論というのがなされてしかるべきだと私は思うんですね。確かに強化磁器に変えるということは一つの選択かもしれないけども学校現場で、さっきの答弁、午前中と午後と変わったんだけど、そこまで市教委が究明してないというようなことはいかなるものですか。何でそこまで手のひらの上に乗せて明らかにしないんですか。担当者一人汗かいてちゃってね、走ったり返したりしてみえるけども、幹部団は悠然としてみえるけども、何でそこを幹部がつかまえないのよ。私、そこが疑問でしょうがないんだわ。あとは出たとこ勝負みたいな話になってる。そんなことでいいのかといいことですよ。ちょっと教育長の意見聞かせてください。

○教育長

子供たちの食器の変更からこういうようなことが発生してきたわけでありまして。

まず、食器につきましては、今の時期に変えなくて、後で途中から変えるということは、実は給食センターの構造を変えなければいけないということで、もし食器を検討してかええならこの時期

しかないということが一つあります。

そして、いろんな食器を持ってきまして、給食センター運営委員会あるいは校長会などで実際に見てもらいました。そして、いろんな思いということもあります。それからポリプロピレンは傷がつきやすいこともあります。変色するということもあります。そして、どれが一番いいのかと。強化磁器は重いということがありますが、これがどうなんだと。小学校1年生が持てるのかと。かごを小さくすれば持てるじゃないか。昔は牛乳を運んでおったじゃないかというようにいろんな意見が出てきまして、かごを少し小さ目にすれば持てるじゃないか。そういうふうないろんな意見が出てきました。

そして、実際、食は楽しんでおいしい食事を食べるわけですけども、やはり食べ物そのものもですけどやっぱり食器、見た目にもきれいな、あるいは白で清潔感のある食器、こういうので子供たちが食べると、より楽しくなるのではないかと。どんな模様がいいのかということで、かきつばたの模様がいいじゃないかと、そういうのは特別にやると特注で高いと。何種類かの中で子供たちがどの柄がいいかと、これもやってきまして、これがいいじゃないかと、そういうことでやってきたわけでありまして。

そうしますと、今お話ありましたように、食器が重くなってくる、かさばるといって、当然いろんなものが変わってくるわけでありまして。配膳車も何台ふやしてく、それからコンテナも若干大きくなってくる、そうしたことも踏まえていきますと、給食ができてから、できて食べるまでの時間を今までと変わることはありませんけども、持ってきてからそこに配膳車の仕事が若干ふえてくる。今言われましたように、ふえればそれだけのトラブルも当然時間的にいえばふえてくるわけでありまして。そういうこともあるけども、それはどうにかクリアできるのではないかと。

それから、もう一つが、チャイムが鳴って給食の時間というときに、今度子供たちが、給食当番が今までの数よりも若干ふえていくのではないかと

と、そういうことも踏まえていくとどうだと。それをトータル的に考えてみると、やはりこの時期に強化磁器に変えて子供たちが、より楽しく食事ができるというようなことを考えてそうしたわけでありまして、今お話しがりましたように、それだけの量がふえておりますので、配膳人の時間的なこと、労働的なことも若干ふえていくと、そういう認識は持っておりますけれども、子供たちが楽しんで食事ができるようにという願いをもってこうしたことを行っているわけでありまして。

○高橋委員

いいんですよ。食器を変えられることに異論を唱えておるわけじゃないけれども、その食器を変えたことによる配膳工程が変更されて、今以上に配膳に時間がかかると、さっきのやりとりからするとね。そういうことも当然教育的配慮と教育的考慮がされてしかるべきですよ。だから、食器がよりいいものになって、リアリティのあるものになればそれに越したことはないけれども、それに伴うデメリットについて検証がきちっとされているのかという視点でお尋ねしとるんだからね、食器が悪いと言っておるんじゃないです。そこは間違いないようにしていただくと同時に、先ほど言った私の懸念が、今の教育長の答弁でもいまいまいわからない。あと現場で多少工程がふえるんじゃないかというこのパックの中に全部押し込められといてね、そこはもうちょっと説明があってもしかるべきではないかというふうに思っているから繰り返し聞いとるわけですよ。

今ちょっとおっしゃったんであわせて聞きたいんですけども、今度、中西の機器に変わりましたね。中西の機器に変わったということが強化磁器の食器でなければ使用できないと。つまり絶対条件だと、それは。今のやつはポリプロピレンで結構だけれども、中西のものに変わったということは、強化磁器の食器しかだめなんだということは共生関係なんですか、それは。どういう関係になっておるんですか。

○教育庶務課長

昨年度債務負担していただいた中の機器につき

まして、強化磁器で関連する部分につきましては、直接影響するものは食器洗浄機が強化磁器対応という格好のものになっております。他ににつきましては、強化磁器だからということの直接の要因はないというふうに思っております。

○高橋委員

そうすると、洗浄機が強化磁器の対応なので、強化磁器に食器を変えないと洗浄機が使えないということですか。

○教育庶務課長

現状では、一部改修すれば使えますが、昨年債務負担で行って議会の議決もいただいた中で、製作も入っておりまして、洗浄機は2台ですが、でき上がっております。

ただ、納品につきましては、当然今後、平成21年度ということですが、強化磁器使用ということで食器の洗浄の部分的な部分がそういう対応になっておりますので、ポリプロピレンという形の従来のものを使おうと思うと、現状では一部変更していかなければ使えないという現状になっております。

○高橋委員

だから、洗浄機2台は必ずしも強化磁器じゃなくてもいいということでしょう。洗浄機2台が変わったから強化磁器に変えなきゃいかんという必ずしも因果関係ないでしょう。何か部品、つめか何か変えればポリプロピレン使えるでしょう。使えないんですか。今、変更可能だとおっしゃったじゃないですか。たまたま既にそういうふうになんて納付んされてる、知立もポリプロピレンから変えますと、強化磁器にというふうにおっしゃってるから強化磁器用の洗浄機に仕様が変わっておるけれども、ポリプロピレンで対応できるということでしょう。知立市がそういう意思を示したからそういうふうになんて仕様が変わっただけのことでしょう。

○教育庶務課長

細かい話になりますが、洗浄機の強化磁器と強化磁器以外につきましては、違いにつきましては、つめだけじゃなくて最初に自動供給装置というのがあります。この部分の対応が強化磁器と強化磁

器以外が大きく変わってきております。

それから、各食器ごとに分けていく自動整理装置というのがあります。それも強化磁器専用の形、私も構造上の専門的なことはよくわからない部分がありますが、こういった部分がポリプロピレンでは使えないという形ででき上がっております。

○高橋委員

だから、そういう仕様を要求したからでき上がったんでしょ。ポリプロピレンでも使えるでしょう、この洗浄機は。そういう仕様にしてくれと、強化磁器用の仕様にしれくれといったから最終的に強化磁器に接する点がそういうふうに変っただけのことで、ポリプロピレンでもやれるんでしょ、それ。洗浄機そのものは従来の食器でやるようにしてくださいといえ、そういう仕様で納入されるんでしょ。そういうものなんですよ。たまたま我が市は、強化磁器用の食器に変えるということだからそういう仕様を発注しただけのことで。

○教育庶務課長

ポリプロピレンの食器と強化磁器の違いにつきましては、確かに御質問者おっしゃるように、昨年の洗浄機の発注の中で強化磁器仕様ということで発注しております。

これをポリプロピレンでも使えないかというお話だと思いますが、4点ほどのさっき言った、最初に浸漬層という大まかな汚れを落とすこの内部のレーンの取りかえ、ポリプロピレンの食器で今対応しようという過程としますと、このレーンを取りかえなければいけないと。それから、さっき言った自動整理装置も取りかえないと従来の食器は使えませんか。供給装置等ということで、現在のポリプロピレンの食器をそのまま使っていくとなると、約1,200万円余の手戻りの費用が発生するというで聞いております。

昨年の債務負担の中で強化磁器の使用ということで発注しております。

○高橋委員

だから、自分たちはそういう道を選択されたからね、現在の食器が使えないような仕様で納入さ

れるわけだわ。その選択があったわけですよ、今の話ではね。ポリプロピレンは使わないということだから、強化磁器なんということでやったから今そういう仕様のもが入るとるわけでしょう。

ということは、発注したそのときに既に食器が変わるということを前提で発注されとるわけ。食器が変わるといことはコンテナが変わるといことを前提にしてるわけ。コンテナが変わるといことは配送車が3台から6台になるということ前提にしてるわけ。そういうことでしょう。

中島議員が本会議で、あなたたちの姿勢をただしたのはそこをただしたんですよ。報告すればいいという問題じゃない。その洗浄機を発注したときに、既に新しい債務の負担を前提にしていたですよ。ただし、食器というものの契約行為をしていないから債務負担行為は免れたけども、その発注をした瞬間に今ずっと朝から議論してるような一連の負担増が前提になっておることを承知で発注したということでしょう。そこが問題じゃないかということをおっしゃるんですよ、中島議員は本会議で。

もう一遍聞きますが、委員長ごめんなさいね、当初予算の方へ大分入っちゃって。またどっちみち画面が変わるだけで同じことですからここでもよっとやらさせてもらいますが、食器を変えることに伴う負担増、食器の金額、それからさっき言ったコンテナ、あるいは一部修正、配送車、全部で幾ら変更になるんですか。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時28分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

食器、食器かご、コンテナ、配送車の3台増、先ほどのワゴン車の修理、これをすべて合計しますと6,430万円余という金額になります。

○高橋委員

6,430万円余その食器の変更に伴って予算がふえるわけですね。そのことを洗浄機を発注した段階でその歳出を前提にされたわけなんですよ。

私はね、この点については、その後ぐっと財政状況悪くなってね、所管外なんです、西児童クラブの増築も見送り、同じ教育委員会所管でね、あるいは保育園所管では新しい保育所整備のための基金の5,000万円も見送り、きのうは水道の負担金、出資金もカットされたという話になってるわけですね、そういう点では、やっぱりもうちょっと慎重な対応が必要ではないのかと、教育委員会の皆さん方の対応としてね、少々出るというならいいけど、6,400万円新たにお金がかかる。これは単年度ですよ。配送車は毎年要るでしょう。委託は毎年要る。食器は一遍買い込めばいい。ワゴン車も食器かごもいいかもしれんけども、配送車は毎年要りますよ。

こういう歳出を伴う契約行為がそのときあったわけじゃないので債務負担行為という厳密な手続をとる必要はないにしても、説明をすとかそういうことじゃなくて、当然そういう負担が後年度必要だということを財政当局にも市議会にもきちっと御説明されて対応すべき性格だと思うんですが、説明されたんですか。少なくとも市議会には説明なかったけども、当局には説明されたんですか、市教委として市長部局には説明されたんですか。

○教育部長

私も実施計画の算出に当たってお話を聞きましたので、私の時点では議会とかには報告はしておりません。

以上でございます。

○高橋委員

だから、私的にということですね、何か時間の経過をそこで断ち切ろうとされとるわけだけど、私は別にあなたでなくてもいいんだよ。市教委がきちっと議会に、そういうこの洗浄機ですよ、これは。だからまだ詳細はじいてないが、次年度はこの程度の負担がかかってきますと。だけど予想したらもうちょっとかかっちゃったとかそれはあ

るでしょうけども、こういうふうですよ。財政当局も当然そういうことになりますよと、平成21年度予算はということがきちっと意思統一されて事が進んでいるかどうかということをお願いです。

○教育部長

意思統一といいますか、実施計画をあげまして、今度予算査定あがりまして予算をこうやって計上させていただきましたので、私どもは意思統一できてると思っております。

以上でございます。

○高橋委員

6,430万円、総務部局はこれ御承知だったんですか。当然織り込み済で実施計画に入っておるというんだから。

○総務部長

総務部といたしましては、この件につきまして、まずは実施計画ありますので、実施計画で企画部の方で採択をされて、当初予算の査定の段階でこういった形になるということ把握いたしました。

○高橋委員

実施計画では今6,400万円云々だけでも、そこまでの数字は掌握していないと、企画部長。具体的に物としてこんだけかかるぞというのは予算要求の段階、各課から積み上がってくる予算要求でなってるわけでしょう。6,400万円というのは結果的にそういうことなんだけど、企画部として食器が入れかわるよということは実施計画に入ってるから承知されておる。金額的にはどうなんですか。

○企画部長

ちょっと記憶が定かじゃございませんが、新しい給食センターができるということで、まずいろんな例えば電気代ですとかそういうようなものもふえるという話は伺いました。それが今どれだけだということが記憶がございません。

それから、今の磁器の食器についても、それを入れることによって今まで御説明がありました配送車がふえるだとかワゴン車がふえるだとか、そ

ういう話は聞きましたが、ただ、今それが幾らだったのかということはちょっと記憶が定かではございません。

○高橋委員

企画部長は金額は定かに覚えてないと。総務部は予算要求の段階で初めてその数字を見た。流れとしてはいいじゃないかということになっただけでも初めてみた。

しかし、それは債務負担行為の大前提に立ったお金だということを考慮に入れば、もう少しやっぱり各部にきちっと説明も必要だし、市議会にも言ってもらわないかんわね、これ。こういう仕様の洗浄機ですよということぐらいは報告されて、次年度以降食器も変わるし、配送車も変わってきますよと、そういう予算取りを前提に今回中西に発注いたしますと。発注の仕方もある問題がありましたね、当時。メーカー指定でいいのか。何かその話を中心で、洗浄機と食器のところまでは議論が及ばなかったということはありますが、そういう点では、私、今回の一連の食器の書きかえ、これは悪い話の方向へいってわけじゃないけれども、それにしてもこれだけの金が問題になりね、昨今の金融危機との関係で予算切りが始まっている中で、本当によかったのかなと、慎重にやるべきではなかったのかなというふうに感じております。一言教育長の所見をその点で聞かせてもらいたい。

○教育長

これだけの事業であります。先ほどお話ししたけども、食器を変えるということだけで済む問題ではなくて、今お話ありましたように、重くなり、かさがふえる。そうすれば当然1台の載る量も限られておるので配送車がたくさん要る、そういうことも当然予測できてくるわけでありまして。そういうことを踏まえて、もう少し説明すべきではなかったかということでもありますけども、今、議会の方にもその説明する機会がなくて、まずこちらが積極的に説明すればいいわけですけども、なかったということ、説明しなかったということ申しわけなく思っております。

また、財政当局とももう少し緊密に連携をとりながらやっていくことも必要ではなかったかなということをおもっております。

○高橋委員

磁器に対応した洗浄機が入ったよと。だから磁器に変えてもらわないかんよという、お金はこれこれだよというレベルのやりとりはあったでしょうけども、もう少し高い見地で政策的な議論も含めてしっかりやらないと、これは市民ニーズや財政状況に合った対応はね、市長はしきりに優先順位、優先順位とおっしゃるけども、そんな出たとこ勝負のような話としてね、優先順位もへったくれもないでしょう。十分政策的な検討があって、それはすぐれているということがお互いに確認される中での優先順位というのならわかるけども、出たとこ勝負のように折り曲げられる形で予算に火がつくような形で優先順位を議論するような時間も所作もないじゃないですかということは、ひとつきっちり申し上げておきたいというふうに思っています。

もう一つ補正予算で聞かせていただいて恐縮ですが、お願いしたいと思っておりますけども、小学校、中学校費それぞれの教育振興費の要保護、準要保護就学援助金について、これ本会議でもありました。それでね、この補正予算それぞれ当該のページを見ていただきますと、小学校で減額の171万円ですか、中学校で減額の151万円になっておるわけですが、減額の理由についてお示してください。

○学校教育課長

こちらの方の減額ですけども、年度当初、対象となる児童を見込んで予算を立てまして、実際の認定された子供が少なかったということでありまして。

○高橋委員

これ、小学校で3月補正後の合計が1,117万6,000円ですね。1,289万2,000円当初で組まれて、今、学校教育課長御答弁のように、やってみたら減額をして1,117万6,000円。同じように中学校は1,340万8,000円です。これは平成20年度の到達点ですよ。平成21年度の予算はどういう見方をされ

ているかといいますと、中学校は平成20年度の3月補正を下回る予算1,287万円下回っておるわけですよ。小学校はかろうじてとんとんですか。ちょっと上がってますね。こういうことなんです、この来年度予算とのかかわりで、この就園奨励の支援すべき子供の数をどう見るかということについてはどうですか。

○学校教育課長

対象児童につきましては、この時期1月、2月も新規で申請があり、認められております。ということで、補正予算額よりもやや下回っておると、小学校の方あります。こちらの方もまだふえるだろうということで補正もしております。

ですから、来年度においては、補正予算額よりもやや少なくとも何とかなるだろうというところで予算を立てたところであります。

○高橋委員

きのうテレビでね、お医者さんに行けずに、子供がね、保健室に登校してくると。熱があるけどお医者さんに行けれへんと。何で行けれんかといったら、国民健康保険が滞納で保険証があらへんと。保険証があれへんもんだからお医者さん行けれへんもんで保健室へ来ると。うちへ帰って医者へ行きなさいと言っても帰れへんし、親も迎えに来えへんと。学校の先生がお医者さんへ連れて行ってるというような悲惨な事態が映像になってました。

そこで問題になったのが、医療費無料化の自治体の到達点がどうなのかと。幸い知立は中学校卒業まで今やっていたいで、中学校卒業までですから保険証がないというのはいかんけども、その制度があるために優先してやってもらったと。これで何とか救われているということなんです、この準要保護、要保護、要保護は生活保護者ですからこれは全然問題ない。準要保護をどういうふうに対応するかというのは、これは低所得者の人たちをどうするかというレベルの話だけでなく、教育の機会均等、そして金融危機の中で、ほんとにこの子供たちが教育を受ける権利を保障する、そういう一つのセーフティネットとして要保

護、生活保護者以外でそういう支援の必要な人には準要保護制度としてやっている、そういうものでしょう。

だから学校教育課長ね、これだけの金融危機があつて、要保護、準要保護がふえないという考え方というのはどうかなと。もちろん掘り起こしてくれなんてこと言っておるわけじゃない。掘り起こしてくれなんてことを言っておるわけじゃないけども、本会議で出たように、相手側の所得まで示してね、こんなに所得のある人はだめと、こうやって足元をたたくようなことを一方で現実があつたね、もう一方では教育の機会均等、義務教育無償という大きな流れの中で生まれてきたこういう制度が、もっと光が当たって私は活用される、要保護、準要保護だと肩身が狭いと。そんなことがあっちゃいかんわけで、昔、給食袋の要保護、準要保護者、赤い線か何か入っておったがね、大昔。そんなものを渡してということだね、それはやめになりました。今は口座振替ね。給食費を持って来るときには格好をつけて持って来てもらうというようなことまで含めてね、除去食と一緒にですよ。アレルギー食の人は、お母さんが同じようなメニューで違うものをつくってもたせておる。疑似食、こういうことも含めて子供たちがいじめられないようにいろいろ社会的配慮をされながらやっているわけですし、そういう点で、私この予算を見て、今の子供たちの環境がそうでなければいいですよ。ないのにね、何もやる必要ない。だけでもそういう声が客観的に問題になってくことはもう明らかだし、知立の派遣切りも進んでるし、生活保護費は御案内のように、所管が違うけども、どんとふえてますがね、一方でね。就学援助の金が減っていく。横並び、もしくは減っていくということはいかがなものかなと。そこに先生方の子供を見る目線の問題、あるいは客観的な時代背景、経済状況を学校教育課長はどうごらんになって対応されようとしるのかということがね、そこには移し出されるのではないかというぐあいに私は思うわです。その点で、学校教育課長、御理解いただければ、これは来年度の話で必要な補

正予算という手もあるわけなものですから、そういう見地で対応していただきたいというふうに私は強く思うわけです。どうですか、この辺の私の申し上げてることについて御理解いただいて、そういう趣旨でこの業務を遂行していただけるのかどうか、ちょっと認識と見解を伺いたいと思います。

○学校教育課長

準要保護につきましては、補正につきましては、まだこの後ふえるということも予測して余裕をもって残しております。

ただ、当初予算少し減ってるということは少し申しわけないところなんですけども、私たちは、基準とかを厳しくして減らそうというような考えは毛頭持っておりませんので、今後対象となる子供たちがどんどんふえてきた場合には補正をお願いして対応していきたいと、このように思っております。

○高橋委員

ぜひね、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後にもう一つ、補正で聞きたいと思うんですが、最初に永田委員が、校舎耐震補強工事について1億2,000万円減額されたので、どこか一つやってないんじゃないのかと、間違えちゃったとおしゃるけども。4億6,000万円の当初予算で入札をかけた。そしたら4億6,000万円の予算で入札をかけたら1億2,000万円余ったということだよ、今回の補正は。それはたくさん使えばいいわけじゃないけども、26%ですよ、予算減額に対する補正三角がね。これは十分な競争がされて落札率が下がってよかったという側面と、きちっと見積もりがされたんですかという側面がやっぱりあるんじゃないかと思うんです。特に東小学校は、建物1列壊すということがあったでしょう。これらを含めて、この1億2,000万円の減額について、どういう見解をお持ちですか。

○教育庶務課長

当初予算積算につきましては、前年に耐震補強工事の各設計を委託しておりまして、その設計の

委託金額に基づいて工事費を予算化させていただきました。過大であるとは思っておりませんが、結果として大きな入札差益が出たというふうに理解しております。

以上です。

○高橋委員

これね、1億2,000万円という、えらい金だわね。私が思うに、昨今の3,700万円切られたとかそういう話からいうと、1億2,000万円当初でつけといて、ずっとキープして3月、1億2,000万円ぼろっと出してもらわなければならない、数字の上では。もちろん過大見積もりではないと私も信じたいけども、結果的にこの時期に1億2,000万円ぼろっと出てきて、これはちょっと年度の境をあいまいにした議論をすれば、1億2,000万円あれば学童の部屋のカットもせんでもよかったし、保育所の積み立てもできたんじゃないのと、こういう話になるんだわね。

これ、ちょっと時間のタイムラグを無視するとね、1億2,000万円、3月にぼろっと出てくるわけだがね。こんなところに1億2,000万円出てきたがねと。時おそいで年度末だと、財調引き上げと、こうなるわけだわ。もちろんそれは消えちゃうわけじゃなくて次年度予算へいくけども、よく考えたら当初であれも切られた、これも切られたと。そうなるとやっぱり予算編成というものがいかに大事かということを私はこの数字を見てね、教育庶務課長を責めるつもりはないですよ。しっかりした競争があったかもしれないしね、そこはちょっとそれ以上のことは聞かないけども、こういう三角が出てくると、ほんとに予算査定、予算の見積もりというのはいかなるものだったろうかと。この4億6,000万円であったために、あれが泣いて、これが泣いてということになると、これはちょっと考えないかなというふうに思っているわけですが、財政担当の所管の答弁を求めたいと思ひますが。

○総務課長

予算の査定につきましては、原課の方から各種手法の方を拝見いたしまして、今回の耐震補強、

数カ所の学校のがございました。あくまでも予算の査定時におきましては、原課の方で見積もられた設計額をもとに予算をあげております。最終的には高橋委員がおっしゃられましたように、入札でもってこのような差が出てきたその分が財調に回るというような形になることにはなりますが、財政を担当する私たちにつきましては、それぞれの部署の方が、より厳密に資料を作成された中でこの査定の上での予算計上というふうを考えております。

以上です。

○高橋委員

さっきちょっとお茶室の利用率書いてあるけど、新しい茶室のやつは書いてないもんでね、新しい茶室のやつは、あなたが言ったことを横へちよと書けということかな。書いてみたんだけど、中央公民館の方が利用率が高いんじゃないの。新しい茶室の方が高いの。あなたの言ったやつを私が正しく書いたのかどうかちょっと自信がないけども、あなたの言ったやつをそのまま写すと、新しい重原のお茶室の方が利用率が低いということになってるんじゃないですか。

○生涯学習課長

平成19年度の公民館の茶室の利用率、全体では35%でございますが、11月のところを見ていただきますと32%でございます。それで、新しい茶室の方につきましては34%、12月には36%で新茶室の方は21%、ここは下がっております。1月は31.9%で新茶室の方は41%で、月によってでこぼこしております。それで、3カ月分だけでやってみますと、トータル的にはやはり下がっていたというのが現状でした。

○高橋委員

新茶室は下がっておりますでしょう。新茶室が下がっておりますということは大問題じゃないの、これ。さっきは横ばい上がっておりますと言われるもんでね、それじゃあまあまあかなと。もともとお茶の人口もそうたくさんみえんしね、まあまあかなと思っただけでも、新茶室が下がっておりますということになると話は違うんじゃないの。

これを出されたら新茶室のやつも出さないかん、同じ形態で。中央公民館だけ出してね。新茶室までこればつとこういう資料になってないかもしれんよ。一応パソコンでつくらないかんもんで。できたら一つほしいね。今じゃなくてもいいから。

それで、新茶室が下がっておりますわけだね、今の答弁は。大問題じゃないか。金かけたけど茶室利用者がなかったと。共産党の言ったとおりだがね。教育部長に陳謝してもらわないかんわ。そういう話じゃないの。お答えいただきたい。

○教育部長

下がっているということが、この3カ月で現実の数字でございまして、大変申しわけなく思っております。それに関連しまして、新茶室が今後とも利用されるように、ちょっと実施事業的なものを考えております。来年度に向けてこの茶室が、より多くの方に利用されるよう事業を検討しているところでございます。

以上でございます。

○高橋委員

新しくなったんだからね、注目されて、それはばいやぐるように会場に訪れるかはともかくとしてね、一遍見学がてら行ってきてお茶をたてようかと、あそことってぐわつと上がる、それから引いちゃうことはあるかもしれんよ。麻生さんの支持率と一緒に。もの新しいうちは高いがね。だんだん地が出て下がってくるあるけどね。はなからこんな低空じゃあ話にならんがね。

私たちは、ほんとにいいのかと、そういう茶室づくりが。中央公民館の地の利を生かしてこの教室をやりながらやるところに価値があると。すぐわきに会議室があり、すぐ隣に和室があり、そういう形の中でやることにお茶室の意味があるんじゃないかということも強調してきました。いや、そんなことないと。文化の伝道だと言っておっしゃったけども、利用が上がってへんということについては、これはもう大問題じゃないですか。結論が出ましたがね、これ。我々が主張してきた趣旨が正しかったんだと。結果が出たじゃないですか、公費の使い方として。これをどう考えてみえ

るんですか。

○教育部長

課長の説明にもありますように、12月分は下がったということをごさいます、1月は41%というようなことを伺っております。今後とも利用しやすいよう、いろんな事業を検討しておりますので、それが実現できるように頑張っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○高橋委員

私は、そんなことは聞いてない。あの政策が間違っていたのではないかと。あの時期にあそこへ茶室をつくるということが間違いではないのかということを私たちはさんざん議会で論戦をして、私たちは反対しましたよ。茶室がほしいという人もありましたが、私たちは反対した。公費の使い方は適正でない。結果見たらね、これから努力するのはこんなこと当たり前だけれども、最初に新しい施設で関心を高めてぐっとお客さんが来て、えらい勢いの人がみえておると。問題は、そういうお客さんがリピーターとして引き続き活用してくれるかがポイントですよというところへ議論がくれば、それは落ちないように今後努力するという答弁でいいけれども、はなから利用が上がってない。私たちは、ああいう施設のつくり方はいかなものかといって、今、同じ舞台であなたと私は論戦しておるわけだから、その答えになってないじゃないですか、今の答弁は。政策判断に間違いがあったんじゃないかという点についてはどうなんですか。そこを問うとるんですよ、私は。

○教育部長

中央公民館の茶室を会議室にさせていただいたということで茶室が文化広場へいったというふうに私も文化広場に一つふえて、中央公民館にも一つ、また二つなってしまうと、またお茶の人口も減っちゃうというようなことで文化会館に茶室をつくってこちらを会議室にしたという二つの方向が絡み合っておりますので、今度、中央公民館の小会議室というふうに茶室を名前を変えますので、そちらの利用もどんだけあるかというようなこと

もトータル的に含めて、今後検証していきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋委員

私は、茶室を会議室に変えて、変えた会議室にしたかわりに向こうにお茶室を持っていったという一連の選択に間違いがあったんじゃないかということをおっしゃるわけですよ。中央公民館の会議室の活用状況なんか見なくて結構ですよ。茶室があれだけ減っておると。ふえてないということについて、もう既に明確じゃないですか、答えは。それに対して政策判断を私は問うとるんですよ。その検証がなかったらね、言いつばなし、やりつばなし、あとは税金で運営するんだからね、関係ねえやと。言いつばなし、やりつばなしじゃないですか。そんなことでいいのかということですよ、私が申し上げたいのは。

その結果責任というのはね、市民の血税という形であそこへ引き続き投入されるわけだけれど、その結果責任というのはね、その程度でいいのかということですよ、私が問いたいのは。私たち議員なら次の選挙で選択で落ちですよ、これ。本多市長落ちましたがね、いろいろあったけれども。厳しい選択が出ましたがね。私たちは、そういう結果責任で責任を負うんですよ。あなたたちは負わないじゃないですか、言い方ちょっときついけれども。いや、大丈夫ですと。いまや文化の伝道で茶室をつくることこそが最大の選択ですよと。あなたたちは、私たちに論戦をいどんだじゃないですか。その結果、何ですかこの結果は。だったら結果責任とらにやいかんじゃないですか。そう思いませんか。そういう仕事ぶりですと対峙しましょうよ。あなたたちだけ安全ばいね、私たちは有権者に審判されると。まだ会議室の様子見てみなわからんと、そういうたわけた議論を私したくない。教育長どうですか。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後2時03分休憩

午後2時12分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長

茶室の利用状況につきまして、中央公民館と比べて新しいところは利用率が少ないのではないかとということであります。

11月、12月、1月の状況を見てみますと、若干新しい方が少なくなっているわけでありまして。特に12月が極端に少なくなっている。その辺のところはどうしてかわからないわけでありまして、新しい茶室ができて、小・中学生の特別支援学級の子供たち10校あるわけですが、今回あの辺が非常に広いスペースがありますので、合同茶会をやらせていただきました。しかし、これは年度当初の計画、当初でなかった計画を急遽入れたということで、かなり無理なところもあったわけですが、3月の末にやったわけでありまして。

今度は4月からですと年度からいろんな行事が計画を組まれていきますので、途中からというよりも年度当初からどういうふうに活動計画が組まれていくかということにも期待がわるわけですが、いずれにしましても、利用状況が若干悪いというのは事実でありますので、これを真摯に受けとめ、市民の皆さんへの啓発活動等も行っていきたい。そして、4月からの新しい年度のそういった活動も加えていただきたいと、そんなふうに思っております。

○高橋委員

まあ答弁になっていないですね、それは。いろいろ言いわけされとるけども、答弁になってないと。私の申し上げたレベルの回答が出ないということについて大変残念ですが、先ほどの申し上げた点は、ぜひこれからも引き続き申し上げていきたいというふうに思います。

それで今回、先ほどちょっとお話したように、食器も変えたいと。その選択は内部的な手続いろいろあったかもしれませんが、いまひとつ得心がいかない。ポリプロピレンがもう耐用年数で全然使えないというならともかく、私は、こういう時

期ですからね、新しいものに越したことはないけども、子供たちにもよくわかっていただいて、変えたかったけども厳しい経済情勢で引き続き、ちょっと色があせとるかもしれんけども、食器を使ってくれというの、何も貧乏主義に陥れというのじゃないけども、一つの教育ではないのかと。それは悪かろう、安かろうを押しつけてね、精神論でカバーせよという話じゃなくて、そういうこともあってもいいのではないかとこのように思うんですね。

現時点、教育庶務課長いわく、それはそういう仕様で洗浄機発注しとるので、金がかかると。新しいのに変えると、また古いのに今の食器を使おうと思うと。だけどね、配送車が3台から6台で毎年1,200万円ですよ、増額が。1,211万円増額ですよ、これは。これも契約してみなわかりませんが、そうすると、さっきの仕様を変えるのに幾らかかるとおっしゃったかな、1,200万円でしたか。だから配送車1年分でそれはちゃらになる。子供たちに新しい食器やまやまだけども、ぜひひとつここはお父さん、お母さんたちも辛抱しとるだから新しいセンターになってうれしいけども、食器は古いやつで悪いけども辛抱しようやというのも私、一つの教育だし、あってもいいような気がするんですね。

市長、知立は家族だと、そういう視点から子供たち教育することも、それがセオリーだと言っておるんじゃないですよ。私は、ちゃんと対応できて今回でもそうあちこち切らんでも済むならね、それはそれでいいかもしれませんが、そういう環境のもとで、ちょっと待ってくれと、子供たちよと、チルドレンと。おやじだつて苦労しておるんだから、あなたたちも一緒にお父さんと苦労してくれということが言えるようなことがあってもいいと思うんですよ。6,400万円からってここでひっくり返るじゃないですか。そういう選択だつてあるんじゃないですか。市長どんな認識ですか。

○林市長

給食センターの食器でございます。これについては、るる今、説明させていただきました。御案

内のように、この経緯をたどってみますと、平成18年12月議会に議員より御提案いただいて、そうした流れの中で、平成19年8月に広報ちりゅうで新しい給食センターをつくるとともにこの食器に変えていきますという通知をさせていただきました。そうした中で、債務負担行為で先ほど説明させていただきましたように、機器等を債務負担行為で出させていたいただけでございます。そのときに説明不足だったとほんとに申しわけないというふうに思っております。これからはしっかりと説明をさせていただきたい。

そうした中で、先ほど教育長申し上げましたように、校長会等々どんなふうがいいかねという話の中で、メリット、デメリット精査させていただき、そして選択し、その中で子供たちにアンケートを取ってこういうのがいいねという形で進められてきたという中で、非常に歴史があり、自分なりに市民合意、そして議員の皆様方の合意を得て進められてきたという思いであります。

そうした中で、やはり何度も申し上げますけれども、もっとも議員の皆様方に説明をしていかないかんかったなと十分反省をさせていただいておりますが、この食器につきましてはお願いさせていただきたいと思っております。

あと、もう一つ、先ほど茶室の件でございますけれども、高橋委員のおっしゃるように、この利用状況の低さということも当然ながら反省をさせていただくところでございます。いずれにしても、でこぼこがあるにせよ、やはりこの利用状況の低さについてはしっかりと対応していかなければいけないという認識以上に、私、何が問題だったかという、この議会の臨むに当たって、朝のときに大体上がってるよということを言いながら、実際に情報を出させていたときにはそうではなかったということで、もっと精査をして議会に臨まなければいけないと自分自身反省をさせていただいておりますので、今後気をつけさせていただきます。

○高橋委員

食器ですがね、議会に十分説明がなかったと。

これは今後改めてもらえばいい話なんですよ。

しかし、今のやりとりで、6,400万円の金がかかると、単年度で。継続していくのは1,200万円の配送代はずっと継続していくんだと。火の車になる財政が一方であって、新年度では幾つか事を進められないような事態がある。事を進められない1つ1つには、みんなセオリーと動機づけと世論づくりがみんなあるんですよ。実施計画に従って採択されて載ってるわけですよ。それを片方では、お金の問題で切っておられるわけでしょう。しかも議会としっかりと合意されてるような案件もある。ところが今回のこの問題は、確かに校長会等で議論があったかもしれんけども、議会にも十分説明もなかったし、今こうして議論しておりますも幾つかそごと問題と検討しなきゃならん課題が残っている。そしてこういう事態になっている。

市長が本当に知立の市民が一つの家族だとおっしゃるなら、今まであなたが全部かんできたならおれも責任があるとおっしゃるかもしれんけど、あなたは、いわばよそにおられてね、選挙の結果ここへ入ってござったわけなもので、この議論と内容を冷静に見て、新しい予算を見たときに、ここはひとつ子供たちに無理をいって、お父さんが苦しいのを苦勞しておるところを見てもらうというのも一つの選択肢じゃないのかなと。あなたは知立市民全部家族だとおっしゃるとるからね、いかがですかとただせばね、そんなばかな話をするなというようなことで一蹴された日にはね、あなたの家族論もたいがいなものだなと、こんなものはというふうには言わざるを得ないでしょう。あなたが、子供と親の関係は家族だから、甘いも酸いも暑いも寒いも一緒に乗り越えていこうやということであるならば食器の問題というのはそういうことで対応してもよいテーマの一つではないのかなと、こう思って申し上げているわけですよ。どうですか。もう一遍お答えください。

○林市長

おっしゃるとおり、知立は家族、家庭で、市民の皆様方がほんとに知立に愛着を持っていただく

という視点でまちづくりをさせていただきます。

そうした中で、今回の食器なんですけれども、やはりそうした意味からも、高橋委員も再三おっしゃってくださるんですけれども、食器自体悪いものじゃないですね。ほんとに家庭で食べれるようなそんな家庭の雰囲気が味わえるものであります。

確かにお金がかかる。そうした中で、私もいろいろ悩んだわけでございます。そうした中で、先ほど来申し上げました平成18年から議会に出てきて、そして平成19年で広報で発表させていただき、校長会踏まえて子供たちにアンケートを取ったそうしたかなり期待感が、私はきてるなという思い。そしてメリットも今申し上げましたように、家で食べれるような食器、ある意味、食育という点からも一歩進むことじゃないかなという思いもありまして、そうした中で、自分としては非常に大きなお金がかかるわけでございますけれども、判断をさせていただいたというところでございます。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号について、挙手により採決します。

議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第10号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第17号 平成21年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○山崎委員

それでは、何点か順番にお聞きをしたいと思えます。

まずはじめに、予算の概要31ページでございます。質疑のときも質問であったんですが、この防犯対策事業ということで、夜間防犯パトロール委託事業、年間を通してということで夜10時から翌朝4時まで青色回転灯のパトロールですか、それで巡回するということですが、これについてちょっと詳しくお聞きしたいんですが、週に何回やられるのかとか、恐らく1台でやられると思うんですが、ちょっと内容を詳しくお教えください。

○市民協働課長

夜間の防犯パトロール委託事業ということでございます。これにつきましては、週に何回というのを不定期に行いたいと今思っています。不定期というのは毎日ということではなくて、時間帯は午後10時から午前4時の間の不定期ということで、年間に160日間という予定で今、考えております。

それで、2人の体制で夜間巡回をしていただくということで、やはり10時に夜間パトロールということでございますので、まず実際のパトロールがどういう状況にされるかということでございますけれども、知立には知立の幹部交番がございますので、まず幹部交番に行って、そこでいろんな情報の提供を受けて、それから主に今回の夜間パトロールにつきましては、知立市内では西小学校区と知立小学校区が非常に犯罪の発生率が高いということで、まずはそこが重点的に行いたいと思っておりますけれども、あるそれぞれの交番等にも立ち寄りをさせていただいて、それから午前4時終了後に、例えば1週間まとめた日報だとかそういうものを市の方に出していただく。それから安城警察署等との連携等も図るという形で今、考えております。

委託事業ということで、実際には競争入札でこれから実施をしていきたいというふうに思っております。

○山崎委員

わかりました。不定期ということですね。

ちょっとお答がなかったかもしれないんですけど、これ2人体制で1台ということで回られるのか、2人その1台に運転席と助手席を乗られると思うんですけど、これは1台でやられるんですね、ちょっとお答えください。

○市民協働課長

1台で実施をさせていただく予定でおります。近隣のところで実際に夜間のパトロールをやっているところが一宮、豊田市等がやっている実績がございます、やはり業者の青色パトロール車で、当然青色の回転灯もつけていただいて警察の講習も受けて認可を受けていただいて、そういう仕様のもとでパトロールを実施していただくという予定で考えております。

○山崎委員

ありがとうございます。

確かに今、各町内会も防犯パトロール隊、回転灯を導入しまして、町内会を中心に巡回をしているところでありますが、そういったボランティアということで、なかなかこの時間帯お願いをするということは難しいと思いますので、こういった形でやっていくのはよいことなのかなと思っております。

先ほど言われましたように、特に知立小学校区、西小学校区も特に犯罪発生率が高いということで、知立市全体はもちろんのこと、そういった犯罪の多い重点地区を中心にしっかりとこの巡回、回転灯のパトロール車を回してほしいなと思っております。

その下の防犯灯設置費補助事業ですね、これについても質疑のときに出ておりましたが、少しお聞きしたいと思います。

これは防犯灯ということで、大体これ何基ぐらいを目標というわけじゃないんですけど予定をされているんでしょうかね、お教えてください。

○市民協働課長

防犯灯につきましては、平成21年の要望、昨年の平成20年に区長会でいろいろ周知をさせていただいて防犯灯の設置要望を受けております。

要望につきましては、114基という要望を受け

ておりまして、その要望に100基を増額して今回その100基分で、実際には要望にはないんですけども、改めて平成21年度の区長会で周知をさせていただいて、要望の枠を広げましたということで、まだ要望のなかったところで実際につけたいというところがありましたらお願いをしますというような形で周知をしたいと思っておりますけれども、現実としまして、知立市に31町内会ございますけれども、実際に要望が出てくるところが21とか20前後の町内会から出ております。例えば知立団地の中とかそういうところは比較的防犯灯等が設置されていて、ふやすというような状況ではないということで余り要望は出てきておりませんが、ほかの町内会からは20少しということですので、100基を割ると1町内、四、五基の新たに要望を受けての対応ができるかなということで、それについての周知を今後していきたいというふうに思っております。

○山崎委員

わかりました。

そうしますと、こちらからというか行政側から、ここに付けた方がいいですよとかそういったことではなく、あくまでもその町内会区長から申請があった場合につけるといことなんでしょうかね。

○市民協働課長

要望につきましては、町内会区長からの要望に基づいてこちらの方に申請をいただいて、こちらの方で実際に申請いただいたあとに交付決定をしてつけていただいて、請求をいただいて交付するという流れになっておりますので、町内会の方から要望に基づいてということになります。

○山崎委員

わかりました。

町内会によっては区長が1年交代でかわっていくというところもありますし、なかなか進んでというわけじゃないんですけど申請がない場合もあるかもしれないものですから、こちら側からですね、行政の方からどうですかねということでアクションを起こしてもいいのかなと思っておりますが、そういった予定はない。あくまでも町内

会から出た場合というような感じなのか、少しお聞かせください。

○市民協働課長

町内会には、この防犯灯設置というものについては、以前から町内会で実際に今、管理運営をしていただいております。球切れ等があった場合についても町内会の方で修繕等やっていただいておりますので、市の方で実際に見回って、このところが少し暗いとかいう形での町内会の方に御案内をするということは今、考えておりません。町内会からの要望に基づいてということで考えております。

○山崎委員

わかりました。

今後は、一応目配りというわけじゃないですが、それぞれ町内会、微妙に体制が違うというところもあるものですから、その辺のところは、今後、気にはしていただきたいなと思っております。

そして、何年前か、2年前でしたかね、私も青色防犯灯の設置をお願いしまして、現在、新地そして上重原町ということで青色防犯灯モデル地区ですね、防犯モデル地区として選定をしていただいたわけですが、今後この新地、上重原を中心に徐々に今もふえていっているんですが、もし今回こういった予算が補助事業としてついているわけですが、他の地区でもこの青色防犯灯ですね、導入したいというところがあれば、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

最近ですと、安城市がたくさん多くなってきたなと思っておりますし、高浜市も導入に至っているわけですが、もちろん地元の理解とそういったものも必要になってくると思っておりますが、ぜひそういった要望があれば、またこの青色防犯灯も進めていっていただきたいと思っております。いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○市民協働課長

青色防犯灯につきましては、既にモデル事業を平成19年、平成20年、それから来年度、平成21年度ということで実施する中で、平成19年から設置をしていただいているところがございます。

少しちょっと紹介をさせていただきます。

実際に青色防犯灯を設置して、平成19年で特に設置したところでの犯罪の発生状況を少し見させていただきました。知立市内には、今委員おっしゃられたように、上重原地区と新地の地区というところでございます。現在68本の青色防犯灯がついておりまして、そここのところで平成19年1月から12月、1年間で犯罪発生が青色防犯灯がついてあるところですけども、現在、平成19年では110件の犯罪発生がありました。平成20年の1月から12月を見ても79件ということで、マイナス31件、前年比28.2%減という知立市の中の1年の実績では青色防犯灯の1年だけで見れば効果があるというふうにはなっておりますけれども、愛知県全体の各市町の中では青色防犯灯の実際の効果がどうだということでのいろんな議論がありまして、私の方でも現在この1年間についてはこういう犯罪が減ったという実績は残っておりますけれども、例えばことしの1月を見ますと、1月中同年、要は平成20年ですが6件あったものがことしは8件ということで、1月について見ると2件ふえているという状況もございまして、青色防犯灯については、今後もしばらく実際に検証してみないとその効果はというところはございますけれども、あくまでの町内会から青色防犯灯の設置したいという要望であれば、私の方としては、防犯灯の設置基準の1基当たり3万円という町内会に補助を出しておりますので、その金額の範囲の補助はさせていただくということで考えております。よろしくをお願いします。

○山崎委員

今後も検証をしっかりとしていき、私たちもその町内会の中でいろんな声を聞きながら、この青色防犯灯、今後の進め方を決めていきたいなと思っております。

続きまして、概要の33ページ、AEDの設置費補助事業ということで、少しお聞かせいただきたいんですが、このAEDの設置補助事業対象施設5施設ということでありますが、これは町内会の方から設置要望、要請が出ているのでしょうか。

どちらの町からきているか、少しお聞かせください。

○市民協働課長

AEDにつきましても、昨年の区長会等で周知をさせていただきまして、当然その予算要望の9月末までにAED設置される所につきましましてはというような形で御要望を出していただきたいという御案内をさせていただきました。

5施設ということで、実際にもう5施設が出ております。5施設につきましては、山町、新地、上重原、長篠町、新林町という五つの町内からAEDの設置要望ということで要望が出ております。

○山崎委員

このAEDなんですけどね、各今言われた5施設公民館に設置をするということであると思うんですが、質疑のときも少しありましたように、この公民館、随時人がいるわけではないんですよ。非常勤とかボランティアで随時公民館の施設に人がいるような体制をとっている町内会ももちろんあるんですが、私の地元の新地は特にそういった非常勤というか、随時この公民館が開いてるわけではないわけでありまして、その辺のところをほんとは必要ときに果たして使用できるのかということとところがいろいろ問題点になってくるわけですが、たしか豊田市だったと思うんですが、おもしろいというか、非常に興味深い提案があったわけでありまして、このAEDをもちろんこういった公共施設、公民館に設置をしていくということはもちろん重要であるんですが、やはりほんとに緊急のときに使用ができるようにということで、たしか豊田市だったと思うんですけど、コンビニに設置をしようじゃないかという動きがありまして、御存じのとおり、コンビニは24時間店が開いているということで、その従業員に対してもAEDの使い方をしっかりと教えまして、いつでもこの利用ができるということで、そのコンビニに今後はAEDを導入していこうと、設置をしていこうという動きがあるわけでありまして、そういった一つの提案としてコンビニ設置もいろいろ問題点あるかもしれませんが、いいのかなと感じてお

りますが、その辺の見識、御理解はいかがでしょうか。

○市民協働課長

AEDにつきましては、実際に豊田市が平成20年度から区長会を通じて2分の1補助ということとで実施しております。近隣の各市町村では、まだAEDを町内の公民館に設置しているところはほかには実際にはございません。知立市と豊田市というような形が現状だと思っておりますけれども、AEDの今の御質問者のコンビニ設置ということにつきましては、やはりAEDを使用する場合に、どうしても公民館等では施錠がしてあって、ガラスを割って入らなきゃならないというような状況の中で、実際にその効果がどうだというようなお話になろうかと思っておりますけれども、現在のところは、まずは町内会が一番地域でのコミュニティ活動の拠点でもありますし、実際に常に皆さんがいるわけではございませんけれども、このAED設置については、町内会のいろんな活動状況をどうだというようなお話もお聞きした中で、週4日から7日ぐらいは町内活動で公民館を使っているというようなお話もありましたので、比較的公民館の利用頻度が高いということで公民館のところに置いていただいて、当然AEDというのは移動ができますので、まずはそこから始めていくということで、今回5施設ということでお願いをしておりますので、まだちょっとコンビニということまでは現時点では考えておりません。

○山崎委員

わかりました。

先ほどコンビニと申ししたのは、今後の検討課題ということで、他市もそういった豊田市がたしかそうだったと思うんですけど、コンビニに設置をしていくという動きがあるようですので、一度研究、検討をしていただきたいなと思っております。

続きまして、71ページですね、先ほど学校給食センターのことでお話が出ましたので、これに関連して少し給食についてお聞きをしたいと思います。

12月議会のときに一般質問をさせていただきました食物アレルギーの件でございます。

平成22年4月から除去食の対応に向けてということですが、現在このアレルギー対策委員会というものは、もう既に立ち上がっているのでしょうか、その辺のところをお聞かせください。

○教育庶務課長

アレルギーの対策協議会につきましては、第1回を5月に予定していきたく思っております。そこから随時3回程度、平成21年度内は3回程度の開催を考えております。

以上でございます。

○山崎委員

そうしますと、このアレルギー対策委員会ですね、この委員のメンバーはどういった方がなっているのでしょうか、お教えてください。

○教育庶務課長

一応予定であります、校長会の代表の方が1名、PTA小中代表ということで2名、学校の保健主事代表で2名小中であります。養護教諭代表2名、それから給食主任代表2名、学校医代表1名、あと、教育部長、学校教育課長の計12名で考えております。よろしく申し上げます。

○山崎委員

わかりました。

実際にアレルギーを持ったお子さんをお持ちの親御さん、御両親、父兄ですね、そういった方も積極的に実情をですね、家庭の、そういった声をこの委員会に反映をさせていただきたいなと思っております。PTAの代表者の方も入られるということですが、そういったほんとにこの問題に直面している方たちも、ぜひ出ていって入っていただきたいなと思っております。

先ほど高橋委員も言われておりました除去食、代替食、しいては何度もお話しておりますが疑似食ということで、最終目標は、やはりいじめの問題を考えますと、疑似食ということですね、それをぜひ考えていただきたいなと思っておりますが、あれから何か少しお考えはありましたでしょうか。

○教育庶務課長

今、委員がおっしゃる疑似食ということもありますが、愛知県県内でもセンターで行っているのが3センターぐらいと聞いております。それも除去のみということで、具体的に私の方も現実がよくわかりませんので、瀬戸市に栄養士と一緒にやってきました。非常に学校とセンターと、それから保護者の連携を深めて毎月の献立のチェックをしていく。それから医師の指示書も要るということで、相当慎重なまた対応も時間も必要となってくるというふうに聞いておりますので、まず除去食、前お話をさせていただいたように、除去食でスタートさせていただきまして、今後の動向でまた調査、研究してまいりたいと思っております。

以上であります。

○山崎委員

わかりました。

この疑似食は、周りの子供たちと一緒に、もちろん成分とかが違うんですけど、形、色とか似せるということで、ほんとに疎外感を与えないという食事でありまして、これはあくまでも最終目標ということになります、ぜひ今後とも調査をしていただいて、確かにお金がかかることではありますが、やはり子供のための思ったら、そういったいじめ対策、そういったものを考えた上では必要なかなと思っておりますので、その辺のところは今後の研究課題としてお願いをしてまいりたいと思います。

最後に、76ページでございます。トレーニング機器整備事業ということで、福祉体育館の私も何度もトレーニング室利用したことありますが、老朽化したトレーニング機器がこういった新しい器具、機械に変わってくるということであります。古くなった老朽化した器具は、これすべて器具を変えるのでしょうかね。少しこの内容をお聞かせください。

○スポーツ課長

トレーニング機器の更新でございますが、使えるものは使うということで考えております。

今現在考えておりますのは、17種目の設備を考えておりまして、そのうち新たにするのは七つ、

10のものについては既設のものを使わせていただきます。

例としましては、ツイストマシン、バレルローラー、トレーニングサイクル、自転車こぎですね、それからランニングマシン、ローリングマシン等々は今現在あるものをそのまま使っていきます。新規に購入するものとしては、ボディランナー、血圧計、ジョーバ、よく宣伝やっておりますが、乗って体を動かすやつ、ジョーバですね、それからコードレスバイク、これも自転車になります。コードレススペアマスターというこれも自転車系のものでございます。それからトレーニング室の中央にありますコンビネーション、何種目かの筋力トレーニングができる機械でございますが、これを全部取りかえということでございます。

以上です。

○山崎委員

わかりました。

私も利用したときに、ほんとにさびついて、ちょっと危ないなというふうに思ったときもありましたので、ぜひこういった新しい器具、トレーニング機器ですね、入れていっていただければまた利用者もふえて健康増進、体力の増進、そういったものを考えたときに非常にいいことなのかなと思っております。

少しこれに関連してですね、ちょっと担当課が違うかもしれませんが、器具をこういったのを新しくするというので、憩いの場所にある撞球同好会が使用しておりますビリヤード台ですね、これも結構メンテナンス、大分古くなってきたということでいろいろな要望が出ていると思うんですが、それについてちょっと何か要望が出ているならお教えください。

○スポーツ課長

私どもの所管ではございませんが、同じ福祉体育館にございますので、ビリヤード同好会の方から、ビリヤード2台今あるわけですが、それの上に張ってあるマットというか、べっちゃんの布ですね、あれが突くたびに傷むというようなことでお話を聞くことはあります。

以上です。

○山崎委員

わかりました。少し担当外ということで、申しわけなかったです。

こういった備品ですね、どんどんスポーツ愛好家の人が使用できるように、今後の新しい器具等を考えていただきたいと思っております。

もう一点ですか、これに関連しまして、ちょっと飛んでしましますが、予算説明書の249ページ、昭和グラウンドのことでお聞きしたいんですが、グラウンドの野球のマウンドがあるんですが、それに対しまして野球連盟とか軟式とかそういったところから、ちょっとマウンドのことで何か要望が出ているかどうか、まずはちょっとお聞かせください。

たしかですね、マウンドが他のグラウンドに比べてちょっと雑というか、つくりがよくないということ御意見、お声が出てきましたので、そのことに関して何か御要望、要請が出ているならお教えください。

○スポーツ課長

私が聞く範囲では、そういう要望は聞いておりません。実際に土曜、日曜を中心として昭和グラウンド結構使われております。使い終わった後には必ずグラウンド整備をするということが条件になっておりますが、なかなかうまくやっていないところもあって、土がどんどん流れてしまったりとかそういう状態、あるいはマウンドのところだけ土を変えてありますので、その土と一般の土がまじってしまってちょっとぬかるんだりとかそういうことはありますが、特に軟式野球連盟の方からマウンドを改修してくれというような話は今のところ聞いておりません。

以上です。

○山崎委員

わかりました。

少し野球連盟の方からそういったお声があがっておりますので、これもあくまでも要望ということで、昭和グラウンドのマウンドを少し見ていただきまして、他のグラウンドとの対比、比べていただ

き、もしざっぱとか雑になっているようでしたら、また改めていただきたいなど思っております。これは要望ということで、またお願いをしたいと思えます。

以上で、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○村上委員

私も本会議でもちょっと質問できなかったものですから、委員会の方で5点ほど質問させていただきます。

その中に、水野議員の質問も中に入っておりますが、まず最初に、ミニバスの運行の関係ということで、30ページのところなんですけど、今回この事業の中で、市民の要望、利用アンケートの結果を踏まえて一部変えていきますよという話がございますよね。これのところについて、どんなふうに改善されていくのかということでお示し願いたいと思えます。

○市民協働課長

ミニバスにつきましては、昨年利用者のアンケートを実施しまして、その中で要望と、それから、市民からの手紙、それと4月以降運行を2台から4台ということに変えましたので、それからのいろんな要望等がたくさんありました。そういうものを一応踏まえまして、大きく変えたのは2コース、パープルコースというところになりますけれども、八橋から知立団地を抜けて駅に行くというコースでございます。知立駅から八橋、知立団地、知立駅へ戻っていくというコースのところの中で、まず、南陽通りを運行してくれということと、それから、秋田病院に非常に団地方面からの乗車される方が多いということと、それから、南陽通りに郵便局、図書館等があるのでそちらの方の運行をというような声と、それから、大山クリニック、牛田駅の南側にはバス停があるけれども北側にはないというようなこんなような具体的な意見もございまして、今回については、その牛田の駅、今、南陽通り沿いにはありますけれども、それを1号線沿いの方にも駅をつくりまして、牛田の駅から団地に行かれる方の便をよくし

たということと、それから、大山病院については、なかなか新しいバスですので入っていきませんので、牛田の北駅で今まで大山病院へ行かれる方は降りて行くというところでもございましたけれども、それを旧の名鉄バスが走っておりました牛田北駅ということで南陽通り、今の碧信の近くになりますけれども、そこまで少し伸ばさせていただきました。それからそのあとに福祉の里に行きまして、それからアピタのところから今までまっすぐこの知立市役所の方へ来ていたんですけども、それを南陽通りを走りまして郵便局、図書館、秋田病院経由で知立駅に戻ってくるというようなコースを大きく変更させていただきました。

ただ、運行については、朝1便、それから夜の10便、11便については、交通渋滞等を勘案しまして現行のコース、それ以外について新しいコースでということを設定をさせていただきました。

それと、4コースになりますけれども、上重原のドミーの前の道を走っておりまして、そこから上重原公民館の前を通過して本郷に抜けて西中に行くというコースがございましたけれども、非常に道が狭いということで危ないということと、やはりどうしても渋滞、運行時間がおくれるということもありましたので、区画整理が終わりましたドミーの裏側に同じドミーのバス停は変わりませんが、バス停を移設をしまして、裏側を走って本郷の中を抜けて上重原の公民館のところまでいきますけれども、そこから少し新幹線の方に戻りまして、また西中の方に抜けていくということで、少し運行の方向を変えさせていただいたというのが大きな点でございます。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後3時09分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○村上委員

今、課長の方から細かく説明がございました。

かなりの改善をされて、コミュニティバスということで、ミニバスということではかなり改善が図られたのかなというふうに思いますが、今回、知立の全体の市内の足というのか、公共交通機関も含めてミニバスということで、ミニバスには今回7,100万円ということで大きなお金がついとるんですが、確かにこのことについて担当部局として努力をされておるといことについては敬意を表するところでございます。

そうはいうものの、ミニバスがぐっと伸びてくると路線バスが廃止路線にもなっていっちゃうなということで、端的な例が団地から駅に入るバスがなかなか乗らないということで廃止路線になっていっちゃったねと。私の方にメールでちょっときとるのが、やはり路線バスとミニバスとの関係ということで、駅のところでの連携という部分について、ミニバスで団地から出てきて、じゃあバスに乗ってほかへ行こうと、市外へ出ていこうと。例えばセントレアだとかね、そういうのも考えられると思うんですね。そんなときに、ミニバスの方はここに着きますよと。駅全体の仕組みというのか、流れというのか、そういうふうな表示が非常に少ないのかなというのを言われております。

もう一点は、ミニバスという部分についてかなり負担がある中で、目的地に行く時間という部分が、結構迂回するからかかっちゃうねという話もあるんですね。ですから、その辺のところを含めた今後検討をお願いしたいというのが私のパソコンの方にメールできております。

そんな中で、まずは駅でどこ行きのバスがあるよと。これは市とは関係ないんですが、名鉄との協議していただいて、ミニバスの乗り場はどこなのと、ミニバス降りたら次のミニバスはどうなのと、ミニバス降りたら次はどこ行きたいから、どこの例えば停留所に行ったらいいのというような駅の仕組みという部分をミニバスを含めて考えてほしいというのがありました。そこら辺のところを少し検討の中に入れていただきたいと思いますという要望と、それから、もう一点、コミュニティバスとひとつのものの路線になっているもので

すから前々から私、言っておりますが、デマンド方式、呼び出し方式というのがありますね、迂回をして呼び出していくと。これはGPSを使いながらやるんですが、そういった検討もこの中でされてきておるのかきておらないのか、今後する予定はあるのかなのかというところで御答弁をいただければ。

○市民協働課長

まず、名鉄の知立駅でのバス等の表示ということでございますけれども、現状、知立駅は非常に狭い状況でありまして、タクシーがいて、名鉄バス、それからいろんな高速バス等の発着点ともなっております、実際にコミュニティバスについても停車位置の反対側に一時待っているような現状もありますので、これはなかなか難しいとは思いますが、市民の方が、降りたときにどの方向に行くか、どういうところにバス停があるかとかそういうところについての表示ということでございますので、これについては一度名鉄を協議はさせていただきたいと思っております。果たしてそれが実際に表示までできるかどうかはわかりませんが、一度協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、もう一点の運行時間が長いということでございますけれども、これは今のコミュニティバス自体が往復の形をとっておりませんので、どうしても循環バスということでぐるぐる同じところを回っておるといような流れの中で、これについても今回一部の改正はさせていただきましたけれども、要望の中には実際にございますので、これについてももうしばらく時間はいただきたいんですけど、また新たな見直しのところで研究していかさせていただきたいと思っております。

それと、もう一点のデマンドということでございますけれども、デマンド自体については、やはり知立のこの小さい市内の中で、果たしてデマンド自体が有効に活用できるかという問題もあるかとは思いますが、私の方も昨年豊田市にお邪魔して、豊田市も実際においでんバス、ふれあいバス、基幹バスというふうな形でそれぞ

れバスの形態を変えて走ってる中で、一部デマンドも実施しているというようなお話も聞いておりますので、そこら辺のところをまた詳しいところをまた一度お話を聞いて研究していきたいというふうに思っております。

○村上委員

今、バス問題研究会等で恐らくお話されておるというふうに思いますが、ぜひともその都度で結構です。なかなかデマンド方式から名鉄の駅の周辺という部分については、市がやることではないものですから、そう一長一短にいくという話ではないかと思えます。

そうはいうものの多額の予算を投じておるものですから、やはり公共のバスとコミュニティバス、ミニバスがどうしたら連携がとれるという観点で、やはり今後見ていってほしいなというふうに思います。これは要望ということで、ぜひともその辺のところをよろしく願いたいなというふうに思います。

次にですが、先ほど山崎委員の方から質問がございました防犯対策事業ということで、これは別に市長に答弁を求めるといわけじゃないんですが、市長の公約の中で、安心・安全なまちづくりというのが大きな柱の一つに載っておったということで、今回この事業に対して予算づけを厚くされたという部分については評価されるものかなというふうに思いますが、防犯防止のボランティアという部分については、まあそうだなというふうに思います。

そうはいうものの物品を配ってということよりも、先ほどからずっと市長の方は家族でということであれば、市民の皆さんたちが、例えばですが、子供が通学、帰ってくるそういったときに、市民の皆さんに外へ出ていただくということも抑止効果の一つになるのかなと。例えばじいちゃん、ばあちゃんが自分の玄関先の掃除をするだとか、水をやるだとか、そういうことでもいいのかなというふうに思います。そんな観点でも一つは啓蒙をしていっていただきたいのかなというふうに思いますが、それと、夜間の防犯パトロールぜひやっ

ていただきたいと思えます。

最後の防犯灯のところなんですが、予算を倍額したということで、従来よりも100基ばかり余分な予算を積んだねという話があるんですが、今までの年間100基という話の中で、実質その防犯灯の執行率、各町内からの要望という部分について、例えば私のまちでいいますと、年間五つぐらいだねと。それ以上は言うなよという感じで、じゃあ五つとしたらどこにするんだという形で恐らく要望を出しておると思うんですね。実際に100基、要望という部分については執行率100%で今現在きとるのかそうでないのか、どのぐらいの執行率になっとなるのか、防犯灯の関係で教えていただきたい。

○市民協働課長

防犯灯につきましては、私ちょうど市民協働課2年目になりますけれども、各町内の区長から要望をいただいたものがまず100%全部執行しております。その後実際に区長の方から、急遽この地域のところに開発されて住宅が建って、防犯灯がほしいんだとか、小学校等からのいろんな要望の中で、通学路のところでここを要望してなかったんだけどどうだというようなお話も多々聞いておりますので、実際には防犯灯の要望については100%執行しているという現状でございます。

○村上委員

今、防犯灯については、100%ほぼ執行しとるという話がございました。

それと、先ほど山崎委員の方からも出たんですが、管理は町内でやってますねと。電気の取りかえも町内でやってますねと。高いところに乗っていろんなメンテナンスという部分も町内でやってますねと。これはまちごとに違うと思うんですが、そんなときに町内の役員がのぼってかえれば、例えば1灯のものについては750円ですかね、2灯になると750円の掛ける2、球切れという部分については2年に1回ぐらいの球切れだねという話になって、各町内何基あると年間にどのぐらいの球の切れるメンテナンスという部分については金額をはじかれると思えます。そのはじかれた金額

と取りかえの金額、1灯当たり行者にお願いすると高いところのぼって電球の蛍光灯をかえていただくということで、ざっと3,000円か3,500円かかるんですね。恐らくたくさんつけるといって、このメンテ費用という部分について、町内費が負担になるねと。なりますよね、恐らく。なってないところもあるかもわかりません。この取りかえ費用という部分をどういうふうに見ていくかと。

前、清水副市長が企画部長のときに少しお話ししたんですが、そのときにその金額をあげていただいたと思うんですが、そういった取りかえ費用の面も逆にここで見れば、今回余分に300万円積んだと。だからそういうのをもう少し見て、町内会の負担を少なくすれば、もう少し明るくしてほしいなど。それがあがるために抑制されちゃつとるねというところがあるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺のところ、どんなお考えを持っておられるのか。

○市民協働課長

現実の話としては、町内会のそういう防犯灯等の修繕につきましては、1基幾らということで町内会が保有している基数に1灯用、2灯用、それから水銀灯というような形で分かれておまして、1灯用については1基700円、2灯用については1基1,100円、水銀灯については2,900円ということで、その基数で掛けまして、それを補助ということで出しております。

この要綱の中では、実際に修繕したものの実費ということではなくて、例えば一つの町内会が1灯用のものを30基持っていたということであれば掛ける700円ということで、七三、二十一ということで掛けたものが1年間の町内会に補助金として交付をさせていただいて、その補助金の範囲の中で修繕をしていただくという現状で今やらさせていただいておりますので、町内会等のお話を聞きますと、そんなに今、委員がおっしゃられたように球切れ等は2年とかそれ以上というようなお話も聞いてますので、毎年これについては、持っている基数掛ける幾らということで補助を出しておりますので、何とか賄える状態ではないかなとい

うふうには思っております。現状の中では、この中で運用を町内会の方でお願いをしたいというふうに思っております。

○村上委員

今、市の方の課長の方ではそういう試算になっておるなということなんですが、恐らく防犯灯の基数がふえてくると、1基当たり少しずつ多分追加の料金が出てくるかと思えます。

ただ、球をかえるだけであってね、その町内の役員が奉仕でかえておるとい部分については、恐らくそれで賄えてると思うんですね。ただ、本町の場合は、6メートルぐらいの高さになっておるんですかね。というのは、山車が通るといことで、防犯灯の高さもかなり高くなっておると、非常にそこへはしごかけて取りかえるというのは、片手作業になりますから非常に危険だなということも含まれております。

その辺のところをやっぱり区長会のところでたん聞き取りをやっていただいて、余り膨らむようでしたらどうかというふうには思いますが、そういうこともあって、まちの中が暗いまま、100基ということであれば100基の中で限定して、どうしてもいところになるんでしょうね。そすると、後の追加といところも出てくるだろうし、まだまだまちの中はいいんですが、少し離れたところへいきますと暗いところが非常に多いといところ、そうはいものちょっと我慢しとれやといものも耳にするところですから、その辺のところも少し聞き取っていただいて、いろんな被害が出るといところについては、結構暗いところもあるようにいふうに思いますので、この辺のところは要望ということでお願いしたいと思えます。

それで、もう一つ、課長のところですが、32ページ、多文化共生の地域づくり事業ということで載っております。これはことし、今年度ですね、多文化共生ということで、ブラジルでしたかね、100周年ということで初めて事業を起された。そのときの予算も恐らくこのぐらいの金額だったのかなというふうに思いますが、そのときに多文

化共生という部分についてはスタートしていただいたと思うんですが、ことしまた100万円ということで、クリスマスを中心にやっていききたいねという話があるんですが、先回の100周年のときに、企業とかいろんなところをお願いに行き、初めてのことであったものだから非常に思いをしながら、頭を下げてでもなかなか思うだけのものが集まらなかったなというふうに思うんですが、ことしもそういった活動というのはどういうふうに計画されているのかということでお示しいただければ。

○市民協働課長

多文化のイベントにつきましても、昨年ですね、今年度ですけれども、ブラジル移民100周年記念ということで新規の事業ということで実施をさせていただいております。

その中で、芸術創造協会に委託をさせていただいた中で、実行委員会形式をつくって運営をお願いして、その実行委員の中でいろんな中身を考えていただいた中で、企業にも協力をということで実行委員会としてトヨタ系の企業、市内の商工会等に工場等のリストをいただいて、こういうイベントをやります。ボランティアの方の派遣だとか協力だとかそんなようなこともお願いをさせていただきました。これは、やはりこういう不景気になった状況ではありますけれども、一度やったことですので、これで閉ざしてはということがありますので、平成21年についても同じような形で企業にいろんなところでの御協力をいただきたいというふうに今、考えております。

○村上委員

ことしスタートだったものですから、なかなか思うようにいかなかったなという感じは受けておりますが、ぜひとも恐らく時期的にはクリスマスですから、まだかなりの期間があるなというふうに思います。

やはり多文化共生ということでは、それぞれの国の風土の違いだとかそういったもので、恐らく誤解という部分がかなり市内の中に生まれておるんじゃないかなと。彼たちは、それが常識の中の

当たり前であって、我々日本人にとっては当たり前でないというところもあるものですから、こういうことについては、やはり多文化の方が知立市内に比率として多くおられるということでは非常に大事な事業なのかなというふうにも思いますし、それから、PR活動ということで、より一層の盛り上げという分について、何か施策等があればね、考え等があればまた教えていただけて、我々として協力できることがあればまた協力もしていきたいなというふうに思いますが、その辺のところはどんな感じですか。

○市民協働課長

やはりこういうイベントというのは、市が主体でということではなかなかうまくいかないというふうに私は思っております、実行委員会形式という中で、やっぱりその実行委員会の中に参加していただける方が、いかに自分たちで盛り上げてそういう事業をしていただけるかということとありますので、まず実行委員会をもうすぐ来月には開催をさせていただきます。その中で、その方たちにいろんな意見を聞きながら、PR方法についても、去年はやはり時期的に8月の末というところでございましたので、結構忙しい形になってしまいましたが、ことしは予定としては12月17日から25日のクリスマスイベントの中のところということは今、考えておまして、そのちょうど日曜日に当たります12月20日が日曜日になろうかと思っておりますけれども、私の方案では20日ということで今、考えておりますので、少し昨年よりも時間がありますので、実行委員会の中でいろんなアイデア出していただいて、そこからとにかく日本人の方もそうですけれども、外国の方にたくさん来ていただくという方法をとっていきたいと思っておりますので、実行委員会の特に外国の方の御意見を参考にしていきたいというふうに思っております。

○村上委員

この事業については、非常に国際的ということでは大事な事業なのかなというふうに思います。実行委員会の段階でしっかり論議し

ていただいて、早いうちにPRしないと手遅れという、先回みたいにお手おくれということもありますので、そういう部分ではしっかり練って進めていただきたいなど。どちらかという、やはりそれぞれの国の風習というものをお互いに知る中で人間関係、市長の言われる家族ぐるみというのが出てくるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

課長のところは以上にさせていただきます、少しページは飛びます。38ページなんです、収納方法の拡大というところで少しお聞かせ願ひたいなというふうに思ひます。

これ、かねてからマルチペイメント方式だということいろいろ言われておひまして、これはどちらかという部長がずっと念願であったことができるのかなというふうに思ひますが、市税等についての収納率ですね。私も一度一般質問させていただきます、今の知立の収納率どうなのと、当時でいきますと年間3億円ぐらい未納と、国保税も含めて未納という時期があったんですが、今、現状の収納率と、それから、これをやることによつてどのぐらい上げられるのかなという予測ですね、これ非常にやつてもおらんことなもんですから難しいなというふうには思ひますが、どんな予測を立てられておるのかなと。ざつとで結構でございます。よろしくお願ひいたします。

○税務課長

収納率ということでは言われましたけど、なかなかまだこの事業、各市始まったところでございまして、またなかなかそういうものの数字が表にたくさん出ていないということで、前にも御紹介させていただいたわけでございますけど、公表された部分でいきますと、東京都の自動車税の収納率ですね、これが2004年度で、コンビニ徴収の件でございますけど、96.7%が、2005年で97.3%、2006年に97.6%と着実に向上しておるというような私どもにとっては追い風のような記事がございます。

あと、埼玉県の北本市ですね、こちらのデータで、こちらが私どもと一緒にコンビニ、それから

ペイジー、クレジットの3種類、これが日本で3種類実施したのが1市目だということで実施されておひます。それにつきましてもクレジットにつきましては、平成20年の5月からの実施ということで、余り実績にはなっていないというような状況でございますけど、こちらの方もかなり収納の方法ですね、口座が減りまして、コンビニが北本市の例でございますと14.9%、マルチペイメントが11.4%というような形で伸びてきておると。

ちなみに、クレジットカードでございますけど、これが平成20年5月から実施されたということで、まだ0.35%しか利用がないというようなことで、それにつきましても、かなり利用の率が上がっておると。

それから、全国的に多いのはコンビニ徴収というのが一番多ございまして、こちらにつきましては、正確な数字、申しわけないですけどはっきりしないんですけど、全体的に軽自動車とかそういう部分でやられてるところが多いわけですけど、収納率の向上にはつながっておるというようなお話は聞いておひます。

それから、収納率のお話でございますけど、この3年間着実に伸びてきておるというふうで思っておるわけでございますけど、収納率が県下でもかなりの順位に達しておるというふうで思っておるわけですけど、残念ながら、平成20年度今、途中経過につきましては、現年度、現状余りいい状態とは思ひません。前年対比で市民税ですね、こちらが現年対応マイナス0.45%、滞納分ですけど、こちらがちょっと頑張っておひまして、プラス7.34%、市民税の方が、市税の関係ですね、トータルでマイナス1.6%でございます。

それから、国保の方も徴収やつておるものから、こちらの方が残念ながら非常に現年度分がちょっと今、残念な数字が出ておるわけですけど、マイナス3.95%、それから、滞納分ですね、これがプラス0.78%、合計でマイナスの3.51ポイントということで、平成20年度につきましては、今のところこういうような数字が出ておひます。現年度につきましては、今から頑張っていくというふう

には考えておるんですけど、何せ先が期間短いのですから、どこまで頑張れるか、回復できるかというのはちょっと厳しいなと。

それから、分納誓約等とらせていただいておりますけど、外国人の就労者等が結構知立にもいるわけでございますけど、かなり就労ができないような状態の方が多くて、分納のお話をしてもちょっとできないというようなことでございまして、特に国保のそちらに大きな影響が出ておるといような現状でございます。

以上でございます。

○村上委員

今こういう収納方法の拡大ということで、かなり収納しやすい体制になってくるなということ、恐らくプラス傾向になってくるんだろうなというふうには思いますが、あと、懸念するのが、必ず僕も鬼じゃないものですからそういうことを言うのはなかなか言いづらいですが、国保税の方につきまして、どっちかという苦しい状況になってくるのかなと、今後ね。その辺のところをどちらかという徴収する側とされる側、そしてあと、赤い血が流れておるのか流れてないのかというところもあるもんですからね、この辺のところを今後どういうふうな体制をとっていくのかと。そうはいくものの状況に置かれておる方に対しては、それなりの処置が必要なのかなというふうに思いますが、それに悪乗りする人も中にはおるんですよね。そこをどういった体制で収納率を確保していくのかということ、非常に僕も今、こういう状況に情勢がなっておるものですから、ここを強く租税債権管理機構をつくってきっちりやれやということはなかなか言いにくいんですが、今後これだけでは、ほんとに善良な方だけが拡大になってふえてくると。その以外の人たちですね、そういう人たちをどういうふうにしきと1人1人、この人は少し配慮が必要だなと、この人はしっかりもらうべきだなという部分のところを今後少し検討の課題に乗せていただきたいと思います。これは要望ですけどね。

ただ、収納方法の拡大というところについては、

やはりその期間を置いてしっかりこのことをやったことによって収納率がどうなっていったかというのは議会の場にもその都度報告していただきたいと思います、こんなふうに思います。租税債権管理機構の方につきましては、検討ということで今後要望していきたいなど。これ今答えていて困りますのでね、そうさせていただきます。

それであと、最後の質問になるんですが、少し教育の方に入らせていただこうかなというふうに思いますが、給食センターはやられましたので、72ページのところで、校内LANについて少し質問させていただきたいなというふうに思います。

この辺のところにつきましては、特にうちの水野議員が本会議で質問しようかなというふうに言っておられましたが、ちょっとできなかったものですから、かわりに村上さんやってよということで委員会の方でやらせていただくということで私の方から質問させていただきますが、学校の校内LAN設置事業ということで始まるんですが、工事完了の予定ということで、市内の中学校すべてに設置されると、小・中学校ということなんですが、工事完了予定はどのぐらいになるのか工事計画を教えていただきたいと。

それから、もう一つは、校内にLANの設置を当然こういった部分については消耗品ということもございまして、恐らく故障などかそういったことも起こるといふふうに思います。それから、メンテナンスという部分については、非常に予算的にも重要な課題になってくるというふうに思いますが、あらかじめ予算の計上という分については、どれぐらい見込んでおられるのかということでお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○教育庶務課長

校内LANにつきましては、今回、知立中学校の校内LANということで予算を計上させていただきました。平成19年度に西小学校と南中学校2校を設置させていただいております、これで平成21年度で3校が済む予定であります。あと7校につきまして、教育委員会としては、平成22年度以降でできましたら1年で2校程度整備してい

たいなと考えておりますが、そのように考えております。

それから、2点目の消耗品及びメンテナンスにつきましては、予算を計上しておりません。消耗品については特段に校内LANについては必要性がないかと思っておりますが、メンテについては計上しておりませんが、修繕料ということで、これは教師用のパソコン修繕も含めてという考え方で、修繕料として小学校で70万円、中学校で50万円計上させていただいておりますので、その中で不都合があった場合は対応させていただきたいと考えております。

以上であります。

○村上委員

規模的なものが今の御答弁で理解できるのかなというふうに思います。ここからが問題なんですけどね、本来はね。というのは、すべてのパソコンが設置されるということで、教室でインターネット等が恐らく接続が可能ということで、使用に関してだれでもができるのかなという状況に置かれると思うんですよ、通常であれば。そこで管理面で問題と、例えばセキュリティ面で不審侵入検知とか、例えばIDSとかね、そういったものも含めてどうやってやられるのか。また、使用に当たっては生徒たちに対してそれぞれのパスワードという部分があるのかなのか、有害サイトにアクセスしてくるというね、そういったところからおかしなことが起こらないのかどうかと。当然管理という部分については十分されていくのかなというふうには思いますが、そういった面が一点ございます。

それから、多くの学校なんですけど、生徒の個人情報とか成績情報とかいう部分をコンピュータで恐らく管理、処理していくと思いますが、教員以外でもコンピュータに情報室に入り触るというのかね、そういったところに介入ができるのかできないのか、この辺のところ、先ほども言ったセキュリティの問題という部分についてはどのような状況にしていられるのかという部分でお答えがいただきたいなと思います。

○教育庶務課長

まず、管理面のセキュリティの問題ですが、校内LANにつきましては、現状といたしましては普通教室、特別教室にすべてインターネットの端末が1カ所ずつついております。その端末につきましては、現在は教師用のパソコン、これは平成20年度ですべて1人1台ということで完了しておりますが、教師用のパソコンのみ接続可能という設定にさせていただいております。

それから、教師用パソコンを接続して使う場合でもパスワードで立ち上げるということで、そういったセキュリティがなされております。

なお、有害サイトにつきましては、アクセスできないようにガードさせていただいております。

以上であります。

○教育長

コンピュータ室の出入りの件であります。市内の小・中学校10校すべてにコンピュータ室がございます。ここでは子供たちの学習活動を主にやっております。ふだんは施錠がしてあります。授業があるときには担任の先生がかぎを開けてそこで授業をして、終わったら帰って来るということであります。そういうことありますので、児童・生徒だけで利用するという事はないわけでありまして。そういう意味で、そこで子供たちが自由にやるということは、現在行っておりません。

それから、夜間などは警備システムが働いておりますので、そこへ出入るすることはできないわけでありまして。

以上であります。

○村上委員

これで最後にさせていただきますが、教育長の方にお聞きしたいなというふうに思いますが、市内の小・中学校で職員会議ということで、かなり膨大な資料がユーザーへ出ておるかというふうに思います。パソコンがかなり進みますと、当然その従来の職員会議等についてもパソコンを利用して今後職員会議や何かもやっていかれるのか。例えばやっていかれたとするならば、当然ペーパーレス、議会でもペーパーレスになってないもんで

すから、なかなかそうはいかないと思いますが、その辺のところを今後どういうふうを考えていけるのか、また、他市の状況ですね、他市はパソコンの設置状況はどういうふうになっておるのか。それから、ペーパーレスという観点でいきますとどんな状況になっていくのか。

今後、ペーパーレス化、財源という部分もありますので、せっかくそういった機材が投入されるということであれば、環境問題も含めてペーパーレスということを考えていくのが至極当然かなというふうに思いますが、その辺のところを御答弁いただいて私の質問とさせていただきます。

以上です。

○教育長

これで知立市の場合、すべての先生方に平成12年度でパソコンの貸与が終わりました。校内LANも順次整備されていくわけでありまして。そういうことに絡んで、職員会議等はペーパーレスということでありまして。そういうふうになれば、ほんとに環境問題だとか経費の問題等で大変いいわけでありまして。

刈谷市の場合、4年ほど前にもう校内LANが全部整備されておりまして、聞きましたら、やはり職員会議はペーパーレスはなかなか難しいよと。例えば知立市の場合も行おうとすると、職員会議にときにいろんな、例えば今ですと卒業式の式次第とか、そうするとこれを今度子供たちに指導しなきゃいかんときに、また自分で打ち出していけないといけない。ずっと座ってそこで仕事をしているものではないので、そういうところがどういうふうに活用できるのかなということ、あるいは職員会議のときにはマーカーで大切なところやったり、自分のメモ書きをしたりするわけですけど、そういう書き込みがなかなか。しかし、そういうものでない限りはやれることもあるのではないかとこのことを思っております。

それから、今よく行っているのが、日報というのを毎日教務主任がつくっております。私も教務主任のときに毎回つくりました。これなどは朝来てぱっと開けばわかるわけです。必要な人はコピー

すればいいわけですけども、刈谷市の状況聞きましたら、そういうふうには刈谷市やってるわけですけど、ほとんどの人がもう一回それを出して持って行くと。つまり、連絡事項等が書いてありますので、教室へ行くまでに忘れてしまうということもあります。そういうこともあって、そういう方法でうまくいく場合もあるし、大切なことを落とされても困ってしまうということで、今後ペーパーレスについて学校とどういうふうにするか少しでもそういうことができるかということについて考えていきたいと思っております。

○嶋崎委員

少し質問させていただきます。

まず最初に、219ページ、予算書の屋根防水改修工事費2,300万円、または中学校の225ページの2,300万円と2,000万円、4,300万円、これについての説明をお願いしたいと思います。

○教育庶務課長

小学校費の屋根防水改修工事2,300万円につきましては、知立小学校の北校舎の部分を屋上防水工事をやるものであります。

それから、中学校費の屋根防水工事2,000万円につきましては、知立中学校のこれも屋上防水ということで、両方とも雨漏りの方が従来からしておりましたので、優先対応ということで計上させていただきます。よろしく願いいたします。

○嶋崎委員

今、御答弁にありました知立小学校、知立中学校は、築何年でしょうか。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午後3時56分休憩

午後3時58分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

どうも申しわけありません。貴重な時間を使いまして。

知立小学校の屋上防水につきましては、知立小学校は昭和42年建築ということで、今回北棟の防水工事をやるものであります。2回程度やっておりますが、今回雨漏りがひどい部分ということで北校舎をやらさせていただきます。

なお、知立中学校につきましては、昭和45年建築ということで、今回の防水につきましては、パソコン教室側の1棟で長いところですので、パソコン教室上の上部の屋上防水、東側の方になります。これも2回程度防水をやっておりますやり直しになります。

以上であります。

○嶋崎委員

45年、または三十数年という形になっておるわけですけども、屋根防水改修工事については、自然にそういう状態になったのか、何らかの要因があったのかをお教えいただきたいと思います。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後4時00分休憩

午後4時08分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

知立小、知立中学校とも自然崩壊ということで今回、防水をやらさせていただきます。

○嶋崎委員

防水をやられるについて、どの程度の防水をやらなきゃいけないという判断の基準があると思うんですけども、ただ雨漏りがするとか、水の流れが悪なったという程度の問題で、これだけの2,300万円の金を費やすことが可能なのかなという、何らかのこれだけの工事をするためには、それなりの理由があると思うんですね。もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○教育庶務課長

知立小学校、知立中学校につきましては、昨年の年度初めに学校の方から整備計画を出していた中で、学校にもお邪魔して市の方の1級建

築士が実際に屋根にのぼって現状を見させていただいた中で、この防水をやっていないと将来また大きな改修が必要になるということで目視でも確認させていただいております。

以上であります。

○嶋崎委員

この学校は耐震工事をやられてますよね、両方も。それとのかかわりはいかがでしょうか。

○教育庶務課長

耐震工事については、両2校とも済んでおります。知立中学校は平成20年度でやらせていただいて完了しております。

○嶋崎委員

耐震工事の年度はわかりました。それによって屋根防水工事改修工事をしなきゃならないのかかわりをちょっと。

○教育庶務課長

かかわりは特にありません。知立中学校におきましても耐震補強工事の前に6月の時点で耐震補強工事が始まる前に先ほどのような学校の要望と実際の漏水、それから私の方の技術職での目視、屋根へ上がって、屋上に上がって目視でも確認しておりますので、耐震補強工事とは特にかかわりはないと思っております。

○嶋崎委員

前に確認をされた後にもう一度確認されて、その内容がひどくはないなかったようでしょうか。

○教育庶務課長

耐震補強後、知立中学校につきましては、その後の状況については、私の方まだ確認をしておりません。申しわけありません。

知立小学校につきましては、以前でも耐震が終わっておりますので、今回との直接のかかわりはないと思っております。

○嶋崎委員

耐震工事とはかかわりがないというお話ですけども、ある部分では私はあると思います。それはそれで置いて、次に質問させていただくのは、次に屋根防水改修工事を予定をされてる箇所はど

でしょうか。

○教育庶務課長

一応教育委員会の整備計画といたしまして、知立中学校、今回のものは1棟全部という形じゃなくて一定部分ですので、できましたら来年度残りの部分、それから、順次自然劣化をしてくれておりますので、南中学校等々、順次教育委員会としては改修計画をしていきたいと考えております。

以上であります。

○嶋崎委員

予定をされておる学校はないという。南中は特に古い学校じゃございません。新しい学校でそういう問題が起きるといことは非常に残念なことかなと思います。

古い学校については、50年に近い、40年を超えた50年の学校については、学校校舎を建てかえるという心積りはないのかがお聞きしたいと思いません。

○教育庶務課長

現段階では建てかえというのは計画いたしておりません。

○嶋崎委員

計画がないようですので、お願いしておきたいと思えます。耐用年数は十分過ぎてると思えます。安心・安全に制度を守っていくためには、やはりそれなりの積み立てをするなり、それなりの計画をもって進めていただくことが大事かと思えますので、これは要望させていただきます。

次に、215ページへ戻りますけれども、教育総務費の中の学校教育指導費の中に、愛知教育大学連携事業負担金というのがあります。負担金は、聞くところによると、地方公共団体が当該事業から特別の利益を得ることに対して一定の金額を資するというような場合があると思えます。これについては、愛知教育大学連携事業負担金については、どのような内容で、どのようなメリット、どういふものがあるのかお教えてください。

○学校教育課長

それでは、愛知教育大学連携事業ですが、本市では、100万円という予算で外国人児童・生徒の

ための教材開発と学習支援ということで、東小学校の方に学生が来ております。その100万円の大きなものは、学生の交通費ということに、1回1,000円ということで使用しております。

○嶋崎委員

学生の交通費ということでお聞きしていいのですか。

○学校教育課長

交通費及び教材開発のための使用教材等の購入に係る費用が含まれております。

以上です。

○嶋崎委員

これは学生とじかに取り引きをされておるのか。取り引きという言葉は悪いですけど、じかに交渉されているのか、愛知教育大学とかかわりがあるのかお聞きしたいと思いません。

○学校教育課長

こちらの契約につきましては、愛知教育大学長、それから市長と、市と大学という関係で契約をしております。

○嶋崎委員

先ほどお話を聞いてる中で、交通費またはいろんな経費ということがございますけれども、例年100万円ということなんですけど、100万円で足りるのかなという部分があるんですけども、100万円でいいんでしょうか。

○学校教育課長

100万円という予算であります。この愛知教育大学の近隣の市と大学と結んでおまして、知立市は100万円と。少ないところも実はあります。ですが、100万円という当初予算をその100万円に合わせた事業ということで計画し、実施しております。

以上です。

○嶋崎委員

次に、249ページに飛びます。独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金、これも何らかの形で使われております。昨年については減額少しされておりますけども、おおむね昨年度は612万1,000円が少しの減額、また、今回は605万8,000

円ということですので計上されております。これについての内容の説明をまずお願いしたいと思います。

○学校教育課長

スポーツ振興センターでありますけども、掛金が決まっております。小学校1人945円ということで、児童数を見込んで予算を立てておるわけがあります。転入生等もありますので、途中加入についても945円必要になってまいりますので、転出入を見通して予算を立てると、そういうことであります。

以上です。

○嶋崎委員

じゃあこれは945円掛ける小・中学生の人数ということで判断させていただいていいですか。

○学校教育課長

はい、そのとおりで結構です。

つけ加えますと、要保護の児童については非常に安くなっております。

以上です。

○嶋崎委員

次に、101ページに滞納整理支援システム等含めて、おおむね874万5,000円が計上されております。また、歳入の方では滞納繰越分という形で金額が載っております。滞納繰越分は約1億820万円という金額だろうと思います。これに対してこのシステムの開発、また委託によってどれだけの滞納が整理されるのか。一応目標はどの程度なのか。意気込みをお聞かせください。

○税務課長

滞納支援システムの処理手数料といいますと、こちらの方は今回マルチペイメント、それからコンビニ、クレジットですね、こちらの方を導入するに当たりまして、その関係で会計システムですね、そちらの方を改良するというで新しいシステム導入ということでの手数料ということでございます。

それから、こちらの方で滞納にどれだけ影響あるかということにつきましては、収納方法が拡大されるということで、その収納機会をふやすとい

うことで利便性の向上があるということで現年度分ですね、そちらの滞納が減ってくるのではないかとということで期待はしておるということでございます。

○嶋崎委員

特に昨年からことしにかけて、非常に難しい収納率だろうと思います。ということの中で、これをぜひ滞納繰越分についての整理をできるだけ尽力を図っていただきたいと思います。

その次に、33ページから35ページにかけて、行政財産目的外使用料というのがございます。学校教育指導費、または小学校、中学校社会教育、公民館、図書館、文化財、市民編さん、体育施設管理というところであります。その総額の金額はおおよそ幾らぐらいかお教えてください。

○教育庶務課長

小学校の方の目的外使用料につきましては、学校の敷地内の電柱、電話柱のこのうちの3万9,000円であります。

それから、中学校につきましては、同じく学校の公衆電話ボックスの占有料ということで1,000円計上させていただいております。

○スポーツ課長

ただいまの小学校使用料の中の行政財産目的外使用料でございますが、庶務課の方から電柱等の行政財産も入りますけども、主には小学校、中学校の体育館使用料でございます。

それから、中学校の使用料につきましても同様でございます。今回この中に竜北中学校、南中学校の夜間照明使用料、昨年まで科目を誤っております、行政財産目的外使用料に定められおります夜間照明使用料でございますので、こちらの中学校使用料の方に移管させていただいております。

4番目の体育使用料につきましては、市民体育館、昭和グラウンド、テニスコートの使用料とプラス市民体育館の中の自販機等の行政財産目的外使用が入っております。

以上でございます。

○生涯学習課長

社会教育使用料の行政財産目的外使用でございます

ます。中央公民館の談話室、それから、中部電力の配線等の電柱等でございます。それから、キャッチネットワークの配線、文化広場にありますジュースの自販機の設置の行政財産ということでございます。

それと、文化広場臨時駐車場、かきつばた祭りのときにグラウンドを使いますので、そういったときの駐車場代、それから、弘法下駐車場、弘法さんのときに使います駐車場、それから、図書館等にありますが配電線等の設置の使用料、それから、文化会館のレストランの使用料でございます。

以上でございます。

○嶋崎委員

今、幾らあるかということをお聞きしたんですけども、実際には573万9,000円かなと思うところですけども、約580万円ですよろしいでしょうか。

○教育部長

今の1節から4節までの行政財産目的外使用料を足しますと573万9,000円になります。

以上でございます。

○嶋崎委員

573万9,000円の目的外使用料で、それ以外には目的外使用料というのはこの総務委員会に関するものではないでしょうか、あるでしょうか。

○総務課長

33ページにございます総務使用料、ここの中にも行政財産目的外使用料でございます。これにつきましては、庁舎の敷地内におきますATM、食堂、たばこ自動販売機、電話ボックス、携帯電話の基地局と、そこに対する使用料となっております。ポストもございました。

○防災対策室長

私どもの管轄であります消防団詰所の敷地に電柱がやはり立っております、これは目的外使用ということで料金を徴収しております。

以上です。

○嶋崎委員

次に、87ページの交通指導員報酬7人分があがっております。交通指導員報酬という形で主に小学校のこれよりも先に、交通指導員という仕事の

内容をお聞かせください。

○市民協働課長

交通指導員につきましては、よく小学校1校ずつみえますけれども、女性の指導員が朝と夕方、生徒の登下校のころの交通安全指導等を行っております。

○嶋崎委員

交通指導員の仕事わかりました。

この交通指導員報酬7人というのは、何年前からもう決まっておるのでしょうか。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時32分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民協働課長

今ちょっと私の方で要綱の改正は、平成14年で一度改正最終の前がされておりますけれども、その7人、各小学校、今1名ずつなんですけれども、いつからというのは、ちょっと私、今把握しておりませんので、後で御連絡差し上げます。

○嶋崎委員

報酬の額は改正されておるということは承知しております。でも、この7人という数字は、かなり私、議員になる前からじゃないかなと思うんですけども、この7人で今後いかれるのかということと、もう一つは、私は、今その目的のためならば7人という数字が妥当なのかということをお聞きしたいと思います。

○市民協働課長

現在、各小学校に1人ずつということで指導員が配置してありますけれども、実際に朝夕の交通の指導と、それから保育園とか小学校等のいろんな教室等がございますけれども、そういうところでも実際に活動していただいておりますので、今の状況の中では、各小学校1人ということで何とかいろんな事業等については賄えているというふうに思っております。

○嶋崎委員

学校教育課の方にお伺いします。

学校教育課の会計事務職員はどういう形で決められておるのでしょうか。

○学校教育課長

県の方の配置の定数がありまして、小学校の場合には27学級までが1人、中学校の場合は21学級まで1人と。それを超えると2人複数配置となるというふうに決められております。40人学級で計算するということであります。

以上です。

○嶋崎委員

今、学校教育課の方では、お答えがありましたように定数があって、27学級、21学級という数字が出ております。交通指導員も学校の生徒を対象、また保育園ということなんですので、ある程度はそれに準じた数字が出てこなきゃおかしいかなと思うんですけども、今どういうお考えを持ってるのでしょうか。

○市民協働課長

現状のところは指導員いろいろ活動していただいておりますけれども、どうしても大変だというまでのお話は伺っておりませんので、現行で何とかやっていたらというふうに思っておりますので。

○嶋崎委員

多ければいいという考え方じゃなしに、今現状、各学区の交通指導員の活動状況を見てると、非常に曜日によって全部違うし、いつまたここへ来てくれるのかなという分もあるし、いろいろありまして、今の形では非常に不安定な部分があるんじゃないかなと思いますので、できれば先ほどの定数、または各学校、知立の学校は800人前後ですね、知小が821、猿渡小学校が482、来迎寺が183、東が326、西が802、南が805、八ツ田が390という形になっております。

また、通学区も違いますから、それで判断するわけにはいかないと思いますけども、やはり400ないしは500ぐらいの以上のところは2名というような形で一度検討していただけないでしょうか。

○市民協働課長

私の方は、近隣の各市町とのこういう指導員の今、委員言われたような配置状況等での情報等については今つかんでおりませんので、近隣の状況等見ながら、一度研究してみたいと思います。まずは近隣の状況を見させていただきたいと思います。

それと、先ほどの7人にいつからなったということですけども、昭和54年の4月からだというふうに思っております。

○嶋崎委員

私が議員になる前ということで合っておりますけれども、かなり長いんですね、年数は。一度そこらあたりで検討をしていただいて、適正な配置というものを考えていただきたいなと思っております。

次に、213ページから始まりまして、総務委員会の管轄として臨時職員がかなりの金額4,672万1,000円程度載っております。この各学校ないしは学校教育指導費、または小学校、中学校社会教育、公民館、図書館、文化財、市史編さん、体育館管理費ということで臨時職員の方がみえるわけですけども、その臨時職員の方の給与体系ないしは大体今出ている予算は、給与体系をお聞かせいただければ人数が出てまいりますので、とりあえず給与体系を教えてくださいたいと思います。

○学校教育課長

それでは、臨時職員の賃金であります213ページの上から三つ目というんですか、4,600万円のところです。こちらにつきましては、適応指導教室のが東小学校の中に、むすびあい教室という不登校というんですか、学校に行けない子供たちの通うところの指導員、こちらが2名おります。1,270円の5時間半が210日という積算をしております。

それから、心の指導員ということで、中学校を中心に回っていただいております。こちらの方は1,270円の4時間を210日、お二人です。中学校ですの不登校ぎみの子、または暴力的なというようなことで、それぞれ役割を決めて2人お願いを

しております。

それから、学校読書活動の推進委員ということで、各学校1名、10名の方に1日4時間、年間102日ということで、時間給は940円ということで計算をしております。

それから、きめ細かな指導対応ということで、小学校3年生で35人を超える、超えそうであるという学校に対して、その学年に対して1人教員を現在5人を予定しておりますが、時間給が2,920円の1日4時間の年間200日という積算をしております。

それから、小学校の英語活動の知立市でお願いしておるALTという形になります。2,920円で年間477時間、これは市内の小学校5、6年生、隔週に1回そのALTの先生が来てくれるという計算をしております。その方を2名お願いする予定であります。

それから、放課後子ども教室、平成21年度より7校全校で実施いたしますので、主任コーディネータが1,270円の年間375時間、2人です。

それから、小学校に1人のコーディネータ1,270円の年間776時間、それから、指導員940円で年間680時間の24人ということになります。

それから、同じページの下の方、下から8行目です。133万4,000円、こちらの臨時職員は、平成20年度から行っております早期適応指導教室、外国から来た子供たちをまず日本語になれさせようという、いきなり教室に入るのではなくて、こちらの方で3カ月間をめどに指導していくと。現在1人嘱託の方がみえるわけですが、もう一人、1日5時間、年間210日をお願いしていきたいと。

先ほどきめ細か、小学校の35人以上というところですが、そちらの対応が4人で、もう一人の方は通級指導ということで、なかなか教室で落ちついて学習できない子などへの対応をしようと。学校を回っていくわけですね。そういう方を1人、市の方でお願いをする予定であります。

以上です。

○生涯学習課長

私の方は、公民館事業の臨時職員ということで、

図書室に3名ほどおります。ページ数は231ページになります。公民館事業費、ここの臨時職員がおります。それと、公民館の事業のために、今お二人のアルバイトの方も来ていただいております。

続きまして、235ページになります。図書館管理運営費臨時職員、これは911万5,000円になっております。図書館の窓口事務、夜間事務ということで11人ほどあげてあります。

続きまして、239ページ、埋蔵文化財発掘事業、資料の作業員2名、それと発掘のときにまた臨時職員を雇いますので9名ほどあるということで426万6,000円。

それと、245ページに市史編さんのための臨時職員2名を予定しております。

以上です。

○教育庶務課長

予算説明書の217ページ、小学校の学校管理費の賃金であります。1,123万7,000円を計上させていただきます。これにつきましては、小学校7校の給食配膳人16名分、それから、学校用務員臨職の6名分を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、説明書223ページにつきましては、212万円計上させていただきます。これは3中学校の給食配膳人6名分ということで計上させていただきます。

それから、同じく説明書の255ページ、給食センターの臨時職員賃金1,182万8,000円、これにつきましては、40人分の76日分の賃金を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いたします。

○スポーツ課長

スポーツ課の方は、体育施設管理費の中にございます248ページ、249ページになります。福祉体育館、市民体育館の方の窓口業務として臨時職員を雇い入れております。年間112万8,000円となっております。よろしくお願いいたします。

○嶋崎委員

次に、予算の概要で76ページ、77ページがございます。このたび老朽化したトレーニング機器を更新され、新しくということで市民の健康づくりのために入れていただいております。

この機械の使用の仕方については、今までどおり借用した方がそのままやられるのか、それとも指導員がつくのか、またはスポーツ指導員の方がやられるのかということをお聞きしたいと思います。

○スポーツ課長

ただいまの質問でございます。トレーニング機器の更新に伴いまして新たに概要77ページのところがございます。その中の事業の概要の(2)トレーニング指導という項目がございます。今まではトレーニング場の利用については、個人の責任でそれぞれやっていたという状況でしたが、ただ、それですとけががあったりとか、あるいは機械の損傷等ではけがをするというようなこともありましたので、この更新を機会に講習会受講方式という形をとらせていただきたいと思います。講習会を1回受けていただいて、その受講者に対してはトレーニング場を使っていいですよというような形で進めてまいりたいと思っております。

○嶋崎委員

今、お話の中で、スポーツ指導員の方が1名みえるわけですが、189万6,000円計上されてます。この方は主に何をやられるのかをお聞きしたいと思います。

○スポーツ課長

スポーツ指導員報酬という形で年間雇われております。過去にもそういう御質問があったように記憶しておりますが、スポーツ指導員の役割としては、当然ながらその名前のおりスポーツ指導を行うということではありますけれども、なかなか専門的な指導ということができませんので、今現在やっていたという状況は、スポーツ教室の先生たちとの打ち合わせ、あるいは企画運営というところを主に携わっていただいております。

○嶋崎委員

今、答弁いただいた形で長年やっていたという状況ですが、今回初めてトレーニング健康指導という形でトレーニングについては指導員がついていただける。またはスポーツ指導員の方の仕事はこういう形ですよという答弁いただきました。ありがとうございます。

本来ならばスポーツ指導員の方は、その名前のおりそちらの方に当たっていただくのがいいかと思っておりますけれども、そうはいかないと思っておりますので、その答弁をお聞きしていきたいと思っております。

また、もう一つ、AED 6万2,000円があったと思っております。その6万2,000円というのはどういう形の内容のものでしょうか、お教えいただきたいと思っております。

○スポーツ課長

予算の説明書251ページのところがございます。AEDの借上げ料という形で6万2,000円あげさせていただきました。ただいま市民体育館の方には、前に市役所、公民館、あるいは学校等の設置されたときに、あわせて市民体育館の方にも設置をしていただきました。

ただ、一番運動をやるテニスコート、野球場に結構そういう事故が起こりやすいというところもございまして、前々から検討をしておったわけですが、平成21年度でAEDを設置したいということであげさせていただいております。

最初は購入するか、あるいはリースでいくのかというようなお話でうちの方も検討しておりますが、購入となりますと、あと消耗品関係あるいは維持管理、維持の関係がすべて私どもの方にかかってくると。リースの方に御相談をしたら、その経緯も含めて全部面倒見ますよというお話でしたので、基本6年間の契約に、最初は5年間ですね。次は1年ごとの更新ということになりますが、それでやっていただけるということで、リースの方であげさせていただいております。

○嶋崎委員

AEDについては、以外なところで値打ちに普及できるかなということをこの予算書を見させていただいてわかりました。この活用できる範囲をまた担当の課で検討していただければありがたいかと思っております。

以上で終わります。

○三浦委員

じゃあ少しお願いします。

はじめに、予算の概要36ページ、庁舎のリニュー

ーアルの件に関しましてお願いします。

この内容の説明をお願いします。

○総務課長

36ページ、庁舎リニューアル、1階床平面化事業でございます。これにつきましては、1階フロアにつきましては、御存じのとおり事務室の方は昨年末を利用しまして、事務室すべてOAフロアに改修させていただきました。

ただ、市民の方が実際に利用します通路、待合室の床は現状まだおうとつが有しまして、車いすの利用者の方については振動を受けたりだとか、また職員が台車を使用する際もかなり騒がしくなるということで、すべて全面フラット化に改修するものでございます。

以上です。

○三浦委員

1階の受付が大変きれいになりましていいんですけど、この中には、総合窓口、これは入ってないですね。これは平成21年度中に設置するかなと思ってたんですけど、この件はこの中には入ってない。

○総務課長

総合窓口の設置につきましては、実際職員の配置等もありまして、現在、秘書課また企画課の方と打ち合わせ検討中でございます。夏場をめぐり、それまでにはフロアマネジャーを配置したりだとか、また、各課、税務課、市民課等の仕事の分担もその中で検討して総合窓口の設置もできるだけ早目に設置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○三浦委員

この場合は、また1階の配置とかが変わってくるのでしょうか。

○企画課長

1階の総合窓口でございますけど、これは今、総務課長の方が答えましたけど、うちの方で市民課の方と対応しまして、総合窓口につきましては当面市民課の方で進めていくと。

その中で、一応フロアマネジャーにつきましては

は、8月をめぐり、あと、人の先ほど言いました問題とかそういったこともありますので、それは秘書課の方と協議をして進める。

それから、うちの方もし市民課の方からいろいろな要請があれば協力していくというような体制になっておまして、今のところ、前にも委員会の方で説明したとおりに、まず税務課の窓口と一緒にしますので、それとあそこでちょっと一回たくさんの方が4月になってから時間がなくなったということがありますので、そういうようなものを時間が余りかからないような形をまずそれを第一に目指すというような形で進めていきたいとふうふうに思っています。

以上でございます。

○三浦委員

なるべく早くまたそういう形で進めてください。これも市民部と関係があるかと思うんですけど、土曜日と日曜日の閉庁時の窓口、これも今考えているのでしょうか。

○企画部長

土曜日、日曜日の開庁ということかと思いますが、今のところそういうところは考えておりません。

○三浦委員

これ、枠の問題が出たかと思うんですけど、土曜日とか日曜日、中央公民館なり庁舎の1階のところに閉庁時の窓口ということでそれも考えておるということを一回聞いたことがあるんですけど、全然それはなかったですかね。

○企画部長

現在、税務課が収納の関係で一部事務をやっておる部分はありますけども、いわゆる土日を開庁して事務をやっていくということは、先ほど申しましたように、今考えておりません。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後5時01分休憩

午後5時10分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○三浦委員

それでは次に、予算説明書の91ページ、総合防災訓練災害補償費負担金です。これについてお願いします。

○防災対策室長

ちょっと質問をもう一度お願いしたいと思います。

○三浦委員

91ページの防災訓練災害補償費負担金6万6,000円ですか、この件についてお願いします。

○防災対策室長

これにつきましては、毎年行っております総合防災訓練に対して参加していただいた市民に対して傷害保険を掛けるということで、1人1円で平成17年度の国調の人口ということで予算計上させていただいています。

○三浦委員

防災訓練が保険がかかっているということで、参加者には、はい、わかりました。

防災訓練がまた9月にあるかと思えます。その前に、自主防災という形で訓練もやると思うんですけど、小学校単位で防災訓練、いわゆるコンテナがありますよね。それを中心の防災訓練というのを前からやったらどうかということですが、それはどういう形で行われていますでしょうか。

○防災対策室長

私も1年過ぎただけでございますけども、各自自主防災会を7小学校区にそれぞれ振り分けるというか、配置しまして、そちらで自主防災を中心に、地元でやっておきながら、なおかつ隣同士の町が一緒になって小学校でやるという形をとらせていただきました。

昨年の訓練のあと、意見等もお聞きしておる部分があるわけですが、何とか避難所の専任職員等々を平成19年度に決めましたものですから、もう少しこの職員と町内をうまく合わせるような訓練が今年度もちょっとやっていかないと、1年おきではなかなか職員も変わりませぬので、その

辺で知恵を絞っていきなすと思っております。

○三浦委員

防災コンテナというのがありますよね。なかなか町内の方がかぎを預かっているのかちょっとわからないんですけど、コンテナのかぎや何かですね、なかなかそれを開けて中に何が入っているのかかそういったのを知る機会が少ないと思うんですけど、町内ではやってるところもあると思うんですけど、全体から言いますと、なかなかできてないのかなと思うんですけど、ですから、そういったのをもう少し防災会の方からやるように進めるとかですね、そういった手段をしてほしいと思うんですけど、今、答えありましたけど、そういう形で進めてもらいたいということが一つ。

それから、防災訓練としても9月にやりますけど、前は昭和グラウンドに全町内が集まってやったという過去のあれがありますけど、それから、今、小学校単位で集まってやってるとかそういう形に変わってきてますけど、なかなかそういう形になっているんな弊害と申しますか、いいところもありますけど、町内の方からはいろんな意見が出てくるかと思うんですけど、その辺で聞いていることがあれば、ちょっと教えてほしいんですけど、その訓練に対して。

○防災対策室長

昨年の訓練ですが、小学校へ避難という訓練をされた住民の方々が、小学校へ行って何もやることがないと。これは避難が訓練ですよということがちょっとわかっていただけな部分があったかと思えます。

ことしについては、この方たちも、できるだけ資材を用意しまして、何とか学校の方で参加していただけるようなことを考えないかなのかなというふうには思っております。

○三浦委員

そうですね。なかなか小学校へ行っても参加する人は消防のポンプとかやったりとかしますけど、遊んでる場合が大変多いですよね。そういったこともあるもんですから、やっぱり見直しといえますか、今年度は見直しを考えている、大きな

見直し、そこら辺のことがありますか。

○防災対策室長

現時点でまだ具体的にどういうふうに変えていくかということまで考えておりませんが、先ほど言いましたように、避難所をとにかく運営していく中身の訓練は、ぜひとも数年続けてやりたいなということでは思っております。

自主防災会の訓練について、私どもがかかわってこれとこれとこれやっってくださいよというものを自主防災に任せた形の訓練ということで、あと、昨年もちよっと不評でしたが、防災無線、この操作がうまくいかなかったということが大分いただいておりますので、この辺をもう少し考えた訓練をしたいなと思っております。

○三浦委員

町内で拠点を設けてやっていますよね。第1会場といいますか、そこで大変規律のある訓練してるんですよね、担当決めて。今言ったような防災無線ですか、そういうのを使ってますけど、それも通らなかったということも聞いてますし、いろんなことを聞いてるんですけど、その第1会場に職員の方が1人ついて、その内容を見るというか、そういった現場、先ほど現場言いましたけど、現場をやはり見てほしいというか、1人職員の方がつくると私はいいと思うんですよね。それだけのメンバーがいるかどうかちょっとわかりませんが。

去年の防災、私が聞いたのは、各第1現場の一人ずつ職員がつくよと聞いた、それ間違いだったかわからないですけど、そんなようなことを思っていましたけど、実際には現場には来なかったということではちょっと残念だなと思っているんですけど、そういったことは考えられませんか。

○防災対策室長

今の件でございますけれども、27の避難所がありまして、避難所担当職員が2名ずつ一応やります。一方で、訓練につきましては7会場で行いますので、残った避難所職員を昨年は7会場の集めて、ちょっと分担がないような状況も生まれたということも聞いております。

この職員をうまくここの自主防の1次訓練等の

ところへ配置できればいいのかなと思いますが、分担がちょっとまた違うということにもなりますので、その辺、一度今後検討させていただきたいと思っております。

○三浦委員

ぜひ検討していただいて、現場が一生懸命やっていると見てもらうのと、また、指導の面でも助かると思っていますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それと、総合訓練の見直しという形でよろしくお願いたします。

次に、防犯ですけど、市長の安心・安全のまちづくりの関係で交番を中学校区にそれぞれつくるということ。それと、知立署の格上げということで、そういったことを言っておられました。これ、私も一緒ですし、ぜひそういう形で、7万人になったものから、知立署があってもいいと思うんです。そんな意味で、市長の3中学校区に交番という件と知立署への格上げという件、もう少しお話を聞きたいと思っております。

○林市長

知立というのは7万人になった。そうした中で、安心・安全度という点をいいますと、数字的に犯罪も多い、また、交通事故も非常に比率的に高いということになっております。そうした中で、やはり7万人人口になりましたものから、この知立警察署というのを訴えていくということは必要性を継続的に訴えていくということが必要であろうかというふうに認識を持っております。

○三浦委員

ぜひですね、交番もそうですが、知立署もぜひ市長の考えでぜひ進めてもらいたいと思っております。

もう一つ、知立の幹部交番、これ山町にありますけど、これも何回も出る話ですけど、横断歩道のところに信号機という問題、それから、バリアフリーですけど、あそこの交番が大変古くて、入口が階段が2段ありましてバリアフリーになっていないという、知立のこういった公共の施設といたしまして、交番ですけど、それにしても大変未熟だ

ということでバリアフリーになってない。車いすが入らないということで私のところにも話がございました。

そんなことで、これは交番の方へも頼む話ですけど、ぜひこれを進めていただきたい。話をまたもちさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○林市長

今、三浦委員がおっしゃられた件も折を見てお願いをさせていただきたいと思っております。

○三浦委員

次に、先ほど嶋崎委員の質問にありましたが、213ページの早期適応指導員報酬、この件ですね、これプレスクールだと思うんですけど、これで臨時職員の方でもう一人ということが話がありましたけど、もう一回詳しくお願いします。

○学校教育課長

早期適応指導教室、今年度から始まって、現在はお1人嘱託という形で勤めていただいておりますが、先ほど言いましたように、こちらにやってくる時期が非常にばらばらであるということで、もうできるなら1人、1対1で対応しなければならぬぐらい、そういうこともありまして、来年度、平成21年度については臨時職員という形で、1日5時間の方を1人増員という形でお願いをしております。

以上です。

○三浦委員

これは東小学校ですか、何人ぐらいの対象者がいるのか。

○学校教育課長

この細かいデータが今、手元にはありませんが、今までに25名、平成20年度、もちろん3カ月をめぐりにしております。ですから、もうこの早期適応教室から通常の学級に戻ってる子供たちもたくさんおまして、現在が7名という状況であります。

○三浦委員

これ、去年、おととしまでは県の補助金ということでして、ことしと来年が市の単独ですか。

○学校教育課長

昨年度のプレスクールというのは就学前という。ですから日本でいうと保育園児、学校に上がる前の子供を対象に未就学児を対象にしたものなんです。こちらにつきましては、学校の方が就学児童というんですか、学校に上がる子供たちを対象にしておりますので、対象児童が変わっております、こちらの方は市の単独という形になっております。

○三浦委員

これはずっと続けていくということでよろしいですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

最後にもう一つ、中学校の設備ということで学校施設整備ということで、グリーンサーフェイス、これがことし載ってないんですけど、竜北から始まるのかなと思って期待してたんですけども、載ってない理由をお願いします。

○教育庶務課長

グリーンサーフェイスにつきましては、知立中学校の方が相当前に行っております。今、委員から御指摘のありました他のグリーンサーフェイスにつきましては、教育委員会としても計画はしておるわけですが、この平成19年度、平成20年度、平成21年度と大型事業も続いておりますので、その後、教育委員会としては具体的な計画をもっていきたいというふうに考えさせていただきまして、平成21年度は教育委員会としてちょっと見送りをさせていただいたということになっております。

○三浦委員

これ、グリーンサーフェイス、中学校2校、小学校が7校ということで順番にやっていってほしいと思ってるんですけど、市民運動会、知立小学校でやります。天候が悪くて水浸しで中止ということも過去にありました。そんなことで知立小学校での運動会ということになりますと、やはりグリーンサーフェイスをやってもらえればできる確率が高くなる。総合グラウンドがちょっと遠のきましたので、何とか知立小学校でまた運動会ということになるかと思っておりますので、その辺も踏まえて、ことしは無理だったかわかりませんが、

ことしというか平成21年度は無理かもわかりませんが、次年度からぜひローテーションを組んで取り組んでもらいたいと思います。もう一度、済みません、お願いします。

○教育庶務課長

努力していきたいと思っております。

以上です。

○永田委員

ちょっと確認も含めて質問させていただきます。

まず、山崎委員も出ましたけども、防犯対策事業ですね、これで予算がついとるわけでございます。31ページですね、犯罪防止モデル事業280万円というふうに予算がついております。現状の自主防犯ボランティア活動の最近の状況ですね、各町内でやっておりますけども、その中で、やはりマンネリ化になってないか、はたまた活性化しようののかと、そのような状況を一度お知らせしていただきたいと思っております。

○市民協働課長

防犯のモデル事業は、ことし平成21年で3年目ということで、町内会については、この3カ年の間で31町内、全町内を対象にモデル事業の対象にお願いしたいということで周知をしておる中で、もう既に20町内開催についてはモデル事業の対象ということで提案をいただき、実際には先ほどもお話がありましたような青色防犯灯を設置していただいておりますし、夜、おやじの会、子供のPTAとかいろいろ地域の町内会の中のまた下の組織ということで、それぞれまた独自に活動がしていただいておりますけれども、委員言われるように、やはり防犯のモデル事業になったときはそれなりの活動をしていただいておりますけれども、その後どうしても団体ごとの活動に差が出てきているというのは現状としてあると思っております。

ことしにつきまして、初め2月ですけれども、その防犯の現在の団体を集めて、改めて研修会をさせていただいて、今後のまた防犯の意識の高揚を図るということで、団体に一つ自分たちの事例の発表等もしていただいておりますので、確かに

マンネリ化になっているところもございますけれども、また意識の向上を今、図っているところであります。

○永田委員

町内によっても温度差があると。やはりそういったところもできますけども、学区内でも先ほどおやじの会だとかいろいろございますけども、その学区の方のボランティアというか、多分保護者の方がやってるところもいらっしゃいますけども、その辺についてもちょっとどういう状況なのか、一度お聞かせ願いたいと思っております。

○市民協働課長

学区の中では、今お話がありました八ツ田小学校区の中で、あんしんみまもり隊という防犯団体が知立市の青色回転灯を使って八ツ田小学校区を防犯のパトロールをいただいているという状況がございます。

その状況の中で、八ツ田小学校区のあんしんみまもり隊については、そこにPTAを取り入れて、それからまた今出ましたおやじの会ということで、PTAのOBの方、それと八ツ田小学校区の町内会も中に入っておりますので、それぞれの方たちが順番に防犯パトロールを今実際にしていただいているということで、特に八ツ田小学校区では防犯意識が非常に高く、皆さんの活動も盛んだという状況であります。

○学校教育課長

学校の方の学校安全ボランティアについてですが、各小・中学校とも結成されております。現状そうであります。

○永田委員

大体名前は私も把握してるものでいいんですけども、何年かたっての今の状況が衰退しないかというそういった心配があるわけでございます。

先ほど当局から答弁あったように、やはり町内と学区が一体となってやるとれば、何かそんなようなしっかりした活動ができているなというような感じもいたします。

やはり林市長の公約の一つでもありました、先ほど三浦委員も言っておったんですけど、民間交

番ですね、これ、こういったやり方、私もテレビでそういったところをやっている地域もテレビで拝見させていただいたこともあるんですけども、それ多分市長もそういうふうに見て思い立ったのかしらないですけども、そんなような形で、やはりそういった防犯の拠点施設がこれからはそういった活動をする継続して活動していくためにはそういったものが必要じゃないかなというふうに私も思います。

その辺について、市長、これを民間交番といいながら、そのテレビでも言っていましたけども、拠点施設の場所の選定が難しいと。家賃はどうしたらいいのかとか、当然空き店舗といえども家賃が発生するわけですから、そういった面もこれから市で見たいこうと。それとも御近所の底力みたいに寄附金を集めてやっていこうとか、そういったまだ具体的には決まっていないと思いますけども、そこら辺をしっかりと支援していこうというような気持ちがあるのか、一度その部分だけお聞かせいただきたいというふうに思います。

○林市長。

今、永田委員御指摘のように、私もテレビと、あと視察で行かせていただいたときに2カ所ほどたしか見させていただいた記憶があります。

そうした中で、民間交番という形ですね、ホームページでもいろいろ出てくるわけでございまして、いろいろな形があるかと思えます。例えば空き店舗を施設拠点にしている場合とか、町内公民館とかいろいろなパターンがあると思うんですけども、要は、やはりこの民間交番があるというですかね、こういうのがあるということで、私が思うのは、市でつくるというんじゃなくて、地域の盛り上がりの中で、今、知立は犯罪防止モデル事業をやらせていただく中で、地域の盛り up に非常に期待をしているわけでございまして、その地域の中から拠点施設つくりようよと、民間交番つくりようよみたいな形が出てくるということを私、期待をしているわけでございます。

そうした中で、市としてできる限りの支援というのがあればできればいいなという思いでありま

す。やはり市がどうこうするよりも、永田委員も御指摘いただいたように、地域ごとに学区ごとに温度差があるわけでございまして、その盛り上がりというのを期待をしたいなという思いであります。

○永田委員

確かにいくら行政がお金をはたいたからって、やはり地域の方が盛り上がってこない、なかなかそれもうまくいかないというふうに思います。そういった地域の盛り up のために、いかに行政がどれだけの手助けをしていけるのか、そういったことも踏まえて支援していただければというふうに思います。

この2番目の夜間防犯パトロール委託料、先ほども御質問ありましたけども、大体160日間を程度に2人体制で青色パトで巡回すると、10時から4時まで。これは回るだけですかね、車で。

○市民協働課長

原則は車に乗って回るということですが、ただ、やはり状況によっては歩いて回るとかそういう状況もあり得ると思いますし、要は、市民の方の安心というところでは夜を何らかの形で防犯パトロールしてくれているというところで見ると防犯ということで効果はあるかなと思っておりますけれども、やはり警察ではありませんので、取り締まるということができませんので、回って何かあったら警察署の方に通報するという形になります。

○永田委員

警察ではないもんですからね、別に取り締まるとかそういうことをやれというふうには私も思っていないですけども、やはりたまる所にはたまっていくですよ。例えば神社だとかいう公園じゃないですけどね、それを細かく回れとは言いませんけども、やはりそういった危険であるような場所は懐中電灯でも照らせば反応してくれると思いますのでね、その辺はもちろん警備員に危険があったらいけないもんですから、その辺も兼ねてやっていただけるとより効果があるんじゃないかなというふうに思うのでちょっと質問させていた

できました。

もう一つ、防犯灯設置補助事業で一度執行率が100%というふうにおっしゃっていて、今回おおよそ100基ぐらいを横の枠を拡大したということになりますけども、やはり先ほどから意見がありましたけども、まち部では結構明るいところも出てきて、かといって明るきゃいいという問題じゃなくて、防犯灯じゃないですけども、例えばお店の看板でぎらぎらして夜まぶしくて眠れないだとかそんなようなこともあるものですからね、そういったことも踏まえて、ちゃんとした町内会でやってもらうのが一番いいんじゃないかなというふうに私も思うわけですけども、暗いところ、例えば電柱があればすぐライトカバーだけつけてライトだけつければいいですけども、街路灯つけるだけのポールと立てないといけないような場所もあるわけですよ。そういったところの補助というか、そのような状態の防犯灯というのはどういった補助があるか、ちょっとその辺だけ教えてもらえますか。

○市民協働課長

防犯灯の補助につきましては、先ほどお話ししました1基当たり3万円という上限額がございますけども、それにつきましては、電柱に通常よくある蛍光灯がついているそういう形のもので。

今、委員おっしゃられましたような新たに、要は電柱がないところに暗いから防犯灯を設置したいというような場合につきましては、ちょっと補助金額に違いが出ますけれども、専用柱を立てるということですので、その専用柱1基について実際にかかった金額の3分の2の額を補助するという形になっております。この追加予算の中でもそれも対象ということで考えておりますので、実際にかかりましたら3分の2は市で補助させていただきます。

ただし、その3分の1については、町内会の負担という形をお願いをしたいというふうに思っております。

○永田委員

3分の2補助、私も買い物したわけじゃないで

すけども、ああいうポールって幾らぐらいするんですかね。

○市民協働課長

防犯灯の今の専用柱の設置ということで、やはり町内会をお願いしております。町内会から請求書、それから領収書等実績が出てきますので、それを見ますと大体10万円ぐらいはかかります。出てきたものを見ますと、専用柱をつけますと10万円ぐらいかかろうかなというふうに思います。

○永田委員

それでは次なんですけども、確認のため、35ページ、庁舎アスベスト除去の予算がついております。これは庁舎6階の機械室、地下機械室、発電室、今までも保育園の調理場だとかやってきたわけでございますけども、これですべての公共施設のアスベスト除去作業が終わったのか、ちょっとそこだけ確認させていただきます。

○総務課長

平成17年の10月に各施設のアスベスト濃度測定調査の方を行いまして、その結果につきましては、同年12月の議会で報告をさせていただいております。

石綿含有率の1.0%以上の施設については、その後、平成17年、平成18年の2年度にまたがって除去工事を行わせていただきました。したがって、残りは本庁舎の今回やらさせていただくところというふうでございます。

以上です。

○永田委員

これで公共施設という形はすべて完了したと思われんですけども、このほかに公共施設はいいんですけども、民間施設ですね、そういった面はあるのかなのか、実際のところまだほんとにこれがすべてアスベストの対しての安心なのかなというような若干不安はない、絶対安心だということはないとは思んですけど、まだそういったところは考えられるのか、ちょっとその辺だけ教えていただけますかね。

○総務課長

実は、昨年でしたか、アスベストもいろいろと

種類が多くございまして、追加で6項目ばかりまた検査を必要となるような箇所もございましたが、特にその後の検査につきましては、本庁の方では行っておりますが、各施設の調査については、まだ行ってないところもあるかと思えます。

以上です。

○総務部長

ちょっと訂正の答弁をさせていただきますが、まず最初に、公共施設におけるアスベストの対する含有量、これは今、課長が答弁いたしましたように濃度調査をいたしました。その時点は0.6の含有量を超えるものは除去しなさいと、こういう中身になっておりました。平成18年の法律改正によりまして、今後の施設については0.1含有量についての除去をします。その時点では、私どもの施設も0.6ということで封印作業、あるいは除去ということで全部終えましたけれども、今回、中央公民館を改修するに当たって建築基準法の同一施設内の施設ということで、それが一定の形で入ってくるわけございまして、その部分でこの0.1の含有量、今回の箇所につきまして除去という形で、恐らく現時点ではそういった確認制度の伴って何かやっていく以外については公共施設については、これは除去できているというふうに感じております。

なお、民間につきましては、ちょっと担当の建築課の方でないかと詳細については私の方ではわかりませんので、お許し願いたいと思います。

○永田委員

管轄によって若干あるかもわからんということで、例えば市営駐車場なんかはまだちょっとわからないですからね、その辺はまた別なところで別な機会で聞きたいというふうに思います。

予算書の247ページのちょっとお聞きしたいんですけども、各種大会等派遣報酬償金58万2,000円というこの予算の内容をちょっとお教えてください。

○スポーツ課長

各種大会派遣報酬償金でございます。これは知立市民の方がスポーツの関係で全国大会、あるいは

世界大会等に出られた場合に、その報償の意味を込めて差し上げる金額で、世界大会に出場される場合には2万円、国内の大会ですね、全国大会にされる場合には5,000円というふうに基準で決めております。

○永田委員

今まで前例があるのかよくわからないんですけども、例えば平成20年度の補正予算は24万7,000円って減額されてますけども、これは今まで使われたということも推定するんですけども、どういったことであつたのか御披露をお願いします。

○スポーツ課長

平成20年度の実績でございますが、件数としては15件ございました。世界大会の方にはありませんでしたが、全国大会で団体、あるいは個人として出場されたところでございます。

例えば種目で行きますとゲートボール、これは全日本の世代交流ゲートボール大会という大会が開かれておまして、知立のチームが代表として、これはブラジルの方と日本の方とチームを組んで行かれたということでございます。

それから、少年野球というか中学校の野球、KB野球というのがありまして、全国中学校KB野球大会というので知立ノースクラブがチームとして出ております。

あとは個人的に、例えば陸上だったり、水泳だったり、弓道だったりというようなことで、日本体育協会あるいは日本水泳連盟とかそういうところが開催される全国大会等に出場された方に交付しております。

○永田委員

意外とたくさんあるなというふうに思いましたが、僕が知っておる範囲ではゲートボールだけだったもんで、ちょっとお聞きしたかったんですけども、例えばことしもあつたんですけど、愛知万博メモリアル市町村対抗駅伝競走大会ありましたよね。このやつはちゃんとここに12万8,000円と予算計上されてるんですけども、これはやっぱり別物だということなんですかね。

○スポーツ課長

愛知駅伝につきましては、消耗品だとかいろんな報償費だとかということで、選手あるいは監督、コーチ等々をお願いしてやっていただいておりますので、その報償費や何かが計上してあります。これとはまた別で、あくまでもそれぞれの競技団体から地区の予選等を経過して愛知県大会、あるいは中部ブロックの大会等を勝ち上がって全国大会に出られた方、そういう方たちに対しての報償ということでやっております。

○永田委員

安城なんかですね、オリンピックで柔道で金メダル取った谷本選手とかいらっしゃいますけども、そういった感じでも、あれは特別なものかもしれませんけども、ひょっとしてそういった方が出られるようなことになれば、またその辺はそれでこの予算内の計上でやっていこうというような感じを持ってらるんですかね。

○スポーツ課長

オリンピックというと過去に鈴木久嗣くんだりか生駒純子さんという形で陸上、水泳のそれぞれ協議で出られました。今回、実はこの平成20年度にオリンピックではないんですが、世界のマスターズのボートの部門でマスターで優勝された方が知立におみえになるということで、今ちょっとその表彰関係の準備をしております。そういう方たちもあわせて金額は基準が規定でされておりますので、これでやるしかないのかなど。私どもとしては、この基準に沿ってやらせていただくというふうに考えております。

○永田委員

知立にもぜひそういったすばらしいスポーツ選手が出てくればいいなというふうに思っておりますので、その辺またよろしく願いいたします。

最後に、213ページの先ほども嶋崎委員から臨時職員という形で出たんですけども、心の相談員ですね、あと、あいフレンド指導員報酬金、これ以前私も質問したことがありまして、心の相違団員なんかはやはり子供よりも親が相談が多いというようなので、年間という100名以上の相談をもらっとるということなんですけども、その辺に

ついて今の状況というか、どんな状態なのかということをお聞きしたいと思います。

○学校教育課長

まずはじめに、心の相談員についてであります。陰山先生をはじめとして今年度からお一人、スーパーバイザーという方、名古屋大学院の教授の方ですけども、1人ふえる形で増強したという形をとっております。委員御指摘のように、相談件数等についても数多くなっております。

それから、南小学校と八ツ田小学校につきましては、県の方からスクールカウンセラーという中学校の方に配置されておるんですけども、小学校の方にもということで南小学校と八ツ田小学校の方には県から派遣されておるスクールカウンセラーの方が2校兼務というような形で行っております。

それから、あいフレンド事業につきましては、学生に子供たちのお願いをしておるわけですけども、一時期あいフレンド事業も拡大をしましたが、発達障害児等補助員というふうにもまたこちらの方も教員を目指す学生、または臨床心理士を目指す学生等にきていただいて、個別に対応しなければならぬ子供の方を見てもらうということもありまして、現在は各学校1名という状況になっております。

活動としましては、週2回70回ということの基本としております。午前中3時間、または午後3時間、1日3時間という形は変わっておりません。

以上であります。

○永田委員

ちょっと気になったものですから、このあいフレンド指導員報酬金が3年前に比べると大分予算が減ると感じるような感じもしとるものですから、ちょっと心配で質問させていただいたんですけども、やはり学生が少ない、減ってるということなのか、その辺、御披露をお願いします。

○学校教育課長

先ほどもお話をさせていただきましたけども、平成19年度より個別に対応するというので、発達障害等支援員というのを新たに設けたというか、

新たをお願いをするようにしてきたということで、こちらの方が少し、ですから今現在は中学校のみと。現在3人であいフレンドについては、中学校のみという形にこちらは縮小されております。失礼しました。

○川合委員長

ここで10分間休憩します。

午後5時59分休憩

午後6時07分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

先ほどのあいフレンド事業についてであります。不確かなお答えをしましたので、改めてお願いいたします。

愛フレンド事業につきましては、平成10年度より平成17年度までは不登校児童・生徒を支援するために各中学校に1人ずつ3名ということであります。

平成18年度につきましては、軽度発達障害のある子どもやはり支援をしなければということで、平成18年度につきましては各小学校にも1人ずつということで10名に増員をしました。

そして、平成19年度からは、愛フレンドはもとの不登校児童・生徒対象ということで中学校の3人に戻しまして、軽度発達障害等の支援員につきましては、予算書の215ページが一番上に載せてあります。平成20年度は17名、小学校2名、二七、十四に、中学校1名、17名ということで別枠というのか、別に増員をした形になっております。

それで、発達障害児等支援補助員につきましては、平成21年度についてももう3名増員して20名ということで、あいフレンドと合わせますと23名という拡充というんですか、そういう形にしております。

以上です。

○永田委員

減ってるかなと思ったら、実際のところはふえてるということで。

私、心の相談員もそうなんですけども、ちょっと今回、卒業式に行って卒業証書を受け取る子たちに名前を呼ばれるものですから聞いてたんですけど、結構飛ぶんですね、名前が。名前呼んで返事返ってくるんですけど、10名ぐらいおっただけで、後で何でこんな名前が飛ぶんだと聞いたら、やはり心の悩みを抱えている学生が多いということで、学校に来るだけでもやっとなの子がおるといようなことをちょっと聞いて、こういった中学生となると、ほんとに難しい時期にあるわけなんですけども、これもすべて学校がどうのこうのというわけじゃなく大半は家庭の問題だと思うんですけどね、それをいかに学校側が救ってやれるかというのが重要だと思うんですね。

やっぱりテレビなんか見ていると、そういうふうに熱心な校長先生がおっただとかそういった事例だとかがあるんですけども、今の世代で今の悩みをため込んで不登校になってしまう子たちがたくさんおると思いますので、その辺を目配り、気配りしっかりしてやっていただきたいなど。私、教育者じゃないのでそういった細かいことはわからないですけども、その辺、救ってやれる、救いを求めている子供たち、どうか温かい手を伸ばしてあげていただきたいなというふうに私の願いでございます。よろしく願いいたします。

○高橋委員

当初予算についてお尋ねをいたします。

本委員会は総務委員会ですので、お金と財政、台所の話が欠かせないテーマだというふうに心得ております。これは本会議でも最近の金融不安を前提にして、どう知立の財政をやりくするのかということが議論されましたし、昨日は、建設水道委員会で非常に熱心な財源論、財政論が議論されました。それは総合運動場、総合公園を凍結するというところについてどうなんだろうことを入口にしまして大変な議論がありました。

それで、補正予算で決算見込みについても伺ったんですが、現在の財政調整基金が5億5,000万円ほど、そして9月の決算で実質収支が5億円から6億円ということであれば財源留保ができるの

が3億円から4億円と。そして今度の最終補正予算でありますように、繰入金の戻し、そして新たな財調の積み立て合わせると5億円ぐらいあると思うんですね、いってこいで。そうしますと、5億5,000万円足す3億円から4億円、さらに5億円ぐらいを足しますと十三、四億円が今年度、平成21年度の年度末ぐらいにくるとやられるんじゃないかと。今の年度末というのは19億円なんだから、19億円が5億円ぐらい減って十三、四億円になるんじゃないかと、来年のこの時期はね。当然14億円を切り崩して歳入に入れるわけですから、平成22年度には。ことしは御案内のように、13億9,000万円ですか、14億円ですか。そうすると来年度末に残った財調というのは、平成22年度で全部ぶち込むと。ぶち込まれるかどうかは知らんよ。それは歳出の関係だから。ことしだめならぶち込むと。あるいは臨時財政対策債の充当率を100%にして借金をふやしながら財調を多少でも手元に置こうということになるかもしれない。そのやりくりはいろいろあると思うんですが、そういうことになると。

そして9月の決算見込みと年度末の補正のながらでまた財調に積み立てていくということになるんだが、その回しの中で、年間4億円から5億円は歳入との関係ですが減っていくということになれば、来年14億円あってもこれは3年ぐらいで底を着くのではないかと。その結果、本会議では平成25年度には基金が空になりますと、こういう答弁をされたというふうに私は理解をさせていたんだんですが、そういう見込みでよろしいですか。

○総務課長

ただいまの高橋委員がおっしゃるとおりかと思いますが、こちらの方で、実はこういった財政状況厳しい中で、まだ公表できるような段階ではございませんが、税務課の方の税収の見込みだといろいろなものを加味しまして、今現在のと申し上げますか、財政計画を少し練りさせてもらいました。その中で、平成21年度の財調の残高につきましては、委員のおっしゃるとおり大体14億円程度

ということで間違いございません。そういうふうのうちの方も試算をさせていただいております。

あと、その後の一応計画といたしましては、今後、財調の方の取り崩しの方を同時にこの14億円を全部切り崩しちゃいますと、もうこの単年度で終わっちゃいますので、今後、引き続き市として財政を検討していく中で、約5億円ほど財調を取り崩していくという考えで、今検討をさせていただきます。そうしますと、平成24年度には財調がゼロになります。マイナスになっちゃうというような形で今検討しております。といいますか、そういった計画を今作成しております。

○高橋委員

大体私の認識とイコールなんだけど、平成24年度末になるとね、財調がゼロになると。財調がゼロになるということは、何を意味してるんですか。

○総務課長

これが簡単に財政破綻とっていいかわかりませんが、一般財源、または特定財源を今後どういう形で検討していくか、また、歳出を特に今後の事業に関しましては、市民の生活を優先にいろいろと事業の方を検討していかないけないんですが、今の実施計画を採択された業をそのまま計画していきますと、先ほど申し上げましたように、平成24年度には財政調整基金がゼロになるということですので、市債といいますか、起債の方の借り入れ等をまたさらに検討していくことになるのではないかなというふうに思います。

○高橋委員

平成24年度で財調がゼロになると。今のようなテンポでやっていった場合ね。そうすると、今年のような予算編成はできないということになりますね。14億円の財調を切り崩して歳入に当てるという予算編成はできなくなる。そこは一般財源として使える地方債、臨時財政対策債のような一般財源として使える地方債を思い切り充当するというようなことでフリーハンドをもたないと、とてもじゃないがやれないということになるんですが、平成24年度財調がゼロということについての内容を含めて、来年度から個人市民税が減収になると。

今50億円ですよ、今年度当初予算。税務課長、どれぐらい来年ぐらいから減っていくというふうに見ておられるんですか、個人住民税あるいは法人市民税。法人市民税は前年度比4割減ということなんです、今後の見通し。

○税務課長

市民税につきましては、予算ベースでいいですとプラスで出ております、平成21年度につきましては。法人税につきましては、4億4,000万円減のマイナス40%ということでございます。

それで、これが平成21年度で、平成22年度になりますと、そこから個人市民税ですね、こちらの方が46億7,000万円、94.34%になってしまう。それから法人市民税5億2,081万2,000円で、平成21年度対比でございますけど78.91%になると。

あと、固定資産税につきましては、若干伸びるというように考えております。あとの税につきましては、ほぼ横ばいというような形で考えておまして、トータルでは平成21年度で前年対比が94.88%、平成22年度につきましては、その平成21年度との対比になりますけど、96.7%ということで、減額になっておるといって考えております。

○高橋委員

今後どういうふうになるかは必ずしも定かではないけれども、個人市民税もことし50億円予定されているんで46億7,000万円、3億円以上ね、4億円近いことになるかもしれませんが減収になる。それから法人も今6億6,000万円だけでも、それがさらに1億数千円下がって5億2,000万円になっていくと、歳入はね。財調は先ほど言ったような答弁があったような形で減っていく。地方債も借り入れないとやっつけいけない。これが平成21年度以降、進んでいくんではないか。

もう一遍聞きたいんですが、財調はゼロになったとき、平成24年度、これはどういう事態になるのでしょうか。財調がゼロという。歴史的に知立が財調がゼロになったことがあるのかないのか、私よくわかりませんが、しかも前提は大型事業を控えています。平成24年度から鉄道が3倍から

4倍とも言われてますよ。それから、駅周が毎年4億円近く一般財源を掘り込んでおくわけでしょう。建設水道委員会でも答弁がありましたように、平成24年度以降は3倍から5倍になって、基金を入れていく、都市整備基金を。ところが土地に転化したものが既にあるので、その分も充当するようなことになると一般財源の支援を得なきゃならんと、こういう答弁があったんですね。

もう一回そうした全体の大型事業と知立市を取り巻く歳入の見通しの中で、財調がゼロになるということはどういう状況になるのか、何を意味しているのか、もう一回、私たちにわかりやすく答弁をお願いします。

○総務課長

財調がゼロになるということになると今後ということでございますが、実質、ちょっとお待ちください。ちょっとお時間いただいてもいいですか。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後6時23分休憩

午後6時25分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長

過去には9,300万円という財調になったときもございますが、現時点におきまして、そういう状態になる前に基本的には実質赤字比率、財政健全化比率の中で、これが知立市における早期健全化基準を超えていくことになる。すなわち、昔の用語でいいますと、準財政再建団体、そして財政再生基準に達してしまうと、昔の言葉でいう再建団体という形になってくわけですが、今、課長が答弁いたしました中身は、まだまだショックアブソーバー、基本的にそこまでの間に今は7億円という赤字地方債でずっとシミュレーションしてますので、それは今回もこの前答弁しましたように、8億5,000万円という試算がございます。これは多分ふえてくるでしょう。

それから、普通建設事業費が現時点の実施計画

をすべてやるという中身と、それから実施計画以後の普通建設事業費もそれ相応の額を全部入れた中で行っておりますので、そこまではいかない。すなわち、平成25年になってくると、私としては、本会議で申し上げたように、厳しい状況を踏まえなければいけないと、そういうことだと思っております。

○高橋委員

これからそういう方向へだつと財政が負のシフトになっていくということですね。

それで、やはりこの事態を我々きちっと認識しなきゃいかん。それはお金がないからやるべきことはやらんでもいいというふうに話を転化するということはいけませんけども、そういう事態になると。

それで、建設水道委員会あるいは本会議で、市長なかなか苦しいんでね、責められますから、総合グラウンドをどうするかと責められますから苦しいもんだから、なるべく近い将来、なるべく早い段階でこの財政をきちっと見直したいと、つかみたいという答弁をされて、そのときに可能であればということと言われたんですが、私ちょっとあの傍聴席からやじらせてもらったけども、今の答弁で既にシミュレーションができてくるんですよ。

今後どういう財政状況になるかということは本会議で既にその片りん走り総務部長からも答弁されてるし、総務部長の言ってることが信用できんというならこれは話が別ですがね、そんなことばかな試算をするんじゃないというならこれ別なんだが、そうでなくて今日までのお互いの認識とお互いのつながりの中で、認識をお互いに深めていくという立場で議論をやつとるわけだから、そういうことというね、準財政再建団体というようなことも視野に入れなきゃならんような状況も言及されてると。これはオオカミ少年という意味じゃなくてね、そういう目で見ると、市長は苦しかからああいう答弁されたということは、その限りでは政治的な発言として私、理解をしないわけではないが、これは腹の中ではきちっと総合グラウンドの復活はできないと。むしろそれよりも他の

ニーズを切らざるを得ないというような事態、あなたの公約をも切らざるを得ないような事態がくるのではないかという心配を私してるんですよ。

市長、そういう点でいいんですか。そういう腹構えと認識で。ちょっと基本的な点をお答えくださいよ。

○林市長

私ですね、一般質問等々から全然全く変わっていないんですけども、今回総合グラウンド凍結、そして見直しというなぜかという話の中で、やはり今この大型事業、そして安心・安全、教育、子育て支援、福祉、市民ニーズがたくさんある。そして大型事業もあると。そうした中で、一度ほんとに財政状況をしっかり見定める、また市民ニーズもほんとに見定めないといかんという思いで、ほんとに断腸の思いで補正で総合公園の1億5,000円切り、そして断腸の思いで今回は、ほんとに保育施設整備基金だつて積むような予定だったんですけども、一度断腸の思いでカット。

そうした中で、なおかつ史上最大の14億円近くの財政調整基金が知立市においてカットというか繰り入れられたわけで予算の載るわけでございまして、そうした中で、やはり大事なことは、今、高橋委員、るおっしゃれましたように、こうした財政状況を皆さんが認識することが第一歩かなという思いを感じております。やはり市民の方々も議員の皆様方も、そして執行部もそうでございます。皆さんで認識を情報を共有化をして、そこから事業の選択をほんとに多くの皆様方とともにしていく、そんなことが必要であろうというふうに思っております。

そうした中で、私なにもその総合公園に限らず、ほんとに福祉も必要である。きのうの建設水道委員会の中でも出ました。下水道、本来は10億円ずつ繰り入れていく約束だったのに、これからどうなのという話の中で、下水道も大事、しかし、福祉も大事、教育も大事、その中で、やはり何遍でも申しますけれども、財政状況をみんなで共有化をして、そして皆さんで事業を選択をしていく、そんなことをやっていかなければいけないという

ふうには思っております。

以上です。

○高橋委員

がらがらぼんですよなんてことは言ってないですよ、私は。今の話は、がらがらぼんにするという話だがね。そんないいかげんな答弁、私、認めませんよ。だってローリングプランがあり、議論を積み重ねてきた経過があり、そして市民ニーズがそこに反映されてるんだから、それを財政危機なんだという言葉でもってがらがらぼんにしようという答弁だ、今。そんな答弁、認められません、私は。あなたの公約が凍結なんだから、その解除に当たって財政検討をしっかりとやりたいと、こうおっしゃったからね、その回答は既に出てるんじゃないのですかということをお聞きだけの話ですよ、私は。だから、あなたの水道の繰入金を切ったことも保育園の整備基金を切ったことも免罪にしようなんてことは私はとんでもない、思いませんよ、そんなことは。それを市長言い始めたらね、あなたは、今までの市議会の到達点を全部ないがしろにするということです。財政危機の名を借りて。そして公約もそんなことはできないんだと。林スタイルで公約とは違う林スタイルが前出てきてね、あなたが議員時代に言ってみえた外部委託、職員の削減、そこへ走るんじゃないのですか。そんなことは許せないですよ、私は。また、そんなことを答弁を求めるとわけじゃない。あなたが公人として市長になられたその公約を立脚点にして議論が始まるわけですから、その点で、先ほど私もね、なかなかあなたは政治的に苦しい立場なんだということをお聞きしてあげているんですよ。だからこの復活せよという要求がきのうもかなりありました、各党派から。我々は公約を守れという立場で論戦を張らせてもらった。それを何とかかわさなきゃいかんから市長はね、だから財政検討しっかりとやってというふうにお答えになった。ちょっと歯切れ悪かったけどお答えになったけども、私から言われれば、それは今のやりとりで答えは出てるんじゃないのかということをお聞きしたいわけですよ。答弁いただくと話が

くちやくちやになっちゃうんでね、もうやめときますわ、これは。そういうことなんだということだけは、きょうの段階でしっかり認識をしておいていただきたい。副市長、いいですか。

○清水副市長

財政状況の今後は、先ほど総務部長が御説明をしたとおりかな。私も大変厳しいというふうにお聞きに認識をしておきますけども、総合公園の話も昨日も時間をかけて議論もありましたけども、それにつきましても昨日、るる御説明を申し上げた中で、十分私どもの方としては努力をしていきたいということでございます。

いずれにいたしましても、今の計画、いろんな実施計画、それから財政計画、そういうものもきちっと今あるわけでございますけども、今後の状況によっては、先ほどの今後の税収等の見込み、そういったものが勘案しながら一定の見直しということもこれは避けざるを得ないのではないかとお聞きに認識をさせていただきます。

○高橋委員

ちょっと副市長の方がまともな答弁かな。だからそのときの基準は、林市長の公約ですよ。やらないと言ったことについては財政が厳しいからやれないんですよ。やりますと公約されたことについては全力を尽くしてもらいたい。保育園の基金と学童保育の西小の基金、こんなものは、あなたの子育て日本一の公約でやりますというベクトルだからね、やりますベクトルは努力せないかん。やりませんベクトルは財政状況を勘案してね、よりやりませんという方向でシフトされる。これが林市長と市議会の政治的な立脚点、ここを間違えないようにひとつお願いしたいと。

あなたは裸の王様じゃないんだから、マニフェストを持って堂々と負託にこたえられているんだから、そこを間違えてもらっては困るということはお聞きに申し上げたいというふうにお聞きに思っています。

その上で、私、幾つか聞きたいんですがね、最初にもう一回、退職金の問題についてお伺いします。

私、本会議で聞きましたけども、75ページ、予

算書、特別職退職手当組合負担金613万9,000円が特別職の負担金だというふうに承りました。これは市長と副市長の分ということですか。市長の負担金は、これ幾ら計上されていますか、教えてください。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後6時38分休憩

午後6時39分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書課長

負担金につきましては月額33万9,480円で、年間407万3,760円の金額を見込んでおります。

以上でございます。

○高橋委員

それはもう残りが副市長ということね、特別職だからね。市長の分は407万円余の分担金が歳出されてくると。

林市長にちょっと確認を求めたいんですが、本会議で私はあなたの一般質問に対する答弁で、月々の給料に読みかえたいんだと、2,000万円ぶんをと、こういう答弁に対して、副市長や教育長、まことに申しわけないと思ったけども、想定される話としてああいう議論をさせていただきました。

現在、今、課長答弁のように分担金払うんですが、現在あなたの退職金に対する公約についての率直なこの思いというか、全額カットという公約を断固としてそれが私の公約だと、迂回をしないというふうにきちっとおっしゃられるかどうか、もう一度あなたの見解を求めたいと思います。

○林市長

退職手当のこの全額カットにつきましては、引き続き退職手当組合にしっかりとお願いをさせていってこうというふうに思っております。

また、そうした中で、今、岩倉市とともに文書でやらせていただいております。いろいろなアプローチの仕方も考えながら、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

○高橋委員

一生懸命取り組めばいいんだけど、給与に読みかえて、月々の給料の削減で2,000万円相当額を見出すというあの迂回は、あの答弁されましたけどね、あれは正しくないという認識を深めて、その方針はとらないということでもいいかどうかということをお聞きしておるわけです。

○林市長

大切な市税を有効に使いたいという思いの中で、一方で2,000万円のお金を早く有効活用したいなという思いの中で、そういう月額のカットという選択肢もあるわけでございます。決して私は、それが自分自身で間違っているという感覚、自分自身ないわけでございます。

しかしながら、今、全力で退職手当組合に何とかこの退職手当カットができるような方向で頑張ってもらいたいと思っております。

○高橋委員

正確に答えてないだわ。そこがあなたのこすいところなんだわ。給料への迂回はないない。あなたね、きのう建設水道委員会で何とおっしゃったかといいますと、あの総合運動場の件でね。私は選挙公報には凍結とは書いていないと。見直しと書いてありますと、こうおっしゃいました。

確かに選挙公報ね、林郁夫さんの選挙公報は凍結とは書いてない。見直しなんですよ。見直しと書いてあるのは、きぎの会発行の選管公認のここは一時凍結と書いてある。だけどあなたは、きのうの答弁で、いや、私は一時凍結だけでも選挙公報ごらんいただきたいと。私は見直しと言っておるんで、一時凍結とは選挙公報では言ってないというぐらいにあなたの公約の厳密さをアピールされました、きのうね。だから白紙とも言っていないよと。だから私の公約は見直しと。この選挙公報がより角度がいいのか、これが角度がいいのか、それは私よくわかりません。同じ人が発行されている、これが政治団体が、これがあなた自身の手で書いたものだというふう思うんでね、これ両方とも一体のものとして強弱なく両方とも大事なマニフェストである公約だと私は理解しています。

あなたはきのう、私の選挙公報には凍結という言葉はありませんと、見直しですと、あくまで。より厳密にあなたの公約について、きのうは力説されました。そういうことからいいいますと、総合グランドは自分の公約に対してより厳密に鮮明にみずからの公約の中身を精査しながら、退職金はどうなっているかという、退職金は1期4年で2,000万円は庶民感覚とかけ離れており全額カットします。だからこの給与に置きかえるとか、大事な血税を私がもらう血税分を返上するとかは書いてない。あなたが、あえてきのう強調された、より正確なあなたの公約は、退職金の全額カットなんです。しかもこれは選挙公報で初めて登場しました。

だから、きのう総合グランドではあれほどきちっと自分の公約について精査される発言をされておりながら、なぜ御自分の全額カットについて責任を持たれないのか、ここが大変疑問でありますし、市民も聞きたいところだと思いますよ。

だから、きのうのあなたの立場を尊重すれば、退職金は全額カットと。これ以上でも以下でもないというのがあなたの公約じゃないですか。そういう理解ではいけないんですか。

○林市長

退職金の全額カットに向けて頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○高橋委員

向けて頑張るとか、向けて頑張らないとかいう行動指針を聞いておるわけじゃない。あなたの公約は何なのかということをおね、当選されて月日がたつわけですから、実現しないマニフェストというのはごまかしたいんだよ、それはお互いにね。そういう心理が働いたって別に不思議ではないですよ。

だから、あなたの公約は、表も裏もなく退職金の全額カット以外の何物でもないんだと。この点で確認できますねということをおね聞いておるんです。

○林市長

公約はごまかしたいという思いは、私はないです。退職金全額カットという公約であります。そ

れに向けて真剣に頑張ってもらいます。

○高橋委員

ということは、本会議で言われた給与への置きかえは撤回だと、そういうことはあり得ないと。それは公約ではないと。おやりになるかもしれんけど、それは公約ではないと、こういう理解でいいですね。

○林市長

公約に向って今、全力投球しているわけでございます。高橋委員は、この退職金カット以外は公約違反だということをおっしゃられるわけでございます。一方で、私はこの2,200万円、2,000万円ですか、これの市税の有効活用という視点が私これは大事に使いたいという思いがあるわけでございます。しかしながら、そういう思いはあるわけでございますけれども、やはり公約は退職金の全額カットであります。これに向けて組合等に働きかけていきたいと思っております。

○高橋委員

よくわからんのですよ。働きかけるベクトルの方向はいいんだわ。実現できるかできないかはこれから正念場で踏ん張ってもらわなかんけども、あなたの公約は、本会議で公式におっしゃった。中日新聞も書きました、ベタ記事で。林市長は、退職金全額カットができない場合には、自分の給料を2,000万円相当額を引き下げるということを答弁したと、これが公約だと答弁されたというふうに書いてあるし、みんなそう認識しとるけども、それは公約ではないんですよ。きのうの建設水道委員会では、私は凍結ではなくて見直しなんだと、公報は。そこまであなた、一言一句を精査したんですよ。だしたら本日の答弁は、市長の退職金全額カットは、まさにそれ以上でも以下でもない。これが公約だということなんですよ。ということをおね承っておるだけの話だわ、私は。何も嫌味を言おうということじゃない。あなたの公約を再度確認しとるだけの話ですよ。何で難しいの、林市長。

○林市長

これは高橋委員とちょっと認識が違うのかなと

いう思いがあるんですけども、公約の文言を果たすこと、そして公約が目的としているものは何かということですね。まず公約が目的としているもの、私は高橋委員がまたこれ違うじゃないかとおっしゃられるかもしれないですけども、私が公約を果たすことにしてどんな結果を得たいかという一つは、やはり隠さず言いますと、いま一度心に手を当てて考えますと、高橋委員は本会議の中で、2,000万円ぐらいはどうかのこうのおっしゃられたんですけども、この2,000円を何とか有効活用できないものかという視点で考えると、やはりこの2,000万円を歳費からカットすることもあなたがち私はこの公約の目的とは違うじゃないかと私は言えないという認識であります。

○高橋委員

だんだん林市長のほんとに姿が見えてきましたね。きょうの中日新聞並びに朝日新聞で、名古屋の市長の退職金が今度の市長選挙の大きな争点になると書いてあるんです。名古屋の市長は、4,000万円でしたか、4,224万円いただけるんですよ、退職金。2期目よりも900万円高くなるよ。4,224万円が高過ぎるのか安過ぎるのか、民主党の河村氏、あなたの選挙に応援に来られた河村氏は高いと、こんな退職金はね。だから私は、これは全額カットだということをおっしゃってる。私たちが推薦することになっている太田さんという方も登場して、私も4,224万円は庶民感覚からして高過ぎると。だからそういう公約をしますと、こう言ってみえるわけね。自民党の推薦の方については、それは単純にコメントできないというように言うことを言ってみて、市の総務局長は、委員会での質問にあつて、報酬審議会が適切な額だと判断しており、名古屋市のトップを担ってきた市長として市民に理解してもらえらるはずだと言って退職金の正当性を述べたわけです。ここにはね、給料の話は全然出てないですよ。何が争点かといったら、4,200万円が高いのか安いのかと、庶民の感覚からいって。そこれが選挙でまた試されるでしょうね、名古屋市は高いのか安いのか。

あなたも書いてあるように、2,000万円の退職

金は庶民の面線からして高いんだと。だから私はこれ全額カットしますよ。これがすかんと有権者に入るわけですよ。それはまさに給料の問題であなは言及したんじゃない。94万円が高いとか安いとかということじゃないですよ。94万円が高いとか安いとかなら別な議論が生まれるかもしれない、これは。市長、別に94万円ぐらいもらったっていいじゃないのかと。94万円を下げますという公約をあなたされんかったし、そういう演説もされんかったけども、もし94万円を少し下げますという公約で退職金の話がないとしたらね、市民はそのことに共感してあなたに一票入れたかどうかこれはわからない。あなたに一票入れた動機は、名古屋の市長選挙で4,224万円が高いのか安いのかというこの論点こそが、あなたが市民に問うた選択肢だったんですよ。ここを間違えていただいたら困る。市長がもらう分を少しでも市の方へ返還してくれということをおんなが頼んだわけではない。第一、市が出す公費は、今あったように407万円ですよ。4年間で1,600万円でしょう。回り回ってそれは公費でしょうけどもくるといいう関係で2,000万円ですが、ここが公約の思意味としては全然違うんだわね。林市長、そのことをよく御承知だったんだ。退職手当組合は簡単には許してくれんだろうなと。そのことも100%腹に承知した上で、あえてこの公約を出された。そこに価値があるんですよ、あなたの公約の。名古屋市は退職手当組合に入っていないからね、条例変えればできるんですよ。ただ、河村氏をおした場合に、自分の退職金だけならいいけども、自分の歳費下げて議員の歳費を下げられてはいかんといいう民主党の市議団の思いがあったからね、河村さん推薦できんということがあったんだ。だから全然違うということなんですよ。報酬を下げるということとボーナスを下げるということでは。そこをあなたよく知ってみえるから、退職手当組合に申し出たけども、そう簡単にいかんから早くも迂回をしてね、私の本心は、2,000万円の公費をどうつかんだとって言われてるけど、どこにもそんなことは書いてないじゃないですか。これが林流

政治手法だとしたら、私は許しませんよ、あなたは。職員だって許せないじゃないですか。そんな市長についていけないじゃないですか、あなた。それが林流の政治手法であるとしたら、ついていけないですよ、あなたには。悪いけども。どこでうっちゃられて肩すかしになって、市長が土俵に残って土俵の外へ職員がほり出されるかわからんじゃないですか。そういうことを意味してるんですよ、今のあなたのやりとりと私の対応はね。

もう一度聞きたい。実現できるかどうかはこれからお互いに努力しましょう。私も応援してあげましょうよ。その点では。つまり、1期4年間で2,000万円の退職金は全額カットする。これ以上でも以下でもないのが林郁夫の公約であるということをもう一遍、確認いただけますか。

○林市長

まずは、100%腹におとしてですね、先ほど高橋委員おっしゃられた、私この公約出させていただくときには、何遍も申しますけど、一色町のあのやり方でほんとにできるという認識でありました。確かに勉強不足だと言われると、それはちょっと恐縮なんですけれども、あそこの附則でやれば対応できるという思いで出させていただいたということだけは御理解いただきたいと思っております。

あと、公約、退職金全額カットのそれ以上でもそれ以下でもない。確かに公約ではそうです。

○高橋委員

だからですよ、本会議で中日新聞が書いた私の給料2,000万円をカットすることをもってこの公約の置きかえをしたいというくだりは、あの発言は撤回していただけますねということを知っています。

○林市長

今、撤回と申しましても、今は公約に向って全力投球させていただくわけでございます。撤回というか、歳費をカットで対応するかどうかということは、今早急には言えないんですけども、やはり今は全力投球で組合等に訴えていきますので、また皆様方も御協力いただきたいと思っております。

○高橋委員

あなた全力で何も投球してへんじゃないか。マウンドに立っただけじゃあまだ。相手は強打者かどうかわからんだがね。マウンドには立ったと、一応ね。マウンドに立って職員をして要望書を出した。一色町議会、岩倉市長、知立市長でまず出したと。ここまではいいですよ。これからウオーミグアップじゃない。第1球を投げるところでしょう。相手がどの程度のバッターなのかこれからじゃないですか。そのやさきに、あなたはほこをおさめて、私は退職金のかわりに給料を下げることもって2,000万円の担保ができればそれでいいとおっしゃったから私が言っておるんですよ。そんなずるいことがあるのかと。まだ一人もバッターとも対決してないでね、早くも舌を巻いてマウンドをおりと。名古屋市の市長選挙の例もひきましたけど、その市長の姿勢は、有権者も厳しい批判をされるだろうし、人事当局もやっちゃおれないですよ、これ。全力投球してもらおうのは当然ですが、あのくだりは撤回してもらわないと話が始りませんよ。どうですか、もう一回お答えください。

○林市長

ほんとにこの給料カットをすると、高橋委員御披露いただきましたように、副市長、そして教育長との給与バランスですね、そういった問題も生じると、そういう認識は立てております。そうした中で、私、この公約の例えば給与カットをすることがほんとに文言は退職金カットであるわけですが、先ほど申し上げましたように、退職金カットが目的としとる一つが、税の有効活用ということを果たせる。私、多くの有権者にもう一度問いかけをさせていただいて、私のこれからの選択の決定にさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

それはね、有権者の厳正なる審判を甘く見てみえる。もう一回聞くって、どうやって聞くんですか。あなたはこれで十分聞かれました。私、本会議でも申し上げたように、高橋さん、私は退職金

もらわん市長に一票入れてくるでねと。それで政治的な決着が着きました。市長は、一瀉千里にそれに向って頑張ると言ったけど、一色の町長、これできるかできんか確信があるのかないのか知らんけど頑張つてござるがね。あなた、この間始めたばかりだかね、このあきないを。一色の都築さんというのはね、国会もみえて、彼が甘いも酸いも全部わかった上で公約に忠実でね、実現できるかどうか知りませんよ。頑張ってみえる。あなたがこの不条理な退職手当組合の条例を変えるということが、みずからの政治信念としてこの不条理を変える。あなたが仮に今度は市長にならなくても、どなたが市長になってもこの不条理は続けてはいかんのでしょうか。それは公費の有効活用とかそんな話ではないですよ。市長が1期4年間で2,000万円も退職金を取っていくというこのシステムと仕組みをあなたはみずからの公約に掲げ、市長に当選することによって、みずからの政治生命をかけてこれを実現するというのを約束されたんでしょ。だからそれが実現しない限り、あなたの後任者が同じ待遇を受けるわけでしょう。だから先人がよくないと思ったら特別職の退職金は自治体が独自に決めればよいと。今、退職手当組合に要望されているあの内容であなたが実現をさせてくだされば、あなた以降に続く市長は、3,000万円ほしいというなら市の条例で決めればいいですよ、3,000万を。ゼロが妥当というならゼロの条例を決めればいい。時の市議会と市民に相談して決めればいい。その道をあなたは、あえて選んだんだかわ。いばらかもしれんけども、あえて選んで林郁夫、おそれをなさずにこれを進んでいきますと。皆さん、だからこそ私に声援をくださいとって、ついこの間、支援を受けたばかりでしょう。

その信念を曲げるようではね、これから厳しい財政状況のもとで、いろんな重要問題が山積してくるだろうけども、それにほんとに市民の立場に立って正面からぶつかれるんですか。私は、そのことを心配しておるんですよ。2,000万円の出どころの話をしておるんじゃない。困難だけでも、

あなたがあなたの公約にぶつかつていこうというその政治姿勢のとうとさに、あなたみずからが忠実であるかどうかという、ここが問われていると思うんです。そういう問題だというふうに私は思います。いいですか、もう一回お答えください。

○林市長

退職金カットに向って全力で邁進していきますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

これ時間のむだだけど、全力で邁進していきます答弁を私は求めてないですよ。あなたの迂回はやめるということを知りたいんだわ。迂回をやめないということを担保しながら全力で投球するといったって、その裏には迂回に走ることを留保してないでしょう、あなた。そんなこと許されませんがね。時間もありますからね、林市長の姿はそういう姿だということはお互いにきちっと認識しておきたいと思ひますよ、私は。村上委員、与党議員でどんな心境だかわらんけども、私はそういう姿勢ではね、これから議会と市長は、あなたは信頼関係で車の両輪とおっしゃるけれども、みずから脱輪をされるような行為は言に慎んでいただきたいというふうに思ひますよ。

そこでもう一つ、具体的に聞きたいのは、100人委員会ですよ。2月1日の広報、100人委員会載りましたね。この広報を見て私びっくりしました。まちづくり委員会委員を公募します。100人だと。これ、2月1日ということは、もう1月の中旬に原稿が仕上がっておる。まだ市長の所信も聞いてない、これは無報酬なら予算を伴わないでしょうけども、所信も聞いていないその瞬間に100人だと、こうきた。

それで私、注目したいのは、水野議員の一般質問です。何とおっしゃったかという、公平性は担保されるのかと、この100人委員会。つまり、現在まちづくり委員会に所属してみえる皆さん、中心的に頑張ってみえる皆さんが、政治的に一定の方向をお持ちの方ではないのかと。だからそういう方を100人集めたんではその渦が大きくなるだけで、公正が保てるのかということを知られた

と思うんです。

市長に聞きたい。現在のまちづくり委員会の皆さんは、水野議員御指摘のように、公正という点ではどうなのかと、政治的に。これ、どういう認識ですか。

○林市長

まちづくり委員会のメンバーが政治的に公平かということでございます。

私、まちづくり委員会のメンバー全員しっかりとこの人とこの人がまちづくり委員会というのはおぼろげでしっかりとつかめていないんですけども、そんな中で、政治的に公平かどうかということは、ちょっとわからないですけども。

○川合委員長

ここで10分間休憩します。

午後7時06分休憩

午後7時14分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

まちづくり委員会に積極的に参加されている方々が、どういう思想信条や政治信条をお持ちになっているのか、それは1人1人吟味する必要がありません。また、そのことが一つの条件になって入ったり入らなかったりするということがあるのも好ましくないわけであります。

しかし、そういう大原則があるにもかかわらず、与党会派の一般質問で公正を欠くのではないのかと、今のまちづくり委員会が、こういう指摘があったんですね。これは与党会派ばかりでなく、市政会の会派からの質問者も同趣旨のことを言われた。これはやはり与党会派からもそういう意見が出ておる限り耳を傾けて、どういうことが不公平を生み出しているのかということについて、市長は当然研究もし、事実をしっかりと認識されなければいけないじゃないですか。どういう趣旨で不正を拡大するのではないかというふうにおっしゃったのか、市長としてはどういう認識をお持ちなんですか。

○林市長

その政治的に不公正とかその辺はよくわからないんですけども、ただ、そのまちづくり委員会に所属していらっしゃる方で、私の選挙のときに応援に来てくださった方もいらっしゃいますので、そうした意味で、そういった意見が出たのかなというふうには考えております。

○高橋委員

まさにそのとおりだと思いますね、私は。その集団を100人にするのかと、こういうことなんです。その危惧なんです。

担当課長、2月1日で広報で出されましたが、あなたにはそういう認識っていうのは全くなかったんですか。この広報は市長があなたをおして100人募集しなさいという指示のもとで出したんでしょう。違うんですか。

○市民協働課長

私の方も広報自体は2月に出るということは、校正の段階という状況ですけども、確かにまちづくり委員会自体が20人弱ということで、少し委員の方も継続委員の方もおみえになるということで、何とか人数はふやしたいということは私の方も思っていたことでありまして、そこで市長からのお話もいただいた中で、少しでも多くの方が集まっていたらいいということで今回広報に出させていただいたという状況でございます。

○高橋委員

だから市長の指示で2月の広報で100人という名前が出たという理解でいいですね。原課の発想ですか、この100人というのは。市長の指示でこういう100人という募集の実態になったということですよね、理解は。

○市民協働課長

市長と私の方で市長からお話を伺った中で、100人規模の委員会ということで決めさせていただきました。

○高橋委員

市長と私どもでとおっしゃるけども、あなたが起案して市長のところへ持って行って市長が決裁したのか、市長が担当原課へこういうことでいこ

うという指示があったのかということをお聞きしておるわけですよ。

○市民協働課長

お話の方は、市長の方からありました。

○高橋委員

それで担当としては、もうちょっと人をふやしたい。それはわかる話ですよ。まちづくり委員会というのは、ここにまちづくり基本条例というのがあるんだけど、地域の課題やそのあり方を研究してね、そして、その成果を市長に提案し、市政に参画していくんだと、自主的な組織だと。だから無報酬でやりましょうという流れ、そういう流れで今までやってきたけども、さっき市長答弁があったように、中心メンバーがたまたま市長を推薦し、運動された母体といわばリンクしていたということに対して、与党派がいいのかと、公正さは、こう指摘があったけども、市民協働課長はそういう認識は全くなかったということですか。ちいとは持ってみえたんですか。

○市民協働課長

私自身のことですけれども、私の考え方としては、委員の中に確かに応援はされた方はいたということは認識はしておりますけれども、皆さんがという解釈はしておりませんので、確かにまちづくりのことにしましては皆さん熱心に取り組んでおられますので、中にはみえたということは認識しております。

○高橋委員

そうすると、与党派からの公正な人選と、まちづくり委員会そのものの公正さを訴えるくんだりがあったんだけど、あなたはあれをどういうふうに理解されたんですか。その事実と違うなど、与党派の意見は。ぱらぱらとまざっておるとい程度なら与党派の市長は事実と違うなど、こう思われたということですか。

○市民協働課長

私自身は、委員皆さんがどういう関係だということまでは承知しておりませんので、中にみえたということしか承知しておりません。

○高橋委員

市長は、そのメンバーの中心的人が市長の選挙母体に入ったということは先ほど答弁されたわけですから、それを与党派が、いいのかと。全部ということをおっしゃってるわけじゃない。中心メンバーがそういう役割を果たしていると。それが100人拡大していくことについて、公平なまちづくり委員会、ここにあるようなまちづくり委員会が担保できるのかと。市長の応援団が100人に拡大するんじゃないのかという危惧を持って訴えられたというふうには私には映りました。それは市政会の委員会からもそういう意見がありました。

それで100人集めるということなんですが、そういう危惧が議会から出ました。今後どういう運営をされようとしているんですか。

○市民協働課長

まちづくり委員会自身が自主研究組織ということですので、集まった皆様方、それから私たち職員も一つそれぞれの役割分担のもとでまちづくりについて考えていくということですので、私たちの方については、いろんな部会等をこれから諮っていただく中で、市からの提案だとかいろんな意味で、まちづくりについての討論をしていただくということで方向づけをしていきたいと思っております。

○高橋委員

そんなことは当たり前の話でね、まちづくりの方向づけですよ。まちづくりの方向づけとしては、ここに具体的に1から5方向づけがありますよ。これについて各専門部会をつくって、ここで委員会をつくって行動していこうじゃないかと。そういうことでやってきたけども、さっき言ったように、結果的に不公平な内容が表へ出るような実態があるんだという指摘については、これは真摯に受けとめてもらわなきゃいかんですよ。

そういう点で真摯に受けとめていただくんですが、この具体的に例えば調査・研究をすると。市長に提案していく過程で、例えば当局にどんどん質問状を出したり、あるいは議会人に質問を出したりというようなことも場合によってはあり得る、そういう範囲の活動も含めてまちづくり委員会が

許容していくというような流れもお考えになつて
るわけですか。

○市民協働課長

まちづくり委員会は、例えば1年の任期ですけれども、その中で、いろんなことについて討論していただいて市長に提言できるということになっておりますけれども、私の方ではそれが1年の任期ですけれども、その間にどうしても提言しなきゃいけないものだという事は考えておりませんので、例えば報告だとか、自分たちの研究をした報告ということでも結構ですので、それについてはやはり最初に提言というお話はありますけれども、提言ありきということではなくてもよろしんじゃないですかというお話はさせていただいております。

○高橋委員

まちづくり基本条例第5条に市民の責務と。市民はまちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。市民は、まちづくりに取り組むに当たり、みずからの発言及び行動に責任を持たなければならないとなつてということが市民の責務として書かれています。こういう大原則をもとに、先ほどちょっと紹介しました五つのまちづくりの方向性についてお互いに自主的に研究して報告書をまとめていくということだと思つてよ。そこに不正があったり、政治集団化してはいけないよという釘が本会議で刺さつたということはしっかり腹に受けとめて運営に当たっていただきたい。

そういう点で、結果的に26人でしたか、応募があつたのは。

○市民協働課長

現在25名です。

○高橋委員

そうすると、100人というこの意味合いが4分の1だということについては、どんな御所見でしょうか。

○市民協働課長

まちづくり委員会自体が自主研究組織ということでございますので、確かに広報では少しでもた

くさんの方に御参加をいただいて、たくさんの方からの御意見等をお聞きしたいということで載せさせていただきましたが、25人ということで、今回新しい方もたくさんおみえになりますので、これはこれで素直にまちづくりについて考える皆さんが公募していただいたということで進めていきたいと思つてます。

○高橋委員

これはね、たまたま100人じゃないんですよ。市長があなたを原課に要求してつくつた広報だと。市長の公約には100人委員会をつくと。もう公約実現の第一歩を早々と打たれたということですよ。それはそれで別に悪くはない。だけれどもそれが不正の問題が指摘され、100人だとおっしゃつたけど二十何人しか集まらないということについては、こういう公約をされた市長の指示でやられた業務としてはいかがなものかなというふうに私、言わざるを得ないと思つてますよ。どうですか。市長、どんなふうにお思ひですか。

○林市長

この100人委員会というのは、条件は無報酬で一般公募なんです。そうした中で、不正が生まれてるとかという話でございます。やはり一般公募でございますので、この前、高橋委員がおっしゃられましたように、政治信条がどういふ方がお集まりになられるかほんとにわからないわけでございます。そうした中でやってくわけでございます。

そして、25人で集まってどうだということでございます。私は100人ということは、できるだけ多く集まるいいなという、たくさん集まりますと色々な意見があり、色々な思いや信条があり、色々な方々がお集まりになられるわけございまして、できるだけ多く集まっていればいいなという思いであります。

そうした中で、今25名でスタートさせていただくわけでございますが、随時これは勧誘と申しますか、できるだけ多くの方がこれに御参加いただけるそんな空気をつくっていきなというふうと思つております。

○高橋委員

よろしいですけども、あんたを支援したグループの皆さんが、100人委員会に入ってよ、入ってよといって誘っておられる姿も見聞きするんですよ。そうすると、100人集めることが、一体まちづくり委員会を活性化させてくということと、どういう関係にあるのか。もともとまちづくり委員会って何だったのかということからしてね、もう一回たさないと、これは多ければ多いということで100人出したんだと。それはそういうことかもしれないけれども、マニフェストに100人委員会があり、そして中心メンバー、市長答弁のような実態になっており、そういうことで25人が集まったということについてどう評価するのかという事は、これはこれで先行的にやられた公約の第一歩なんだから、これはこれできちっと意思統一というか区切りを、区切りというかね、きちっとされないと、これはちょっとまずいじゃないのかなというぐあいに私は思っております。

せっかくつくった神聖なまちづくり委員会が、こういうものとリンクすることによって、まちづくり委員会とは別に市長が100人委員会というのを提案されたらね、これはこれで私、価値を見出しますよ。だけど、100人委員会がまちづくり基本条例という最もまちづくりの基本にかかわるところへ乗っかってね、やってみたら25人だったというのはね、まちづくり基本条例の権威を落とすことになるんじゃないかのかと、逆に。そんな中途半端なまちづくりに委員会にだれがしたんだと。だれがまちづくり基本条例をそんなふうにするように指示したんだと。市長が100人委員会づくりがければ別途につくればいいんですよ、これは。100人委員会というのをつくってね、任務はこうこうだと、こういう仕事やるんだと。まちづくりとは別といってつくられてね、そして25人しか集まらなかったならそれはそれでいいんです、総括すれば。だけど、まちづくり基本条例というね、これは議会、市民、市の最も基本的なことを定めた基本条例でしょう。その住民参加の形態としてまちづくり委員会というのがあるんだから、そ

こへ市長の公約を無理からはめ込んで、担当課長もさっき言ったように、よろしゅうございますと行ってがんとやっただと。そうしたら、不公平なやり方はないだろうなと行ってまちづくり基本条例の根幹にかかわるような疑問が出ておる、与党会派から。そして集まらなかったと、人間が。これが結末だとすればね、まちづくり基本条例の崇高な精神を結果的に汚すことになるんじゃないのかと、ちょっと言葉悪いけど。私ね、担当課長、その辺を市長から指示があったからね、あなたには罪はないんだけど、その辺は担当課長としてきちっと押さえておかないと、これはいけないですよ。どうですか、ちょっと考え方をかせてください。

○市民協働課長

今おっしゃいましたことをほんとに理解をさせていただいて、この4月からまた委員会始まりますけれども、そういうところで委員の皆様いろいろお話をさせていただき、努力してまいりたいと思います。

○高橋委員

私は、今からでも遅くない。まちづくり委員会と切り離してほしい、この100人公募は。今からでも遅くないですよ。だれが定員を決めたんですか、まちづくり委員会に。定員なんてありませんよ、条例で。もっと無数に入ってきてもらわないかん。もっと草の根でね、100人とか200人もっと草の根で支える崇高な理念がうたわれておるんじゃないですか、これはまちづくり委員会というのは。もっと草の根で名もなき人々が協働の仕事に参画していこうという大きな呼びかけがまちづくり基本条例なんですよ。それを100人委員会なんていうて極めて矮小化してやったら25人だったと。まちづくりそこで壊滅だがね。あれが市民の協働の参画の仕方だと。あとの人は参画してないよと。こんなふうにはまちづくり基本条例を私は逸脱したような運営されたんではね、まちづくり基本条例の崇高な精神が泣いてしまう。

知立の実にはまちづくり基本条例というのは、全国的にも高く評価されておるんです。おつくり

なった先生、今は愛知学専大学でしたかね、その先生も全国で講演されておるんですよ。知立のまちづくり条例はすばらしいと。私たちもそれで手を揚げた。林市長が100人委員会をそこにリンクしたために極めて矮小化した。そういう中身に変身してしまったんじゃないですか。私は、大変不愉快だし、市長の識見とはいって、その程度のものなのかということ言いたいですよ。市民の共同参加の仕方というのは、100人でいいんですか。100人で限定して。そんなばかなことはどこに書いてあるんですか。広く市民に草の根から参加しようと自主的に、それぞれのテーマを持って参加していこうじゃないかと。そしてグループが集まれば、それが市長に私たちはこう思いますと。提言していけばいいでしょう。それを7万人市民の総がかりでやっっていこうじゃないかという壮大な絵巻物がだから進めておると言われておるんですよ。私は、この点で市長の反省を求めたいと思うんですが、いかがですか。あなたは矮小化しちゃったんじゃないですか、これ。

○林市長

今の高橋委員のこの草の根でより多くの人を集めるということを私、全く同じでございますので、そうした意味で、この100人委員会を切り離してという話でございます。ちょっと私、まだその辺の理解がですね、思いはほんとに高橋委員と同じ思いでございます。ですので、どういう形にしたらいいかというのを改めてみたいなという思いがあります。

○高橋委員

担当課長、市長もああやってみえるんだよね。私はリンクして単純にまちづくり委員会26人が、100人集めたけど26人しか集まらなかったと。だからこれを分科会に振ってやりましょうなんていうふうにしないでほしい。どうやって位置づけるかというのはちょっと別なんだけども、私は、その組織のあり方を含めて、まちづくり委員会の任務と役割と目指す方向を矮小化するような内容については、断固として是正してほしい。ちょっと担当課長。

○市民協働課長

改めて私の方も勉強させていただいて、認識をまた再度考え直して研究してまいりたいと思います。

○高橋委員

ぜひそのようにしてね、基本条例のさんげんと輝く精神をしっかり継承していただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいことがあります。それは、市長が当選後の機会に何とおっしゃったかね。しがらみ打破と。しがらみ打破とは何だと私は聞きました。そしたら補助金の話だとおっしゃいましたね。これは本会議でいろいろやりとりがあって、議場の発言は撤回されましたが、体育協会、文化協会等補助金の適正な支払いがどうなのか、民主的に行われてるのか。たまたま体育協会、文化協会は本所管委員会でしょう。補助金としがらみのことを市長は言われた。今度の当初予算で、その補助金がそういう視点から見直されて是正されたり、あるいは増額されたりというような事実関係の補助金があったら、ちょっと紹介してください。

○教育部長

教育委員会内の補助金については変更はございません。

以上です。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午後7時37分休憩

午後7時38分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

時間も回ってるんでね、時間の浪費は特策ではないのでちょっと聞かせてもらいますが、町内活動事業補助金というのが93ページにあります。平成20年度が1,100万8,000円、平成21年度は1,115万円、こういうものですが、市民協働課長名で平成21年1月21日付の知市協号外というやつで町内活動補助金の市ホームページ公表についてと、こ

ういう通知ね、これが出ておりますが、御承知ですか。

○市民協働課長

町内活動の補助金について、区長会の方でホームページ等に掲載をさせていただきたいというようなお話をさせていただいております。その中でホームページ、今の例だと思いますけど、これについては、来年度以降ということで町内活動の補助金については、それぞれの町内会員の活動費についてホームページで公表させていただくということで今お話を進めさせていただいております。

○高橋委員

1,000万円を超える町内会補助金が出てくることは予算書で御承知のとおりです。平成21年度補助金からとすると、公表期間は、平成20年度分の実績報告について、実績報告書あるいは必要な総会資料等を添付してくださいと。そして、それをホームページに掲載するというわけだね。これは区長会どういう反応があったんですか、これに対して。

○市民協働課長

区長会の方で平成20年度というようなお話を最初、実は差し上げました。ところが、やはりなかなか町内の中での総会資料等いろいろございますので、平成21年度新たに記載要領等を改めて作りまして、皆さんに同じような形で公表できるようなことをお願いをしたいということで、平成21年度から改めて平成21年度にいろんな事業計画等出していただきますので、そここのところでも新しい区長に変わりますので、そこで周知をしていくということをお話をさせていただいております。

○高橋委員

これはホームページに町内会の会計報告を載せようということを意味してみえるんですか。これは平成19年度の私の住んでる新林町の総会資料です。総会は委任状何人で設置されると書いてあるけど、ここにかなりのページ数ですよ、平成19年度事業報告書、町内行事としては何やったか、市の委託事業として土木工事はどういうことをやったのか、この町内の世帯数や活動状況が書いて

あって、ここに収支報告書があります。区費の歳入から支出項目まで。ここに会計の名前がある。そのあとの会計監査報告、そして神社の報告まである。この裏面、表面を使ってかなりの立派なものが出てる。これが今までも市の方へ当然出たと思うんですが、これは立派な報告じゃないですか、これで。なおこれをインターネットでホームページにして公表するということなんですか。こんな立派なものが出ておって、何のためにまた町内に大変面倒かけてやるんですか。これは林市長がね、しがらみ一掃という言葉の中で出てきた一つの出口ということでしょう、この通知は、ホームページは一つの出口でしょう。しがらみをなくしていくためにこういう措置をとろうじゃないかということとは違うんですか。

○企画課長

今の補助金の公表につきましては、これはうちの方の企画の方が再度やっております、行政改革の中で補助金の専門部会で一応そういったような検討をしたような形になっております。

前からこの市長は関係なくして企画の方で、とにかく補助金については一般の市民に公募をオープンしようと、公表しようと、これは平成18年、平成19年度、単価がどのぐらい変わったんだとか、この団体だけこういった形でふえたとか、そういったことがすぐわかるような格好にしようと。公費がどういったことで使われてるかということを一回明らかにならんとしようということで、町内会の補助金だけでなく、すべての補助金を対象にして今年度公表するために各課の方に通知をしたというふうに覚えております。

以上でございます。

○高橋委員

そうすると、この市民協働課長が出された町内会補助金のネット上の公表というのは、たまたま私が手にしたのは区長会だから所管課長はあなたなんですけど、ほかにも体育協会、文化協会、皆こういうことでやっておるんですか。ちょっと明らかにしてください。

○生涯学習課長

企画課からそういった指示がありましたので、そういった内容で今年度決算は出してくださいということで通知は出しております。

○スポーツ課長

私どもの方も企画課からの指示がありまして、体育協会の方に文書を出させていただいております。それからスポーツ少年団の方にも文書を出させていただきましたけども、ホームページで公表するという文言は入れておりません。

○高橋委員

これはホームページで公表するんでしょう、町内会のやつは。それをちょっと平成20年度は待ってくれと。だけど体協だって文協だって、それはいろいろ問題あるにしたって補助金の使途を明らかにするような町内会でいうと町内会の総会資料みたいなものは皆さんいただいてみえないんですか。いただいているとしたら、それはほとんどない話だわね。いただいているの、いただいているの、どっちですか。

○生涯学習課長

毎年度決算はいただいております。

○スポーツ課長

私どもの方も毎年いただいております。

○高橋委員

いただいていると。企画課長、そのいただいたやつをネット上で公表しようというわけですか。

○企画課長

まだその中身をどういう形で公表するかということは、まだ企画の方に話をしてないんですけど、打ち合わせに最終段階はしておりませんが、うちの担当課の方に通知を出したことについては、とにかく補助金についてはオープンにしよう。補助金でこの団体だけが補助金が上がったと。上がったことについてはきちんとした理由の説明をつけられればそういうものが上がった形でも結構だと思うんですけど、中身については、今、高橋委員が言われたとおりに、まだどこまでのものをつけるかということは、うちの方の企画の方では煮詰まっております。

以上でございます。

○高橋委員

補助金交付要綱というのがあって、補助金の使われ方、実績報告というのは、きのうきょう始まったことじゃない。それがより正確か、多少のずくずくがあったか、これはちょっと置いて、皆もらってみるんでしょう。そのもらった内容の精査が十分できないようなものについては、もっとこういうふうにしきつと書いてほしいという行政がただすのは何もきのうきょう始まったものじゃなくて、今までもやらないかん話でしょう。今までも当然やらないかん。むしろフォームが決めるようだったらフォームを決めて、見る方も書く方もマニュアル化すればね、それはなおいいかもしれん。

問題はね、それをネットで発表するということですか。そこが最終的なねらいなんですか。

○企画課長

ホームページで公表するというような形で公費がどういふようなきちんとして使われておるといふことを市民の方に見ていただきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○高橋委員

この通知はホームページ公表についてというのが通知の頭ですよ。別に秘密にせんでもいいものでね、それは公表すればいいかもしれんけど、それは団体の皆さんの意思も十分確認して、これがやれん団体だってあるんじゃないの。手書きでいいですか、それじゃあ。

○企画課長

その通知につきましては、ちょっといつに出したかというのは覚えておりませんが、もう前からうちの方が通知を出しております。再度担当課の方が各団体、今、委員言われたとおりに、これは公表するよと、そういったことは言っていない場合が多々ありますので、もう再度企画の方から約束どおりに公表させていただきますよと、そういう通知を出したということです。

○企画部長

今、企画課長の方から御説明をさせていただきます。

まいだが、補助金については、行政改革の審議の中で、いつまでも補助金が出ておるとか、あるいは団体によって多いところ少ないところいろんなことがあるわけですけども、ここら辺を一度市民の皆様によく知っていただくと。公表をしてほんとにこれでいいのかどうか、こんなようなところを目的に一度オープンにしようということでホームページ上で横一列といいますかね、そんな形で出していこうと。そして、その補助金のあり方それでいいのかどうか、そういうところを一遍みんなでも検証していただこうと、そんな趣旨から載せていこうというふうにしたものでございます。

○高橋委員

それは行政側が必要じゃない補助金については必要でないといつて言えればいいじゃないですか。何でそれをさらすということをもって淘汰して、さらして淘汰しようという作戦ですか、その今の話は。

私は、行政情報の公開は大いに進めないかん。補助金ということになると、各団体の事情がありますよ。これは隠したくないとかそういうことじゃなくてね。だって補助金の使い方を公表するには、その団体の活動を全部さらさないかん。さらしたくない団体だってあるんじゃないですか、極端なことをいったら。あるいは中にはプライバシーにかかるような記述や記載もあるかもしれない。それを団体の意思や団体の実態を十分そしゃくしてやっていかれるということについては方向性を私は否定してるわけじゃないけども、たまたま市民協働課長で申しわけないけども、全部公表しますよ。だけど私たちはこういう立派なものを区長つくって、総会の場に発表して、これを回覧なんだけど全部の組に回覧していると。見てない人だって新林の町内会は3,600円月々出しておるけども、何に使ってるやという人があるかもしれない。だけどそれは手段の方法において若干検討することはあるかもしれんけど、こういう立派なものを出してやってござる。これをさらすことによって町内会補助金がいいのか悪いのか検証してもらおうというけども、これを見たって市から幾ら入

ったなんてのはそう簡単にわからんですよ。だから私は、行政情報を公開することにちゅうちょするつもりは全くないが、団体の経理内容というのはまた少しニュアンスが違うんじゃないかと。補助金が入ってるということは事実けども、その補助金が団体の事業費の何%入っておるか知らんけどね、仮にその1%でも入ったら団体の事業全体を明らかにせよと、こういうことにもなるわけでしょう。ここはね、もうちょっと慎重にやらないと、これは何もいいかげんな報告にとどめておけると言ってるじゃなくてね、団体の事情だってあるだろうし、私は、そのケース・バイ・ケースでいろんな検証をしないとまずいなと、一律じゃあ、そんな思いなんですけどね、いかがですか。

○清水副市長

私も企画部を所管しておりまして関係がございますので、これは言いわけではございませんけども、かねてから市の補助金いろんな団体、いろんな形でたくさん補助金が出ておまして、そういったもの見直しですとか、そういったことも過去に何回もやってきたという経緯があるわけです。そういった行革の取り組みの中でも補助金の適正な執行ということの中で、それぞれの例えば今、話題になっておりますのは、各団体、町内会等に対する補助金の件でございますけども、私どもの方もその補助金を交付したからそれぞれの対象となる団体のすべてのものを皆さんに出すということじゃなくて、その市の補助金がそういった目的できちっと執行されてるんだよということを市民の皆様にお知らせすればですね、そういった逆にそういうことで補助金が適正に執行されてるんだということで、それぞれの交付を受けた団体についてもそういった補助金を受ける中で、きちっとその目的に沿ったそれぞれの団体の活動をやっているんだということを市民の皆様にご知っていただければ、その補助金の適正ということがおのずと御理解がいただけるんじゃないか、そういった意味も含めて今回やるというふうには私は理解しております。

○高橋委員

その補助金の額を含めて適正かどうかというのは行政的な検討ですよ、そんなことは。行政がそこを検討せずにして市民にさらしてね、こうやって使われておるけど皆さん意見どうですかなんてう一般論で意見を求めるような正確ではないと私は思いますと。体育協会に幾ら入っておるか知りませんが、こんだけ入っていると。あるいは事業ごとに委託費も入っていると。ほんとにこれが適正かどうかというのは、行政そのものが検証すべき事案じゃないですか。それをさらしてですよ、こうやって使われておるのか、そうかそうかということは効果があるかもしれないが、補助金の金額、使途いかほど適正かというようなことは、そこから生み出してくるものとしては、私は少し方向性が違うなというぐあいに思います。

もちろん補助金が適正にきちっと使われてなきゃなりませんからね。それはきちっと報告書を求めて対応すると、必要な指導もやると、こんなことは当たり前なんだわ。そこにより行政的な光を当ててね、補助団体にそういうことを言うためには、皆さん方の姿勢がびちっとしなかったら補助団体には言えないですよ。補助団体から特定の議員や市長や何かからをちょっと補助金をふやしてやってくれんかと、例えばね。あり得る話でしょうが。それでふやしたと。ずくずくでふやしちゃったと。自分でふやしておいて、さらして市民の検証を得るなんていったって、そんなことはできるんですか。皆さん自身が厳しい目で補助金の査定をする。皆さん自身が厳しい目で補助事業をながめるという姿勢が大前提じゃないですか。そここのところをね、明確にせずに、ネットでさらせば事態が済むということは、ちょっと私、向きが違えへんかなというぐあいに思います。これは私の意見ですからね、ぜひそういうふうに踏まえていただいて。

時間もありますので、具体的に93ページ、ボランティア市民活動センター運営費補助金479万9,000円、50万円増額ですが、この増額の理由、この補助金の使途明らかにしてください。

○市民協働課長

ボランティア市民活動センターの補助金ですけども、今までボランティア、市民活動センターのコーディネーターと相談員、臨時職員の人件費相当分を補助金として交付をしておりました。平成21年度については、それにプラス市民活動団体の事業、設立等の補助ということで50万円を増額させていただいたものです。

○高橋委員

従来は429万9,000円ですね。これはボランティアの福祉の里にあるコーディネーター、福岡さんですか、ずっとパートの人の人件費だと。だからこれでおきてきたと。

今の答弁は、そのほかに市民活動団体、ボランティア団体に補助をするというために50万円ふやしたと、こういうことですか。

○市民協働課長

そのボランティア団体の中には、当然福祉協議会にある活動センターですので、市民活動団体と福祉ボランティア団体というような意味合いもありますけれども、そのボランティア団体がありますので、そのボランティアに対する支援ということでございます。

○高橋委員

そうすると、さっきの議論じゃありませんけど、50万円のお金を今度は福岡さんたちが決めて出すわけでしょう。そうするとここでいう公費が福岡さんところへ行ってだね、ボランティアセンターへ行って、ボランティアセンターの目線で今度は補助金を出す団体を決めていくということは、これからいうと極めて変則的じゃないの。何で直接市が補助しないの。市がダイレクトで補助すればいいじゃないの。ボランティアセンターは人件費補助しますとよ、コーディネーター分を。福祉の里が、さらにコーディネーターとして自分たちでもっとやりたいというなら、それは社会福祉協議会が自分ところの財源でおやりになるならこれは自由ですよ。だけど今の話では、ボランティアの団体に補助するというなら、何であなた方が直接補助しないの。おかしいじゃないの。何で明確に基準をつくってやるというなら補助金が適正か

どうかというのを検証するというなら、何であなただちの目で検証しないですか。何でボランティアセンターにその選択をゆだねるんですか。私はわからない。答弁をお願いします。

○市民協働課長

ボランティアセンターは、市の方の補助金と福祉協議会の方からも事業費ということで出てると思いますが、実際に社会福祉協議会の中にボランティア市民活動センターが設置されております。その中には市民活動の団体と福祉ボランティアの団体がありますが、私の方では実際に拠点がどうしても私の方にございませんので、ボランティアセンターが拠点ということで一番そういう活動の団体等の活動内容等も承知しておりますので、ボランティアセンターに補助金ということで交付をさせていただいて事業をお願いするという形でとらせていただいております。

○高橋委員

だからボランティアセンターに丸投げしとるわけだね、50万円というのが。ボランティアセンターが社会福祉協議会の財源で、要するに福祉ボランティアにみずから補助金を出したいというならこれはいいですよ。財源は福祉協議会がつくられた財源でボランティアセンターが出すのはこれはボランティアセンターの才覚でやってもらえばいい。

ところが、今出そうというのは、福祉ボランティアではないボランティアに、ないというところちょっと語弊があるけども、リンクとするかもしれないけど、そこへ直接補助をしたいわけだから、何で市民協働課が報告を受け、事業内容を理解して、コーディネーターとも相談して、市が直接補助を出さないの。

先ほど言われてきた補助の適正からいうと、まさにおかしいじゃないの。補助の適正化ということと相反すること。間接補助でボランティアセンターに補助額を、あるいは補助対象、補助の相手先を決めさせるということでしょう。そんないいかげんなことは、これと反するじゃないですか。何で直接補助をしないのよ。私はわからない、あな

たちのやり方が。なぜ直接補助をしないの。直接補助して報告書ももらって、これでどういう活動をされているのか金額多いのか少ないのかということをやって、それを議会で我々が検証する場があった方が明確じゃないですか。

○市民協働課長

私の方は、やはり拠点がボランティア市民活動センターにあるということと、そこに一番ボランティア団体が集うということもございまして、活動の内容が一番よく理解してるということで、確かに委員おっしゃいますように、丸投げという言葉も言われるかもしれませんが、活動の内容と、それからボランティア団体自身が申請等するについてもいろんな窓口の一本化というところを考えた中で、これでいいのではないかとということで進めさせていただいたものです。

○高橋委員

だったらその団体、今50万円とおっしゃったけど、何団体どこへ出させるやしらんよ。出させるかしらんけど、その出す金額と団体の相手が適正かどうかでどうやって判断するの。今は文化協会へ出す、婦人会へ出す、体協へ出す、あなた方は直接采配ふるって報告書を出してね、しがらみ団体があると。だからしがらみ打破するんだといって市長も頑張る。それで初めて淘汰されていくんじゃないですか。淘汰という言い方おかしいけど、適正化されていくんじゃないですか。それをボランティア団体という、いわば社会福祉協議会の懐のもとで活動しているところが、ボランティアに精通しとるからといってそこに対象者や金額の妥当性をゆだねるというのは、先ほどから議論している補助金のより公正妥当さを欠くことをみずからやろうとしてることじゃないですか。ちがうんですか。

なぜ自分たちで判断して、自分たちが直接補助して、その上で連携すればいいじゃないですか、ボランティア団体と。社福協の財源で補助できる場所は社福協がやればいい。そのときに市がわざわざこんなところへ団体へ寄附するなんてことは言う必要ない。ただ公費でボランティアを育

てるというならね、協力しながら市が直接補助すべきじゃないの。私はわからんな。やっておられることが。

○市民協働課長

この補助金については、窓口はボランティア市民活動センターで申請を受け付けていただいて、それを社会福祉協議会の方で審査していただいて、私の方は社会福祉協議会の方にコーディネーター等の補助金等についても社会福祉協議会に補助金を出して、その実績報告に基づいて補助金の交付をしておりますので、流れとしてはそれと同じ流れで進めさせていただきたいということを思っています。

○高橋委員

いや、それは違いますよ。直接補助して、皆さんが皆さんの目で、ボランティアセンターの目じゃなくて皆さんの目で知立の財政との関係を含めて、この団体これだけ出すことがいいのかどうか。だってボランティアセンターというのは、市の一般的な補助規定も補助金をどこほどの程度出しておるのかということも一般的にはわからないわけでしょう。たまたま福岡さんがやってみるんでね、承知しているといえば承知しとるけども、それはかつて彼がそういうきねづかをとったということにおいて言えることであって、これから財政が厳しくなるときにあなたたちは、さらしてきれいにしていきたいとおっしゃるなら、何で直接補助にしないのよ。窓口はいいじゃないですか。福祉の里を通じてあがってきてもいいがね、あがり方は、その手続は。だけど決裁は本庁で、決裁は市民協働課できっちりきちとやって、ルートは福祉の里からあがってきても決定権、あるいは指導、これは市民協働課でやると。こうじゃなきゃいかんのじゃないの。

だったら補助金のことを余り言えないじゃないですか、皆さん、一方でそういうことをやっておられたら。体育協会の下部組織に体協を通じて補助金を出すようなものでしょう。なぜなら体協が体育の運動について詳しいから。体協を通じて体育協会の傘下の運動団体に補助金を出すとしたら、

体協に補助金を出して、体協の裁量で補助金を出させるのと同じことやろうとされておるんじゃないですか。おかしいですよ、それは。

何で市民協働課長が直接お目通りをされて、そしてこの団体はこういう活動をしているんだと。ボランティアの活動ですから、それは行政の複雑な活動ではなくてね、ちょこっと報告してもらったり現場を見ればお互いに確認できる。わからなければボランティアセンターのコーディネーターに聞かれればいいですよ。そしてこの団体に幾らを補助するのが妥当か、また、補助すべき団体なのかそうでないのかということをきちっと検証して直接ここから団体に歳出される。50万円というのは、どこへ幾ら出すのかというのはわからんでしょう、我々。わからんがね、50万円というのが出ておるけど、金額が。あとは福祉のコーディネーターの方が、おまえ幾ら出したんだと、どこへ出したんだと、一遍教えてくれと言わなきゃわからんでしょう。体育協会の傘下の運動団体に体協を通じて補助金出すようなもの。まさに伏魔殿の道を歩もうとしてみえるんじゃないですか。ちがうんですか、これ。私は補助金の明確化と補助金の適正化をうたわれとる限り今の道はそれに反すると思いますが、どうですか。直していただきたい。

○川合委員長

ここで10分間休憩します。

午後8時08分休憩

午後8時15分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民協働課長

少し説明をさせていただきます。

まず、平成20年度から社会福祉協議会が地域福祉活動の助成金ということで新たにボランティア団体等に対する事業について補助をしております。平成20年度から始めた補助ということで、それが補助金が1万円と3万円という二つの区別がござ

いました。その中で、実際にまだ年度末にはなっておりませんが、現在のところの補助金の申請があった団体が14団体ということで、なかなかその補助金要綱はつくったんですけども、やはり金額が少ないというところも多分原因があるだろうと。それから、PRがなかなかできなかったということも原因があるだろうということで、こういう状況であったという話の中から、私の方も市民活動を福祉ボランティアというよりも市民活動を充実させたいというところがありまして、福祉協議会にこの補助金のところに市が乗っかるというんですかね、50万円を補助する中で、社会福祉協議会と市との間で協議をさせていただきまして、3分の2市もち、3分の1を福祉協議会がもつということで、その1万円、3万円というのを4万円、6万円という形に変えさせて、福祉協議会の要綱が変わったということでございますけれども、そういう形で3分の2が市で3分の1が福祉協議会という中で、これはお互いにPRについても私の方で市民活動のPRはこちらの方でできますし、団体についてもこの補助金を設置するに当たっては、申請も一つの窓口で済みますし、そういう総合的なことを考えた中で、委員おっしゃる間接補助というようなことは言われますけれども、市民のことを考える中では、これで一番申請しやすいのではないかとということと、それから、社会福祉協議会の方から実績報告書はいただきますので、その実績に基づいて私の方も確認がとれます。

それと条件としては、ボランティア登録ということで、今支援サイトありますけども、社会福祉協議会の中のボランティアセンターにボランティア登録をしていただいている団体に限るということで条件をつけさせていただいて、市の方は市民活動の設立というところで強くその補助金というところで福祉協議会に協議をさせていただいたという経過の中で、こういう状況になったということでございます。

○高橋委員

社会福祉協議会がね、いわば社会福祉団体にみ

ずからの財源で補助されることを前からいうように、私は全然否定してません。

それから、市が市民団体、市民活動を行われる皆さん方にその活動を推進するためにこの補助金を差し上げることについてね、それがいけないというぐあいには言っているわけではありません。そこを誤解のないように。

問題は、さっきから言っとるように、しがらみのあるような補助金の交付はいけないということでしょう。しがらみの中できちっとした精査ができないような補助金交付はよろしくないということで先ほどから、るる町内会の活動費を含めてはつきりさせようじゃないかと。報告書もマニュアルをつくろうじゃないかと。場合にはネット上に報告して市民の検証を受けようじゃないかということをやっておられる。だとしたら、市民活動団体については、直接あなたたちが補助をされて、育成をしていかりゃあいいじゃないですかと。

もちろんその活動の拠点が、あるいは活動の流れの中で福祉ボランティアセンターを使われる。その活動が円滑になるようにコーディネーターの数が必要ならもっとふやす。パートの人が必要ならふやす。それは人件費は出していきますよと。こうやればいい話であって、何でボランティアセンターの補助要綱に市が乗っかって、より複雑な3分の1とか補助分布をつくってやる必要があるんですかということをお聞きしておるんですよ。経過はわかりましたけどもね。それは福祉ボランティアは引き続き皆さんが育成してってくださいと。どうしてもお金が足りんようでしたら、それは一般的な社福協の補助金をふやす中で使ってくださいと。予算要求してくださいと。だけどそれは福祉ボランティアがあなたたちの守備範囲なんだから、そこで頑張ってもらいたいと。市民活動団体については、前から副市長がおっしゃる私たちが育成してきますと。市民協働課が育成していきますと。だから市民協働課が直接補助いたしますと。もちろんリンクと連携はしていきますよと、これが本当じゃないですか。そうでなかったらチェックできないじゃないですか、市民

活動団体は、どうですか、直してください。

○市民協働課長

私の方は、やはり市民活動団体の育成ということがなかなかできていなかったのが現状にあります。ボランティアの登録団体というのも平成18年に43団体から今72団体ということにはなっておるんですけども、その中で、市民活動の団体というのが実際に8団体ぐらいだということを知っておりまして、やはりその市民活動の育成充実を図りたいということで、なかなか拠点はどうしてもボランティアセンターにあるということでの私の方もなかなか目が届かないということもございましたけれども、そういうところで今回のようなふうに少しでもよくわかっているところと利用者が一番むだなことをせず一回の申請で済むというような形で考えたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○企画部長

この補助金につきましては、今、市民協働課長の方からお話をさせていただきましたように、あそこのボランティア市民活動センターに登録をしている団体、この団体につきましては、なるべく活動を活発にしていっていただくということで活動の内容もホームページ等で公開をして、今いろんな市民の方の募集をしとっていただけます。

そうした中で、少しでも活動を広げていっていただくにはどうしたらいいのかということで、今回補助金ということにつながってきておるわけですが、これも市民協働課長の方からお話をさせていただきましたように、社会福祉協議会が団体への補助をし始めたということですが、額が小さいということで、なかなか応募も少ないようでございますので、市の方は社会福祉協議会がやられる補助金に、もう少し額をふやしていただいた中で活動を活発にしていっていただくということでございます。

したがって、団体の方は社会福祉協議会へ申請をしていただければ額的には社会福祉協議会のもともとの補助金と市の補助金と合わせた額が交付が受けられるというようなことがございまして、

なるべく簡単に補助を受けていただいた方がいいんではなからうかということで、市は団体へは間接的な補助ということにはなりますが、社会福祉協議会の方へ補助をさせていただいて、社会福祉協議会にもきちっと助成金の交付要綱がございまして、それに基づいてやっていただくならば、きちっと税金が使われるというふうな思ひでございます。

○高橋委員

だからそういう複雑な補助金交付を直していこうというのがもともとのあなた方の趣旨じゃなかったんですか。より公明正大に、よりわかるところでみんなにオープンにして、よりシンプルに、より明確にしていこうというのがあなた方の補助団体に対するスタンスじゃなかったんですか。何でそれと逆にするような間接補助で、じゃあその補助金団体が適正かどうかというのは、だれが決めるんですか。ボランティアセンターが決めるんでしょう。そんなボランティアセンターにゆだねちゃっていいんですか。金額も含めて。

そういう補助金の二重構造化が実は問題なんじゃないんですか。何でそれ、企画部長わからんの。何でそんな複雑な補助金制度にするの。ボランティア活動センターが福祉協議会の枠の中で、みずからの決裁で決めるべき補助金はやってもらえばいいんですよ、その団体に、ボランティアに。ところが、市民活動団体は知立市が育成していくべき人々、それがたまたまリンクしておるだけの話。その人々には直接市が補助金を出す。市民協働課長はよくつかんでないというならつかんでくださいよ。そして育成していきってくださいよ。育成をボランティアセンターにお任せして、補助金のさじかげんもお任せして、そしてこちらはお金を出して、あとはお任せということですから、じゃあその補助金交付が適正なのかきちっと使われておるのかどうか、そういうふうになったら、より複雑になってわからなくなるじゃないですか。何でそこがわからないんですか。市は手を抜けるかもしれんよ、ボランティアセンターに任せばいいんだから。ちょこっとお金を50万円横に積んであげ

ればいい。それは補助金交付の原則的な流れとは違うのではないかということをおし申し上げておるんですが、皆さん方が申し上げないかんぐらいで、この話は、私にかわって。間接補助はだめです。それはかなわんわ、この議論をやとっちゃあ、皆さんを相手に。皆さんが気づいてやってくれなかったら。だれもボランティア団体に補助するなど言っていないですよ。補助の仕方が複雑怪奇で、よりしがらみが拡大するような補助金の確さ、金額の妥当性、活動にどう生かされているかきちっとチェックできない関係にしようときかれてるんじゃないかということをおし聞いておるわけ。

これ、総務部長、こんなのはいいの、あなた財政担当で。ようからんけども、あなたの所管じゃないけども、こんな補助がふえていくということは好ましいことじゃないでしょうが。ちょっと聞かせてください。

○総務部長

委員の御指摘の部分につきましては、この要綱につきましても例規審の方にあげさせていただきました。

例規審の中では、やはり委員の発言の趣旨と同様な意見が出されまして、すなわち原課の方で対応を差し戻し審議するという形で所属の方と上司で決断をしていってくれという中身になっております。

○高橋委員

だから今私、初めてほんののを知った。ほんののの事というか政策決定の過程がわかったけど、例規審ではいいのかと、そんなことだという意見が出たというんでしょう。何でそれ皆さん、耳傾けないんですか。これは市長の御意向ですか、こういう形で出すということは。ちょっと聞かせてください。

○林市長

この補助金については、やはり市民活動をもっと促進させたいという思いで、できるだけ市民の方が申請しやすいということにするならどれとどれがいいのかなという思いはあったということは事実であります。

○高橋委員

それは市長の指示だという理解でいいですね。お答えいただきたい。

○林市長

予算の出し方については、私が最終的に決裁しておりますので、私が提出させていただいておりますので、よろしくおしいいたします。

○高橋委員

そんな一般論を聞いておるわけじゃない。この予算は全部あなたが決裁しておるんだわ。

例えば例規審で問題になったけども、それでいくんだというのは市長の指示かどうかということをおし聞いておるんです。話が端的じゃない。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午後 8 時 30 分休憩

午後 8 時 32 分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○林市長

私がおしのようにさせていただきます。

○高橋委員

例規審が、それは間接補助をどういふふうにいわたかしらんよ。間接補助はまずいじゃないの。ダイレクトで市民活動団体に市が直接補助されたらどうですかという趣旨のことを言われたと。だからその要綱はだめだと。あとは所属長とで決めなさいということですか、今の話では。それで市長が指示したと。

これ、市長はしがらみ問題と補助金をダブらせてね、民主的に運営されていない団体もあるんだと。そこは撤回されたけども、私は、だからそういう団体からの推薦はいただいてないと。私はきれいなんだと、こういうことをおしやった。

しかし、今の話を聞きますと、だれが見たって直接補助で行うべきものを、あえて間接補助をして市長が、よしいけど。例規審で異論が出たにもかかわらずいけということは、これは市長、正論じゃないじゃないですか。私は、ボランティア団

体を育て、市民活動団体を育てることを否定して
るんじゃないですよ。ここを間違ってもらっちゃ
困るんですよ。高橋憲二がちゃちゃ入れたという
ことじゃない。補助金のあり方、補助の仕方につ
いて聞いとるわけですよ。何でこんな複雑にする
のかと。例規審のおっしゃるとおりです。今、答
弁を聞いとる限り。何で例規審が言うように直接
補助にしないんですか。何ですか。私は納得で
きない。企画部長、直してくださいよ、これ。

○企画部長

今、例規審という話が出ましたですけども、多
分その結果については市長御存じないというふう
に思います。

間接補助なわけですけども、これにつきまして
は、先ほど申しましたように、団体が補助金を受
けるについて、社会福祉協議会にも申請をしな
きゃいなん。それから市の方へも申請をしな
きゃいなん。それから市の方へも申請をしな
きゃいなん。それをより簡単に申請をしていただく
ためには、1カ所に申請をすることによってそれ
ができるのであれば、それも社会福祉協議会の方
へ申請をしていただくことによってそれが今、可
能にしようというふうに思っとるわけですが、社
会福祉協議会の方も先ほど申しましたように、交
付要綱を定めて、その要綱に基づいてやられると
いうことですので、市もその要綱に沿ってやられ
るのであれば、間違いなく税金が使われるという
ふうな思いからこのようにさせていただいたとい
うことです。

○高橋委員

それはね、社協が3分の1、市が3分の2とい
う補助の体系をつくったからそうなるんだわね。
補助の体系をつくったからね、いやいや、別です
よ。社協3分の1分は社協で申請してくださいと。
3分の2の分は市役所で市民協働課長のところで
申請してくださいと、そういう補助のドッキング
をやったから二つ窓ができただけのことで、私が
言っておるのは、その二つ窓をつくれとは言っ
てない。窓は一つにしてくれと。この民生関係の福
祉ボランティアは福祉の里のボランティアセンタ
ーで直接受けてやってもらえばいいじゃないです

か。向こうの財源で。だけど市民活動団体は、も
ともと市の直轄事業でしょう。直営事業でしょう
が。何でそれをボランティア団体の迂回をあえて
させるんですか。市民協働課長のところが直接受
けやればいい話だわね。

それで福祉ボランティアの財源が足りない、お
金が足りないというならね、社福協とよく相談を
する。岩堀氏とよく相談をする。それでも足ら
んというなら市が一般的な補助として補助金の中
に込んで出してあげればいい話で、そこでリンク
するから話がややこしくなる。リンクするから二
方向に申請が要るようになるんじゃないですか。私
が言っておるのは、シンプルに切り離して、その
かわり市民活動団体はあなたたちが直接目で見、
事業内も聞き、具体的実践経過も検証して、あ
なたたちが補助要綱に沿って妥当で適正な補助金
を出せばいい。そういうふうにしよとされてお
るでしょう、今。ネットも含めて。何でそこで複雑
な関係にしてよとするんですか。おかしいです
よ、私に言わせれば。

結果的に間接補助をふやすということでしょう。
ことは50万円だけど。何で間接補助をふやさない
かんの。話が複雑になってわからなくなるだけの
話じゃないですか。シンプルでダイレクトでじか
に、そして成果をはっきりさせる。それが補助金
の本旨じゃないですか。何で複雑にするのよ。こ
れは直接補助にしてください50万円は。市民活動
団体の分が50万円ではないとしたら、その市民活
動団体の分だけで結構です。直接補助、そして市
議会が1つ1つの団体に幾ら出しておるのか検証
できる仕組みこと必要じゃないですか。ネットで
やるというのもいいけども、市議会にこの団体に
幾ら出しておるのかということを検証する仕組み
こそ大事じゃないですか。何でそこをはっきりさ
せるような方法を選択しないんですか、改善を求
めたい。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午後8時37分休憩

午後8時39分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○清水副市長

いろいろ補助金の交付の方法についての議論が今あったわけですが、ちょっと私がここで話をすると議論をそらすなというふうにおしかりを受けるかもしれませんが、もともとボランティア市民活動センターという形での場所でスタートをしたというのは、これは市の方がそういう市民活動を支援をしたい、そういう環境づくりをしたい。また、福祉協議会も今求められている福祉協議会の役目は、いわゆる過去の福祉ボランティアといわれるそういう分野だけでなく、広く市民活動をやっていくということも、支援していくということも社会福祉協議会の仕事の中身だということの双方の理解のもとにですね、一つの場所でこういった活動センターを立ち上げようということで始まったということの中で、活動の目的はいろいろ福祉であったり、いわゆる純粋な、純粋なとか市民活動である方たちも、これは同じ市民としての活動だというところらえ方の中で、それを全体で支援していこうということで始まったものでございまして、それを今回のボランティアと市民活動という両分野について支援をしていこうということの趣旨については、御質問者も十分御理解をいただいているということでございますので、私の方もそういった趣旨で今後進めたいというふうに思っております。

ただ、今も出ております補助金の執行の方法については、御指摘のような結果的に不明朗な形も懸念をされるということでございますので、この全体の中で、今回のボランティア市民活動のためのそういう活動を支援するということについては御理解をいただけたというふうに理解しておりますので、この執行については、この中で一度十分考えさせていただいて明確な形で執行するように考えていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

市民ボランティアはなかなか育たないとさっき

からおっしゃってます。もちろんこれは育てなきゃいかんけども、だれが育てるのかといたらね、それはボランティアセンターも一翼を担うことは事実なんだけど、あそこが育てるんじゃないですよ。一翼を担うのはいいんだ。そうじゃなくて、あそこ連携しながら市民協働課長のところがほんとに手をかけね、そして議論しながら育てていくところなんだから、その育っていく過程で水のやり方、肥料のやり方というのは、あなたたち自身が補助金という形で直接交付することによって成長の度合いや肥えのかけ過ぎがないようにやる人がほんとの姿じゃないですか。その結果がどういふふうに成長していくのかということが補助金の意味するところのその役割について検証できていくというふうに私は考えます。

結果的にいろいろあったけども、二重補助になるような補助金の複雑化を招くような補助の制度についてはただしていただきたい、直していただきたい。

今、副市長の答弁は、その私の言っている趣旨を理解していただいて、執行の段階では私の指摘を受けた執行にする。つまり市の直接補助にするというふうに言われたというふうに理解をしていますが、そういう向きでいいですか。

○清水副市長

先ほど明確な形で執行していくということは、今、御質問者がおっしゃった内容でございます。

○高橋委員

わかりました。ちょっと時間食っちゃって済みませんでしたね。

それから、もう一つ、ほんと申しわけない、時間があれですが、防犯灯の問題をこれちょっと聞かないかんです。

ずっと議論を聞いておりますと、もし100基上乘せして町内会の申請でやるとするならば、申請時期に間に合う段階で補助額を示すというのが当たり前じゃないですか。防犯灯の申請はいつですか、締め切りは。

○市民協働課長

防犯灯、ほかのものも一緒ですけども、当初

予算に間に合う時期ということで、例年9月の末までに町内会の区長から要望をいただいております。

○高橋委員

だから町内会が9月末までに要求してくると。その要求に間に合うように来年度予算は補助枠を従来の倍にしましたと。そこを御高配の上、補助申請してくださいという形でこの事業がスタートしていくならね、それは一つの考え方ですよ。

ところが、きょうの話を聞くと、もう申請は受付られて、もう114カ所でしたか、大体担保に入ったと、予算化されたと。だけど市長の一声で、あと100基ふやしたいので、悪いけども追加申請してくれという話をするというわけでしょう、これから。議会が議決したあと。これはね、私はこんな補助金の仕方であるのかなど。私は、ほんとに防犯灯をつけて明るくすることが今まちの中心課題であるとするれば、来年度の補助申請に間に合うように、設置申請に間に合うように予算を取って、つまり平成22年度からこういうふうにしますので、平成20年度は平成21年度の9月までに申請してくださいと、こうやらなきやいかんでしょう、これ。こんな話、私、初めて聞きますがね。土木申請が1億円乗せましたと。追加申請してくださいと、1億円分。どうするかどうか、こういう話だがね。何でそこまでして補助枠をふやさないかんのか。これは林市長の指示だったですね、間違いないですか、ちょっと確認してくださいよ。

○林市長

私の明確な指示であります。

○高橋委員

それで町内会間もなく話がくると。おい、倍ぐらいいぞと。倍出すがね、仮に。そうすると100基埋まりますがね。再来年もこの次も続けるんですか、この倍額は。

○林市長

平成21年度こうやってつけさせていただいて、やはり状況を見て判断をさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

そうすると平成22年度になると、またちょっと狭まったと。昔の100基になったと。来年は100基らしいぞと。もとへ戻ったらしいぞと。住民は、去年ばんばんつけてもらって、何でこし私のところの脇につけてもらえんだねと、こういう声が出ますがね。ちがいますか。現場はそういうことになるじゃないですか。来年もやります、再来年もやりますといっぺんとおやりになるならね、それは矛盾はなくなる。しかし今、自治区が長年の勘と住民要求を上手に調整されて、大体100基分もってござる。もうちょっとつけてほしいかもしれんけど100基分もってござる。満額回答する。それは1年こっきりじゃない。来年も再来年もその次もそういう形で続いていく。少しずつではあるが、まちの電灯が100本ずつふえていく。そして、それが全体として財政とのバランスを取った全体という形の中でまちが明るくなっていくということで、十分行政の担保はできるじゃないですか。

例えば極端に暗いところがあると、現在。なかなか町内会がつけてくれん極端に暗いところがある。だったら集中ゲリラ的に、町内会とも相談するけども、上からのトップダウンで、よしこれをつける。この地域で100本つけよ、市民協働課長やれというなら、それは一つの手法でしょう。ただ、それは単発一遍限り。来年度以降は、例えば全体で100本が足らんというならね、来年度は120本、2割増しでどうだろうかとかね、この瀬踏みは要求はやった方がいいと思いますよ。しかし、申請が終わったこの時期にね、100本ぼんと枠を出してね、これが林の安心・安全のまちだとおっしゃってもね、ほんとなのと。じゃあ来年も再来年もその次も続けてくれるのと、この100本アップは。100本アップ続けてくれるならちょっとは考えていいわね、これ。こしちょっと無理してでも。だけど今、状況を見てとおっしゃるわけでしょう。

私はね、この種の補助金は、さっきのあれと一緒に。2次補助と、間接補助と一緒に。つかみがない

でばんと配っただけの話だわね、これ。財政の専門家だとおっしゃったけども、この手法見ると、もう情けなくなってくる、林市長。あなたは一日も早く公約をやりたいという思いはいいですよ。けども、だとしても踏むべき手順と段取りを踏んでいってくださいよ。これ、振り回されとるだけなんだわ。きょうの論議ね、ずっとやってきましたが、振り回されとる、あなたの手法に。さっきのボランティアも含めてというふうに言わざるを得ませんが、どうでしょうか、お答えをちょうだいしたい。

○林市長

どうも振り回しているということで申しわけない、そういう思いがあると思いますが、私は、安心・安全のまちづくりをしたいという中で、自分の思いとして、また公約にもしっかり書かせていただいたんですが、防犯灯など中途半端にすることなくやっていきますって明確にさせていただいております。

そうした中で、この100基ということでございますけれども、今度、区長会議が4月早々あるわけでございますけれども、この100基どどんつけてというこの100基という数字にこだわることなく、今まで以上に今回暗いところ等危ないようなところはどどんと要求をしてくださいというようなそんな言い方をさせていただくんですけども、これも一般質問で申し上げたんですけども、まだまだ遠慮がちに町内要望出されてるところもあるというふうにお聞きいたしますし、まだまだ一般町民の方からも、あそこをつけてほしいな、ここをつけてほしいなという声を聞くわけでございます、そうした中で、先ほど提案していただいたんですけども、行政が気づいたところを区長にお願いしていくという部分も出てこようかと、これからはですね、今まで以上に前向きに行政が気づいたところを区長に、ここどうかねということをお願いをさせていただきたい。

というのは、やはり電気をつけることによって、先ほどこれも出てたんですけども、まぶしいからやめてくれとか、あと、苗が育たんからやめてく

れとか、やはりこれは町内の事情があるわけでございます、なかなか行政として一気にということもやりにくいところがあるわけでございます。

そうした中で、行政が気づいたところを区長にお願いをして、そして区長がやっていただくというそういうことをしてきたい。そうして、そうすることによって区長が改めて自分のまちで暗いところはどこかなということを探していただく、そんなことにもなろうかと思うわけでございます。こうやって改めて4月早々新しい区長になれるわけでございます、そのときに今回は防犯灯はようけたくさん予算をつけてますので、もうちょっと暗いところとか危険なところがありましたら積極的に要望を出してくださいと申し上げることによって区長が、暗いところはどこかなとか、あと、危険なところはどこかなということのみずからまた探し始めていただく。そうしたことでこの町内をよくしていきたいというそうした思いが区長の思いの中で出てくるんじゃないかということも期待させていただきたいと思っております。

○高橋委員

私へ、まちを明るくすることを反対しとるんじゃないですよ。全然違いますよ。まちをもっと明るくすることはほんとなせないかんと思ってる。ただ、手法がおかしいんじゃないか。

つまりね、区長は区長で苦労があるんですよ。だって要求全部もって行って、全部丸にしてもらえば問題ないけども、今までの実績がある。区長なりに心の中で設置基準というのがあるんじゃないですか。区長は区長で設置基準みたいなものが自分の心の中に申しおくれたものが。その線に沿ってつけていこうやと、こうなるわけでしょう。今回それが崩れるわけですよ、平成21年度は。申請から後づけで暗いところあったら言ってくださいと。そういう目でまちをもう一遍見てくださいと。それじゃあ、あそこもつけよう、ここもつけよう。今五つのところが10個になるわけですからね。倍返しでつくわけでしょう。その目が育つた。来年また平成22年も同じようにやってくださると、平成23年も同じようにやってくださるの

といったら、いや、平成22年は絞るかもしれないということになったら、そこで設置基準がだれてくるじゃないですか。林市長がおっしゃるように、まちをそういう目でみようと思って平成23年もっていったら、それはだめですと、平成22年は。そういうことが現場で起きますよということを言ってるわけです。まちを明るくすることは結構だからね、そういう点では区長申請が行われるときに枠を広げやっ、この枠を広げました、2割方広げましたと、ことしは、3割方広げましたので、その趣旨に沿って御要望をいただきたい。そしてあがってきた。それを見ながら予算編成をやっ、満額回答ができるように努力すると。これが本来の予算計上と予算査定の内容じゃないですか。それが市長おわかりにならずに、まちを明るくすることは大事だと言って素人のようなことをおっしゃってね、ここでどんと積まれることはいかかなものかと。そういう予算編成が正義だとすれば、また切することもまた正義ということになるんじゃないですか。そういうことだけはしっかり申し上げておきたい。

そこで今、市長は、いやいや、これは市が気づいたことがあればやるんだということもおっしゃった。極端なことをいうと、林のところへ来いと。防犯灯つけてほしかったら。支援団体に人に言えと、おれがつけてやるわいと、100基分ぐらいはどんと任せよと、こういつていらっしゃるのと同じだと思うんですよ、私は。これ、新しいしがらみを市長の権限と特権でつくろうという話じゃないですか、これ。そんなふうに聞こえてくるんですよ、私には。だって別枠だもん、これ。林、行ってくれと。今までの答弁は区長、区長だったけど、今は答弁変わりましたよ。市がそうだと思うところへは積極的につけていくことも考えたいと。林に言ってくればつけてやるということですよ。私はね、どうかなと、そういう手法やテクニックは、そういう姿勢はというふうに思わざるを得ませんね。

そこでね、一つ申し上げておきたい。せつかく100本当初予算でついたんだからね、これは有効

に活用しましょうよ。新林に立野公園というのがあります。立野公園というのは、農振農用地区の八ツ田に面した一番西側の東側の公園ですよ。公園は、まちの町内の連たんした民家に接していますが、東側は田んぼに接しています。そこを子供たちが塾帰りその他で通うんですね。真っ暗なんですよ。どうしたかという、区長が大変骨を折られて、さっきもありました支柱を立てて、それで5本の防犯灯をつくられました。さんぜんと輝いていますよ、今。だけどそこは電柱もない。東側には民家がない。田んぼですから今まではついてなかった。今、5本ついてますよ。なかなか苦労が要るんですよ、区長もね。

そこで提案したいのは、前から私どもが指摘している例えば学校周辺、東小学校の周辺、あの立派な団地の中でも東小学校の周辺は暗い。一遍歩いてくださいよ。竜北中学校の周辺、名鉄三河線、そしてクランク状の道路、名鉄沿線に沿った、あちらには民家がありませんね。それから木がうっそうと茂りかえしてくる。暗い。例えばそういうところが随所にあります。これは町内会が町内区民の声を聞くにしても、ちょっとつけにくいところなんだよ、これは。山屋敷がやるのか、昭和地区からはほとんど要望がない。だって柱が要るから。3分の2しか見てくださらないわけだから、柱が要る。私は、この300万円を市民協働課長、そういうところを重点的につけたらどうかというふうに提案したいんですよ、区長にばらまくんじゃないくて。そういうところで100本活用する。それは水銀灯に変えて30本でもいいですよ。あるいは支柱をつくるということだから100本予算が40本になるかもしれない。私は、そうやって活用されるならね、行政のリーダーシップで町内会が申請しにくいところ、盲点になっているところ、公共施設の脇、こういうところを一度検証されて、この100本分300万円をそういうところへ行政指導で使う、こういうふうに使われたら、これは補助金として生きるでしょう、これは。そう思うんですが、どうですか、担当課長。そう思われませんか。

○市民協働課長

確かに委員おっしゃいますように、暗いところに防犯灯ということはもう基本でございます。やはり今の防犯灯の設置要綱の中で、補助金交付を区長ということにしておりますので、そここの結局は手法というところになると思いますけれども、暗いところについて、例えば私の方で今言ったようなところを一度調べさせてもらって、暗いようであれば、区長にこんなところが暗いというような区長との話をしないことには多分難しい話かもしれませんが、そういうことは協議できるかなということは思っております。

○高橋委員

暗いところがあってもなぜ防犯灯がつかないのか。電柱がないんですよ、これ。電柱がないからつかないんですよ。さっきの論議で、1本10万円ですか、あれ。幾らでしたか。3分の2でしょう。持ち出しがあるわね。たまらんがね、小さい町内は。大きいところはいいですよ。新林なんか比較的大きくて、この決算書見てもらえばいいけど。財政調整基金を持ってみえるんですよ。そういうところはちょこっとぐらいそのときの区長がどれくらい使いやがったかと、そうなるに決まっていますがね。だから繰越金をだいたいほどほどにして皆さん翌年度へ送られますわね、そんなことは。そういう中で、支柱を立てながら防犯灯をつくっていくというのはなかなかのことですよ。そういう苦労は行政当局はわからないかもしれない。そんなところが暗くて今も防犯灯がついてないんですよ。だからこれも補助金にはなっとるけども、その組み替えも含めて、そういうところを市民協働課長、徹底的に調査して、東小学校の周りが暗いじゃないかというのは前から議会で指摘されてますがね。やってもらったらだけで。だって防犯灯をつけるのは区の申請からしかつかないでしょう。だから区の申請ができていく隘路のところは引き続き暗いですがね。昔、竜北中学校とその八橋を結ぶ豆腐屋の一本きちとした大きな道がありますよね。あれ真暗だったんですよ。区もあんな暗いところへつけないですよ、民家がないから電

柱がない。私どもこれ質問して、通学路なんだと。市教委のリーダーシップでつけてくれということをやっつてね、結果的につきました。そういうところが残っとるんですよ。だから私は、この300万円を活用されて、行政主導でいいですよ、300万円は。暗いところを一遍検証して、一般的に町内会へ枠がふえましたなんてこと言わずに、きちっとそこで対応すると。それで対応し切れなかったら削減されればいいじゃないですか。あるいはその枠の中で、なおかつ余裕があるなら新たに生まれてくる要求に対して町内会が申請してやっつてもらうということも可能だと思うんですが、そういう方向へウイングをちょっと切りかえていただきたいと思うんですが、林市長どうですか。そうすれば、あなたのメンツも多少立つ。このままじゃあ、あなた愚策中の愚策ですよ、こんなことは。

○林市長

私のこの施策の思いというのは、何編も申しませんが、安心・安全なまちづくりでありまして、その手法はほんとにいろいろ今の高橋委員の手法と申しますか、それもいいなという思いを感じております。

先ほど山崎委員がおっしゃられたですね、行政が気づいたところを区長にお願いしていくという全く同じことを私、申し上げておるつもりであるわけでございます、そうした中で、もう一つは、先ほども申し上げましたけれども、区長が自分のまちで暗いところはどこかなというのを再度改めて洗い直しというそういうことが今回防犯灯ようけつけたで、どうぞ探してくださいということが言いたいな。そうすることによって再度区長がそういう思いを強くしていただけることもねらっているという部分があるんですけども、でも一番の目的は、やはり今申し上げましたように、暗いところがまだまだありますので、それを明るくして安心・安全なまちをつくりたいという思いでございますので、そうした中で、一度よりよいあり方を検討してみたいなと思っております。

○高橋委員

林市長になったら、えらい防犯灯大変つけても

らえると。いい市長だと。それは瞬間的にはそうやってよいしょがあるかもしれない。来年も再来年も続けなきゃいかんでしょ、そうなったら。だけど、まちの要求は現在の100本程度プラスアルファで2割か3割ふえるかもしれないけども、そういう範囲で皆さんが合意できるなら、それも一つの大事な行政のかじ取りじゃないですか。私はそう思いますよ。だからそういう点ではね、補助ができる環境とシステムと補助の効果、さっきから出ておりますがね、効果がきちっと担保できるような方法でやらないといけないことは、もう明瞭です。

市民協働課長ね、市長、今そういう発言ですから、今たまたま申し上げたのはね、前から要求があるのは東小学校ですよ。周辺。ポールと立てないとかないと思いますよ。それから竜北中学校のあの三河線のあたり、暗いですよ。こういうところをひとつ集中的に一遍調査されて、支柱の設置も含めて、市のイニシアチブで一遍暗い箇所総点検やって、この上乗せ300万円とのかかわり合いを含めて、一遍きちっと報告してもらいたい、市議会にその使い方について。114本はいいですよ。これはもう従来どおりやってくださいよ、区長申請のやつはね。その他の上乗せ分については、そういう検証した上で、きちっと報告していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○市民協働課長

まず一回、現場を見に行かせていただいて、まずそこから一回行ってきますので。

○高橋委員

ぜひやっていただいて、報告をするということは担保していただきたいんですが、どうですか。

○市民協働課長

報告というのは、現場を見た後の使い方までということでしょうか。それはまた一度ちょっと私の判断で今、話ができませんので、協議させていただいてということをお願いしたいと思います。

○高橋委員

ちょっと担当課長ね、その点の答弁は部長にお任せしたいということだと思います。どうですか、

上乗せ分については、その用途についてきちっと御報告くださいますか、これお答えください。

○企画部長

調べさせていただいて、その結果は御報告をさせていただきます。

○高橋委員

給食センターをほんとはやりたいんだけどね、9時だもんね、議長もうなずいとるし、給食センター委託やりたいんですよ。資料もらいましたけども、あの4人のパートが抜けとったという資料だわね、あれは。したがって、もともとの前提が市の持ち分が小さくみてるので、実際には3,200万円じゃなくて2,900万円になりましたという要旨だね。

それでね、今度洗浄機が自分で取り、自分で洗って数を数えるということになったので、最終的には資料いただきましたように、常勤が何人ですか。常勤とパート、委託業者の。あんたたちが想定しとる。

○教育庶務課長

管理責任者兼調理師が1名、それから副責任者兼調理師が1名、管理栄養士が1名、正規調理員6名、パート調理員、これは1日の通して22名という算定で考えております。

○高橋委員

今までは正職員11名、1日換算のパートで19名ですか。この体制でやってきたものが、新しいセンターでは正規8人と22人のパートでやれると。ほんとにやれるんですね、これで。だったら市の職員でこの数でやってみたらどうですか。委託業者にせんで。市の職員で正規8人、パート22人、正規はやめさせるわけにはいかんから、じっくり雇用を続けながらこの体制でやれるかどうか一遍検証したらどうですか。そうしたら人件費はほとんどとんとんですよ。私、計算してみたけど。これで委託業者がやれるなら直営でできるんじゃないですか。つかみながら洗い、つかみながら数えるすぐれものの3点セットが中西から入ったからこのような合理化ができたということでしょう。ちがうんですか。

○教育庶務課長

今、委員からお話がありましたように、機械の洗浄機のみならず他の方も最新のものを修能力が高いものを入れさせていただいています。

コンテナそのものも今、両開き、片開き、片側だけの両開きですが、今度のは両面のスライド式でコンテナごと食器を入れて消毒ができるということで大幅な省力化ができるというふうに期待しております。

○高橋委員

だったらその省力化を正職員に使わせればいいじゃないですか。あの人件費ほとんど変わりませんよ。私、試算してみたけど、おたくのやつを。ちょっと時間がないで言いませんけど。何でそういう省力機械が入って、そして営々としてあそこで勤めてきておる市の直営の人、パートの人がいるにもかかわらず、それで挑戦しようとしませんか。やればいいじゃないですか。そしたら当面2,900万円、保育園のその人たちを振って、新しい試算ではやっぱり10年だがね。10年後に黒字になると、総事業費が。こんなことやらんでも直営で省力化された機械で仕事をしてもらえば、10年間こんなに赤字を出さんでも十分やれるじゃないですか。どうですか。そういう計算でしょう、これ。やれてしょうがないがね。一遍やってみたらどうですか。

○教育部長

私どもの試算では、先ほど言いました、これ新しいので平成31年には一応黒字になるという計算でございますけども、正職員でやっていきますと、退職者がこれ予定の退職者ですので何とも言えませんが、平成23年、平成24年、平成26年と退職者が出てきますけども、こころ辺をまた正規でやっていこうと思うと高くなるというふうに思っております。

○高橋委員

そんなこと全然言ってないがね。今、正規11人でしょう。パートが19人。これが省力化によって正規8人、パート22人でできるというんでしょう。だったらそれでやればいいじゃないか、直営で。

余ったところは保育所置けばいい。その分は増加になるわね。だけど11人正規がいらっしゃるんだから、パート22名に対して19人だからね、現在は。だから正職員が8名が11人になることは、あえて目をつぶっていただいね、そして、8名に下がるまで、そういうすぐれものを入れたんだから、高い銭払って。8名に下がるまで現体制でいけばいいじゃないんだわ。8名を割るような退職者が出たら補充すると。だってこれは委託だって8名常勤を雇うというわけだから。そういうことでやれば初年度から10年間赤字が生まれるなんていう絶対ならんですよ、そんなことは。あなたたちが試算し直したやつでも初年度2,900万円、次年度2,900万円、次々年度2,300万円、3年間で1億円とは言わんけども、その歳出ががとくるじゃないですか、一番えらいときに。財調がゼロになるというときまでにこんなにお金を先食いしてつぎ返もうというわけでしょう。ナンセンスじゃないですか、先ほどから議論してきた大きな財政の流れから言えば。すぐれもので8名と22名でできるなら、そのすぐれものを活用して直営でやれば2,900万円なんていう赤字は出ないですよ。そう思いませんか、お答えください。

○教育部長

最終的に保育園と給食センターの調理員、これきますと、これは11人、保育園の正規職員がなくなるまで線が書いてありますけども、将来的に黒字になるということで、これで進めさせていただきたいと思います。

○高橋委員

そんなことはわかって議論しとるじゃないですか。今そのレベルの議論じゃないでしょう。将来的に黒字になればいいなんていうことが許されるのかという議論なんでね。初年度2,900万円、次年度2,900万円、3年度2,300万円、4年度2,000万円、これで1億円ですがね。これずっとたどっていくと平成24年と書いてある。財調がゼロになるときに、今の職員でやっておかれればこの赤字は出ませんよ。わかりますよね、教育庶務課長。委託をして、委託に金を使って、その金を使った

分減ればいいけども、パートは減りますよ。ところが、一番の人件費の11人の常勤は保育所へ回るんだから。保育所へ11人回すんだけど、実際の保育園のパートが15人いるもんだから、4名は留保せないかんというのが今度の財政計画ですよ。そこで二重投資になつとるわけ。何も保育園に正規の調理員回さんでもいいわけ。今のままでいいんだわ。だから正規の11人がそのまますぐれものの機械を使ってもらおうと。委託は22人ですから、パートが。うちの方が19人ですからね、そこに差があるでしょう、3人ばかり。だからそれは11人と8人の差で置きかえていただいて、それだけの人材があるんだから、それで泳いでいただくと。そうしますと、給食センターが平成23年に1人退職ですがね。そして、その次は、平成32年ですよ、次の退職者が。この定年でいえば。そのときには不補充で正職員8人、パート22人まではこの試算にあるように、直営でおやりになったらどうですか。そうしたらこの一番右の累計の手前の増減Aマイナス1のこの減額は全くなくなるんです。当初から。何でそういうことができないんですか。その方が当市の財政にとってもすぐれものを使う使い手にとってもベターじゃないですか。何でこういう判断ができないんですか。私は全くわからない、やりようが。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後9時18分休憩

午後9時19分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長

何遍も同じことを言いますが、給食センターだけ見ますと職員が11人おりますので、8人でやるならこの2名退職の平成32年までならできるじゃないかと、そのとおりでございますけども、今現在それ以外にこれから平成22年の4月からアレルギーの除去食とかそういうものが入ってきますけれども、アレルギーの除去食とかですね、そ

れで現在市の今の学校給食センターの市の職員は補佐と担当係長と3人の方がみえますけども、こんな事態でやっておりますので、これが委託によって向こうも管理者がみえますし、栄養士もみえるということで、学校給食の市の職員も楽になると。ですので、調理員だけじゃなくて、いろいろなこれからのことを考えていくと、学校給食センターの一般職も含め活用できるというふうに思っております。

ただ、言われますように、人数でいきますとそういうこととございますけども、保育園と給食センター、これが一緒になりまして将来的に人件費が安くなるということとございますので、今のままやっていけばまた同じような正職員がやめた平成32年にはまた採用しなきゃいけない。保育園の方は保育園でまた採用していなければいけないというような数字が今持っておりませんが、この表で見る限りですね、将来的には人件費が安くなるというようなことで4月から民間委託をやっていきたいということとございます。

○高橋委員

全然答弁になってないですよ。きょう私、新しい提案してます。あなた方が、委託業者は正職員8名とパート22名でやれるとおっしゃった。なぜやれるんですかといったら、すぐれものの機械が入ったとおっしゃった。だったらその恩恵を受けない手はないじゃないですか。そのすぐれものの機械で正職員8名、パート22名。多少の換算はいわね。だとしたら、現在11名と1日換算19名のパートが要るんでしょう。大体8と22と合うじゃないですか、1日換算で。そうしたら保育所の方へ正職員玉突きにせんでも、今のままの体制で委託されやいいんだ。そうすれば2,900万円なんて赤字は出ないの。そしてしばらくいくと、平成23年にはセンターで1人正職員やめられますがね。これは補充しない。そして、平成32年になると、これもやめられます。そうすると9人補充しない。だって8人と22人でできるとおっしゃつとるんだから。そうしたら全く人件費のこの10年間の右から二つ目の赤字のマイナスは、このマイナスはな

していただけますがね。先ほど読み上げたように、頭から4年ぐらいは1億円かかるんですよ、負担増が。そして、さっき言った食器、そして配送センター6,400万円じゃないですか。そして1,200万円ずつ配送は毎年プラス増ですよ。そして、その上に2,900万円の負担増。いくらなんでもね、ここが知恵を出さなかつたらいかんのじゃないですか。こんなことが許されていったら。こんなことが給食センターだけ許されると。新しい施設にしたんだから食器も当たり前だと。配送だって6台にせないかと。6,400万円ですから、単年度、平成21年度。そしてスリムになるどころか、委託したためにその職員を向こうに追い出せるためには逆に人件費がふえる。委託料と人件費両方もたないかんでしょう。そういう計画をスリムにするために8の22でいこうじゃないかと、直営で。やれるかやれんか知りませんよ、それは。調理員と相談し、スタッフと相談して、すぐれものを使えばできるというならやりましょうよ、これ。そしたら1億円を超える赤字は解消できますがね。

市長、どう思われますか。非常事態的この財政のときに、こんな市の財政をスリム化しないような二重投資を認めるんですか、あなたは。全く二重投資じゃないか。どうですか。そのように対応できませんか。それをやれずしてね、財政危機だとか金がなくなったなんていうことは言わせないですよ、私は。

○教育部長

一応給食センターだけを見れば、今の高橋委員の平成32年で2人やめるからそれまでは給食センターはいいということですけども、ここには保育園の方も平成32年までには6人の退職者がございますので、ここも保育園については新規採用していかなければいけないということが1件と、それから、先ほど6,400万円と言われましたが、食器等でいろいろ御迷惑をおかけしておりますけれども、単年度、平成21年度が6,400万円の増加と思えますけれども、翌年からは配送車の今の予算でいくと3台のみの計上になりますので、上乗せになりますので御理解のほどよろしく願いいたし

ます。

○高橋委員

保育園はあなたの所管外だし、保育園はこの人数がふえるわけじゃないですよ。定年になったら若手が入るわけだから人数は変わらないんですよ。保育園の調理員の正規調理員の数はね。やめたら正規職員の数がプラスでふえるわけじゃない。今、何ですか、これ10人ですか。ちょっと数わかりませんがね、何人かみえますよね。この数で現状をキープするだけの話ですが。スタッフが変わりますよ、それは定年になられりゃあ。だから保育所の方は現状維持ですよ。だから給食センターから人を回す必要ない、直営続ければ。給食センターの方は、平成23年に正職員1人やめる。これは別に補充しなくていいですよ、極端なことを言えばね。で、平成32年に1人やめるでしょう。これは補充しなくていいですよ。

つまり、正規8人、臨時22人の体制ですぐれものを使えばできるとおっしゃってるんだから、一遍直営でやってみたらどうですかという提案してるんです。どうしてもあごが上がるというなら、これは採用しなければいかんわね。だけど11名今あるんだから、11名を超えるような採用をする必要ないですよ、全然。だとしたら下がるじゃないですか。これが行革じゃないですか。そして配送車を含めて6,400万円、平成21年度。平成22年度以降は1,200万円。まだずっと続きますよ。こんなことが許されるのかということだわ。

市長、どう思われますか、あなた。ここで決断しなかったらね、そんなものはうそですがね。

○林市長

新しい給食センターができるに当たって、その運営体制のあり方というのをですね、やはり長期的なビジョンに立って給食センターの民営化というのが、今この表を出させていただいたやつを見ましても長期的にやはり財源が出てくるわけでございまして、この計画については、私は進めさせていきたいというふうに思っています。

○高橋委員

話になりません、これは。だってね、これから

きょう議論しましたがね。平成30年まで1億8,000万円の累計になるんですよ、赤字が。それはなぜ赤字になるかといえば、委託するから委託料払いながら正職員を抱えよという話だから1億8,000万円になるんですよ。私は、委託料を払わずに正職員ですぐれものに立ち向ってもらおうじゃないかと。人をふやせとは言わない。だったら平成20年までの1億8,000万円、これは全然負担増になりませんよ。何でその道が選択できんのか。市長を含めて。これじゃあね、とてもじゃないが大変だわ。財政当局苦勞されるだろうけども。こんなものが一方で通用しとってですよ、そして財政危機だと。教育委員会だけ別格ですか、失礼ですが。何でこんなものが許されるんですか。教育長、どうですか。教育長の見識を聞きたい、私は。

○教育長

経費の考え方はいろいろあると思いますけども、当面かなりの累積赤字です。ただ、給食センターというのは40年ぐらい使うと思うんです。そういう長い目で見ればプラスになっていくという考えもあります。

それと今、経費の話もありますけども、今、食育の問題を考えていきますと、栄養教諭の配置がありまして、栄養教諭というのは給食センターの業務と学校の食育ということを兼務しているわけです。今年度県は5名の栄養教諭を配置しております。学校栄養職員の採用はゼロであります。今後の流れを見ていきますと、栄養教諭の配置が非常に多くなっていく。そうした中で、私たちは定数の増をやろうとしているわけですが、なかなかそれが実現できないという現状もございます。そうしますと、そこの調理業務というのがそこに管理栄養士がおり、ある程度学校栄養職員と栄養教諭がそちらの業務が若干身軽になるんです。その分だけ学校への食育の指導、それに入れると、こういうメリットもあるわけです。現に現在1名西小学校に栄養教諭が配置されているわけですが、センターの業務はかなりふえている。それから、学校の業務もふえているということで頑張っていたいておる

わけでありまして、そんな現状もあります。そういった意味で、調理業務の方がそういう委託になれば、その辺のところはバランスよくできるのではないかと、そんな考えを持っております。

○高橋委員

教育長ね、話題をそらした上にね、栄養職員がすごく手が空いて食育にももっと力が発揮できるなんておっしゃるけども、私、碧南市を見てきましたよ。第1調理場、第2給食センター、両方とも委託ですよ。何ておっしゃってるか知ってますか、現場の人は。最終的に給食の責任は市がもつんだから、市の管理栄養士は工程ごとに味見をすると。工程ごとに味見をしなかったら最終的においしい給食が献立どおりできているかチェックできないからね、工程ごとに味見をする。そんなものはね、むしろ忙しくなっている。あなたおっしゃるように、食育に時間を割いてベストなところで活動できるなんて騒ぎじゃないと。朝から晩まで汗みどろで働いてやっとなのものと。碧南二つあるでしょう、学校給食センターが。両方とも委託されて、その結果そういうコメントですよ。

それで、将来はプラスになるとおっしゃるけども、11人と19人体制なら将来はプラスになるかもしれない。8人と22人でね。人件費の差なんだから。8人と22人で委託はずっとやるとおっしゃる。ところが知立は11人と19人だから、常勤が少し多いから、この差はつきますよ。だけど私が言っとるのは、8人と22人の体制でやってみたらどうだというとるんだ、市で直営で。だったらあとは給料の差だけです。私、計算してみたら、そんなに差はない。だったら何でここで委託なんだと、1億8,000万円も赤字を出しといて、当初。将来的には8の22人で直営でやれば浮きませんよ、ほとんど。人数の差はないわけですから、ほとんど浮かない。そして直営は続けられる。教育長のおっしゃった管理栄養士の話は、もう一遍あなた勉強してきてくださいよ。あなたは本会議でずっとおっしゃるから、私、検証に行ってきましたよ。これは一面しか見てないかと、教育長は。そしてその上にこういう今、実態ですよ。こんなこと許

していいですか。これが許されるならね、それは知立の財政崩壊のときには学校給食センターの責任は大きいですよ、失礼だけど。直営を放棄した上に、余った人員を保育園の方へ回して、そしてその10年後に1億8,000万円累計赤字を出すようなことをする必要ありません。直営ですぐれものを使って現状の体制で現状の経費でやりましょうよ。そのことが私は力説したい。わかってもらえないとしたら極めて残念です。これで本当に知立市の財政のことを考えていらっしゃるのかと、市長をはじめ。

副市長、どうですか。ちょっと意見聞かせてくださいよ、あなた。

○清水副市長

今、御質問者が御説明、御提案をいただきましたけども、私も先ほどの教育部長、あるいは教育長、あるいは市長そういったこととお話をさせていただいておりますけども、そういった方向で御理解をいただきたいというふうに考えております。

○高橋委員

いい方に転化するなら理解しましょうよ、これ。だけど、あなた方が出してくださった資料によってはっきりしてることは、1億8,000万円累積赤字になるんでしょう。これはっきりしとるじゃないですか。1億8,000万、平成30年に。こんなことがいいのかというこの問いに対する回答はどこにあるんですか。将来へこみますと。8対22でやれば将来は今のままでいいですよ。何の回答にもなってない。ただ突っ張ってね、現状方針を。しかも1億8,000万円赤字になる方針を突っ張って走ろうという話でしょう。そんなこと許されますか。私は、そのことを重ねて申し上げておきたい。あとであるときの選択は、財政的に大変な失敗だったということをおっしゃいますな。私は責任とってもらいますよ。そんなことでいいのかと。人の金だけどね、そんなことでいいのかということですよ。

総務部長、あなたに振る場面じゃないけど、この1億8,000万円、何と考えますか。

○総務部長

私、今、資料も持っておりませんし、委員のお話と当局の答弁を聞いているだけの中身でございますので、今まで議会の方で長年かけてこの委託という問題について議論をしてきた。その中で、原課の方で試算をされたという中身で、若干の期間についてはダブる部分があるけれども、将来的な市の財政の上では確かに減っていくだろうということが厳しい数年間の財政状況ではありますけれども、全体の中ではそういう方向性だということで私は現時点では認識させていただいております。

○高橋委員

ことごとさようにね、それはちょっとお手挙げ状態ですわ。最大のポイントはね、中西から莫大な費用をかけてメーカー指定で入れた洗浄機を含めた機器がすぐれもので、つかみながら洗い、洗いながら数える、こういうすぐれものが入ったと。だからコストは高かったと。すぐれものだから人が今ほどじゃなくても十分できる。委託業者は正規8名、パートが22名でいいというなら知立市でそのスタッフでやってみようじゃないかというのが私の提案ですよ。今までの経験者。そうすれば1億8,000万円という赤字は全く出ません。しかも11名でこだわると8名の委託には少しお金的にマイナスになるけども、ふえるけども、8名でいいじゃないかと、やってみようじゃないかというんだから、実はそれぐらいのことは考えてもらわないかんのじゃないですか、行政当局で。結果的にスリムを言いながら過大な費用の増大、これははっきりしましたよ。この資料ときょうの論議でね。私は、そのことを改めて強く申し上げておきたい。そのことが理解できる幹部団がいらっしやらないのかということを重ねて申し上げておきたいと思えます。

委員長、ありがとうございます。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号について、挙手により採決します。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第17号 平成21年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 平成21年度知立市土地取得特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号について、挙手により採決します。

議案第20号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第20号 平成21年度知立市土地取得特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

○村上委員

25号について、かなり時間押してますので、私の意図するところが通じないかわかりませんが、少しはしょって質問させていただきたいという

ふうに思います。

この議案第25号につきましては、以前にもこの時間の問題というふうについては本会議質疑の中で御質問させていただいて、そのときには所定内労働時間の中で休暇が取られておったということで、昼時間が1時間であったと。それを今45分に変えたという話の中で、今回は15分間、要するに所定内が減って、今までの時間内の中で昼休みが恐らく1時間になるという提案かと思いますが、この条例を上程された経緯だとか、時間、休暇にどういうふうに関、私が言ったような形なのか、その説明をお願いしたいと思います。

○秘書課長

今回の議案第25号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ということで、経緯としては、今おっしゃった今までの経緯があります。そんな中、昨年国の方で人事院勧告で民間との1日当たりの勤務時間が公務員の労働時間が1日当たり15分長いということから人事院勧告が出されました。それに基づきまして、今回改正条例を出させていただいたものであります。

委員御指摘のとおり、1日当たりの勤務時間7時間45分になります。そうしますと、今までお昼の休憩が12時15分から1時までの45分でありました。それを午後1時までという1時間というものを定めていくものであります。

以上であります。

○村上委員

今、私の思ったとおりなんです、1日の所定内の労働時間が8時間から7時間45分になったということで、昼休みの15分がふえたと。単にここで休暇がふえたなということで、ここでよっしゃよっしゃということではね、少し違うのかなというふうに思うわけです。

この条例は15分が休憩がふえる。今言ったとおりなんです、基本的には事実上15分間、1日に減るという部分については、実際には賃率が上がって賃上げということになると思うんですね。先ほど課長の方に、1時間当たりのアワーレート、知立市の平均でどのぐらいかなというふうに聞いて

たんですが、1日1時間当たりのアワーレートが約2,000円というふうにお答えになりました。

それで、1日当たり15分とはいうものの、これ、1週間の1時間15分と。月にざっと計算して5時間ぐらいあるんですね。これ、だめだということをおっしゃるんじゃないですよ。職員の働き方についてはいいことなのかなということで賛成の立場ではいるんですが、ただし、この辺のところをしっかりと押さえといていただきたいという観点で物をおっしゃるんですが、1カ月当たりのこの賃上げ率でいきますと1万円、1人当たり年間12万円のこれ賃上げになるんですね。賃金アップと。

今こういった御時世の中で、1年当たり1人当たり12万円、市の職員がざっと500人、これ6,000万円の年間の賃金ベースアップになるんですね。いろんなことで世間の中では、どちらかというところと休暇も取らされて、1日当たりの賃金も減らされて、1カ月当たりの賃金もかなり減るとという状況の中での月額1万円のベースアップということになります。

この辺のところ、今回知立市はこういった取り組みで所定の労働時間が15分減るんですが、近隣市も同じようにこの県内というふうに取り組みされておられるのかなということをおっしゃる程度で結構ですので、教えていただきたいと思っております。

○秘書課長

近隣市におきましては、県内の34市ありますけれども、豊田市が1月1日から実施しております。そのほか27市において、この3月議会で上程を予定しているということをお聞きしております。

以上でございます。

○村上委員

これでずっと話していきますと、長くなっちゃいますが、ということは、今回これ取り入れてないところもあるということですか。

○秘書課長

今回のこの3月議会においては、まだそれぞれ職員組合とか、あと、勤務場所ですね、24時間勤

務とかそういうところの状況もありまして、まだその辺が煮詰まっていないという準備不足という面もちょっとお話はお聞きしております。

以上でございます。

○村上委員

今ね、すべての市町村で取り組むということなのかな、ちょっとわかりませんが、またそれは後で、時間長くなっちゃいますので、先にいきますが、その部分をお答え願いたいなと。

私自身その15分休息がふえるということについては、確かに職員が昼の休憩をしっかりと取ってリフレッシュができて、ここでお願いしたいのが、能率の向上ということで昼休みが長くなることによってありがたいというのかね、そういうものをしっかりと受けとめて、その密度の濃い仕事、要するに、年間6,000万円使うだけの価値のある仕事ができているのであれば、それはこういった財政難の中でもそれをもう少し市民サービスの方向にしっかりと向けられるということであれば、これはいいことなのかなということで、そういった指導という部分、人事担当とする企画部長というところでお答え願いたいんですが、よろしいでしょうか。

それから、もう一点お願いしたいというのは、本来これは副市長の方にもちょっとお聞きしたいんですが、もともとこの辺の担当をやられておったということもございまして、例えば年間に6,000万円あった場合に、どれだけの人が雇用できるのか。また、新規の事業としてどういったところに人が向けられるのかという部分について、この6,000万円って非常に大きいと思うんですね。

この休暇がふえると。昼の休み1日15分がふえるという部分について、これを職員の皆さんにしっかりと認識していただいた上であるんですよということを副市長並びに企画部長の方がしっかりと伝えていただいて、この15分のあり方という部分をしっかりと認識した上でこれを職場の中に、職域の中に展開していただきたいなというふうに思いますが、その意気込みというのか、心構えというのかね、どういうふうに伝えていくのか。

ありがたいなということでやはりこの15分間をもつのか、ただ単に昼休みの休憩がふえたんだからというだけのことなのかというこの6,000万円です、その価値という分を職員の方にしっかり伝えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○清水副市長

私、過去に、過去にというか企画部長を担当しておりますときに、休憩時間の見直し等々の中で現状の勤務時間、そういったものを提案させていただいたときに担当させていただいておまして、その時点ではそういった国等の指導、流れの中でそういったことをお願いをしてみましたけども、その後の話の中では、やはり職員も今の45分のお昼の休憩というのはなかなか窮屈だなという話も聞いております。そういった意味では、今回のこういう形になるということで、職員も今御質問者おっしゃったようなそういった気持で十分にリフレッシュをし、午後の仕事に取り組むと、そういうようなことが十分やっただけののではないかと。また、そういったことも皆さんに機会があればお話をさせていただきたいというふうに思います。

また、この御質問者が御披露いただきました15分短縮での年間約6,000万円というお話につきましても、非常に多額なものでございますので、そういった意識も十分持って今後、業務に取り組みたいというふうに思っております。

○企画部長

今回の勤務時間の短縮につきましては、先ほど秘書課長が申しましたように、人事院勧告に基づいて行うということでございますが、人事院勧告におきましても、この勤務時間の短縮に当たっては、これまでの行政サービスを維持し、かつ行政コストの増加を招かないことが基本であると、公務能率の一層の向上に努める必要があると、こういうようなコメントもついておるわけでございます。

したがって、お昼の休みが15分伸びるということでございますが、職員にもこのことをよく伝え

ながら勤務に励んでいただくという指導もしてもらいたいというふうに思います。

○村上委員

今、副市長、そして企画部長答えていただきましたが、やはり基本的な労働法の関係からいっても8時間の中の所定外の休憩が60分、1時間と、これはどちらかという働き方としては最適な状況にあります。最適な状況になった以上は、やはり先ほどの市民サービスの向上という観点で、ぜひともその辺のところをしっかりと職員に伝えていただき、有効な活用をしていただきたいと思いません。答弁要りません。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第25号について、挙手により採決します。

議案第25号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第25号 知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号について、挙手により採決します。

議案第27号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第27号 平成20度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査はすべて終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午後9時56分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長